

# 研 究 紀 要

## 第 12 集

### 報 告

- 本校における高校生徒活動の実態と生徒指導上の問題点……………芳 村 昭 男 (1)  
接続委員会の歩み (昭43~45) ……………接 続 委 員 会 (10)

### 研 究

- 機器を導入した個別教育……………福 代 和 子 (15)  
田研式精神健康度診断検査からみた  
本校生徒の精神的健康の実態についての一考察……………山 中 昭 生 (23)  
Alicia's Diary について ……………林 達 男 (37)  
理科の学習に対する生徒の一般的意識について……………森 井 実 (43)  
司法権・教育権と政治……………寅 貝 和 男 (1)  
「高村光太郎」ノート その六  
高村光太郎と永井荷風と……………井 田 康 子 (13)

1970

奈良女子大学文学部  
附属中学校・高等学校

# 本校における高校生徒活動の 実態と生徒指導上の問題点

— 「70年前夜」の政治的活動を追って—

芳 村 昭 男

はじめに

1970年6月15日未明、奈良県下では最初の高校封鎖 — 管理棟のパリケード封鎖占拠 — という事態が、本校で発生した。そして全校的な努力にもかかわらず、これの自主解除にいたるまでには、ついに一週間余の期間を要したのである。全国的な視野からすれば、むしろこのこと自体は、さほど驚くべきものではない。また、今回の封鎖問題については、後日の機会に、いずれ十分な検討がなされなければならないだろうが、その前に、いまここでとりあげようとするのは、このような、戦術的にも時期錯誤ともいうべき稚拙な「封鎖」に、いまさらに生徒をして走らせた事実、そしてさらに、その解除を全生徒の意志とするのに要した期間の相対的な長さの問題への解明である。1968年度から69年度前半にかけて、高校生徒会の指導を直接に担当してきた者の一人として、私は、主として69年度の本高校生徒の活動の実態を分析的に追うなかから、いくつかの問題提起を試みることで、今後の生徒指導、高校生の政治的活動問題検討の上で、なんらかの討議の資料としたいと考える。

## 1 本校の概括的状況

国立大学の附属高校としての本校は、その伝統的性格からしても、県下において、きわめて特異な位置にあるといえる。各学年3クラスからなり、男女ほぼ同数の完全共学であるが、生徒の組成は、 $\frac{2}{3}$ あまりが同附属中学から選抜試験によって進級してきた者であり、残りの $\frac{1}{3}$ 弱が、県下全域および近付県（京都・大阪）から、数倍の競争率をくぐってきた者たちで成っている。しかも、この附属中学と高校は、教師は全員兼任であって、同じ校舎を使用して教育を行なうという、完全な一つの学校共同体を成している。

生徒の家庭は、概して中流以上であり、子弟の教育（大学進学も含めて）上、経済的に困難を感じるというのは例外的でしかない。近年では、毎年約150名の卒業生中、高卒で就職する者は2～3名程度であり、それも経済外的事由からの就職とみてよいものがほとんどである。生徒自身の言を借りていうならば、「掃除や仕事の手伝いをするヒマがあれば、勉強室で休息している方が身のタメ」という家庭が一般的であり、自分だけの勉強室を持たぬ者が皆無に近いという事実と合わせて、本校生徒一般の生活環境が象徴的であろう。

受験体制が深刻化する中で、このような生活環境にあって、エリートとして組み込まれてしまった高校生が、一般的に辿る姿は明白である。自己の能力だけを唯一の頼みにやみくもに突走る者、自信を喪失して現実を背向け逃避してしまう者、矛盾に苦悩しつつますます内向的になって自分のカラにとじこもってしまう者、そうした種々の反応現象を一貫するものは、根深い人間不信の芽生えに立つ個人主義である。可能な限り、「自分の城」を築いて、他を — 親や教師さえも — 寄

せつけまいとする。自分にとってネウチを見出せない授業は、なるだけ逃げようとする（エスケープ）、自分の「勉強」のペースを狂わせるような行動には背を向ける（遅刻、早退、クラブ活動、etc）、すべての価値観の主体的転倒を試みる（非行の合理化、ハネアガリ）、自己否定（ノイローゼ、自殺）等々の現象として、それは表現されるのである。規制力— 処分等— の大小に見合う程度に、ただそれらは顕在の度合を異にするだけである。

× × × ×

「附属高校は非行など無縁だし、生徒は先生の言うことをよくきくまじめな者ばかりでうらやましい」というのが、従来の世間一般の定評であり、半ば、附属の教師自身の内にもある自己満足でもあった。事実、生徒指導上の問題でさほど切実な取り組みの必要に迫られることもなく、個々の問題はあっても、「生徒の自覚に待つ」式の、その場しのぎで事がすむとといった、「処分のない」「平穏な」学園として、通用してきた。教師は、もっぱら個人個人の「研究」に専念することに満足し、授業を「上手に」個人プレイすることで任務を全うできた。当然「教師集団」は不在であり、その必要も自覚されなかった。

1967年、この「平穏な」学園で、喫煙を注意された生徒が、その教師を殴るという事件が発生した。68年3月の成蹊会談では、エスケープによる出席時数不足のため、卒業単位不認定が決定するという、「附高」にしてあり得べからざる不祥事(?)が起こった。また、それらの少し前にも、在校生の自殺者を連続して出すなど、ようよう「附属高校」が問いなおされるべき時期は、到来しつつあったのである。もはや問題は、関係教師個々の力量からする「指導」の限界を、急速に越えつつあったといえよう。

## 2 一部生徒の「政治活動」への傾斜

68年8月、革マル派の指導による「奈良県高校生連絡会議」が、初の県下高校生組織として結成され、その中心は本校の生徒から成っていた。そして、同年「10、21」の行動で、これらの高校生が、県下で初めて、ヘルメット、覆面という姿で街頭に進出し出すのである。

一方、68年度後期の頃から、種々のセクトに所属する、あるいはその影響下にある一部生徒が、組織的に、生徒会の執行部や代議員に、そのメンバーを送りこむようになる。役員になろうとする者さえ稀な低調な生徒会活動の状況は、立候補によるセクトの進出を簡単に許すものであったことは、やむをえない。これは、生徒会の各機関のイニシアティブをとることで、学内におけるキャンペーンや行動提起を、「生徒会」の名で公然と展開する足場を狙ったものと見られる。同時にそれは、生徒会の私物化をも意味した。このことは、後述するように、具体的な予算執行の問題等に加えて、やがて波及してゆくのである。

(一例) 本日、入学式後、生徒会執行部によって提起されている新入生観迎討論集會を我々は支持し、この討論集會を成功させていかねばならないと考えます。

(69年4月10日付「附高連」のビラから)

69年4月26日、本校生徒の討論集會の場に、学外者(セクトの指導者)が初めて公然と姿を表わした。生徒の知らせで駆けつけた教師の手で即刻退去はさせたが、これは、後日への一つの重大なエスカレートであった。そして当日放課後、教師の説得、指導を完全に無視して、「斗争委員会」の名で、公然と全生徒にデモ参加を呼びかけ、ヘルメット武装で街頭に出るというように、本

校生徒の街頭武装デモが、この時期から、公然化するのである。

それでは、この間、多くの一般生徒の状態はどんなであったか。前述のような環境に培われた生活感情をもつ大多数の生徒が示す、これらの事態への反応は、一口でいえば、実に冷やかなものであったといえる。全くの「他人事」としてまるで無関心な者は別としても、同じ高校生仲間の問題として、この「政治活動」の問題を積極的に受けとめ、「これでよいのか」の問いを大衆的に投げかける取り組みは、概して皆無の状況であった。教師からの問いかけも、有効に入る余地はほとんどなかった。むしろ、いくらかの生徒のなかには、自己のもつ内面的苦悩を勇気をもって代行する者として、そうしたアクティブな生徒への心情的共感をさえ抱くものが少なからずあった。一方では根強い感情的反発、他方では心情的共感、この二つがいずれも方向を得ないままに、いたるところで陰微にくすぶっていた。そして互いに、「アイツはアイツ、オレはオレ」式の、依然として表面何事もない、ホームルームであり、「アナタマカセ」の生徒会であった。ハネアガ者はますますハネアガリ、オチコム者はますますオチコム以外にない「エリート校」の矛盾が、こうして、白日のもとに暴露されはじめたのである。

### 3 「民主的活動へ」の指導

この間の、学校として、教師の指導体勢はどうであったか。69年度に入って、従来の「生活課」体制を廃して、新しく「生徒課」へと階層を改変したのも、こうした情勢のもとで、教師全員が直接に生活指導にあたるという姿勢を明確にしたものであった。担任を中心に、学級、学年として受けとめ、個々の問題に処していこうというのである。「指導の集団化」の第一歩であった。

ところで、高校生の政治活動が、県下でもようやくやかましく言われ出したなかで、本校としても、これを指導していく上での「共通見解」の必要に迫られていた。何度かの長時間にわたる検討を経て、本校としては、次のような基本的方針が確認される。それは、まず大前提として、高校生の政治活動一般を否定するものではないこと、従って、高校生の政治活動を正しく指導してゆかねばならないという方向である。それでは、「正しい」活動とは、いかなる性質のものをいうか。現在の本校にあっては、それは、ホームルームを基盤として、生徒会の全的活動として民主的に行なわれるべき性質のものである。一部少数の者だけで独善的に行なうような活動は、従って否定する。だから具体的には、セクトの提起するヘルメットデモ等への参加は認められない。ただ、放課後や休日における、学外での個人的参加については、技術的困難や指導の限界性から、直接には学校の関知しないものとする。

このような方針のもとについて、全教師は、日常の先活指導を展開していったわけであるが、その過程で、当然、こうした原則的態度を貫く上でのさまざまな困難な事態に直面し、いろいろと教師自身が学びはじめるわけである。その最大のものが、いわゆる「教師=敵」論による、トロッキストの、指導無視、もしくは指導拒否とのたたかいであり、そうした場合の具体的な問題の処理の仕方であった。

### 4 校内ルールの明文化

前述のような方針のもとに、教師は、全生徒に対しては、ホームルームを中心に問題を提起しつつ、また部分的には一部生徒への個別指導を強化していった。あくまで、それは、「生徒との話し合い」「説得」を基本とするもので、物理的な抑圧や、権力的な処分は可能な限り選ばないとい

う、ドロマミレの、しかしねばりづよい「教育」のたたかいは始まった。

一部少数生徒による、集会やデモへの行動提起は、4月以来、半ば公然と続けられ、以前に増して、ビラやポスターが校内に氾濫していた。多くの一般生徒の無関心をよいことに、生徒会の予算で「合法的に」購入された輪転機やハンドスピーカーが、それら一部生徒の専用であるかの如く、— 実際、生徒会活動一般にとって、それらの品は、高価な割には、たいして有用なものでもなかった — フルに活用された。スピーカーなどは、知らない間に校外に持ち出され、デモで学外者が使用しているというようなデタラメが公然と行なわれるといった事実には、生徒会の私物化は見事に象徴されていた。6月になると、教師の退去指示を拒否して、学外者をまじえた集会や学内武装デモが行なわれ、また、学校の方で知らない間に、本校を、県下高校生の決起集会場に指定するなど、事態は、教師のそうした根気ある努力をあざわらうかのようになり、かなりエスカレートして来つつあったのである。一見、「指導」は、もはや不能であり、絶望的であるかの如き様相であった。にもかかわらず教師全体としては、さほどに切羽詰まって悲観的になることが割合となかったのは、まだそうした一部生徒の言動が大体において教師に掌握され、彼らセクト間の内部矛盾もあって、行動の過激な割には量的限界も見え、先が見えていたことによるといえるのではあるまいか。

個別指導を続ける中で、掲示や集会について、それが民主的な生徒会活動として行なわれるためには、具体的にどのような方法や手続きが必要であるかということが、生徒に対して示される必要があった。それらの活動が、一部生徒のハネアガリ — 生徒会活動の破壊 — としてでなく、生徒の自主的民主的活動であり得るためには、そこに明確に区別されるべき何か — 民主的規律 — が要求される。しかし、そうした自治の民主的規律を真の意味で自覚的に創り出すべき生徒集団は、残念ながら、本校では未だ充分に育ってはいなかった。従来は、校内生活の「きまり」や慣行を守ることによって、生徒の「良識」が、かろうじて学園の秩序を表面でささえていたのである。しかしいま、現実に、半ば意識的にその「良識」なるものを否定しようとする部分が存在する以上、将来における「民主的規律」を展望するなかで、従来あいまいであった部分は、明確な「規範（ルール）」として明示される必要が生じたのである。掲示物、文書の配布、集会等について、教官会議の慎重な検討の結果、7月5日に、それは全生徒に提示された。〈参考資料1〉

主として従前の慣行や指導の姿勢をまとめたものであったにすぎない故か、多くの生徒は、これを、ただ無関心に受けとめたようである。ただ、「検印」の問題は、これまでもしばしば議論になっていたもので、その線を一步も出ないままであったことに対して、多少の不満は一般生徒の中にも残ったようであるが、ただちにどうこうといった積極的な問題として発展するまでには至らなかった。ここにも、本校生徒の、いかんともしがたいまでの無気力、自治意識の貧困が見られ、後日に、これが問題を残すことになるのである。ただ、予想されたように、行動派生徒たちは、この「ルール」に反映される現状の弱点を正しく評価する中から真の「自治」を目指して前進しようとするのではなく、単にこれを、権力の「新たな規制」とのみ受けとめ、いたずらに「粉碎」を呼号するだけで、以後やがて「斗争」の具としてゆくのである。それにしてもこの時点で、この「ルール」に対して、全生徒の民主的討議を組織できなかった指導の弱さは、学校として、なんといっても決定的な極根であった。

## 5 教室への乱入デモから

### 「処分」・「ハンスト」・「全校集会」へ

9月22日、学園祭最終日、プログラム外の映画の上映を一部生徒が強行しようとし、生徒の「学園祭実行委員会」は、ナンセンスにも、「我々はこの件に関知しない」という態度をとった。強行上映の論理は、「生徒会活動として合法的に上映するのでは意味がない。非合法的に上映を勝ちとることこそ目的である。」というものであった。教師は、こうした態度は教育上絶対に容認できぬものとして、ぎりぎりまで説得を続けたが、強行を思いとどまらせることはついにできなかった。そこでやむをえず、上映を教師が実力で阻止することになるのである。前述したように、本校では、生徒指導において、物理的な手段や権力的な方法をできるかぎり避け、ねばりづよい説得等によって最後まで合意を追求するという態度を一貫して通してきたわけであるが、6月の生徒会スピーカーの保管処置<参考資料2>と、今回の視聴覚教室ロックアウト、それにこの後に来る本館ピケット、および前後二度の「処分」が、万やむをえなかった例外的措置としてあげられるわけである。

さて、この上映禁止に抗議するというかたちで、一部生徒の教室乱入が行なわれ、教師のスクラムで押し出されるという事件が発生する<参考資料3>。そしてこの乱入は「処分」を生み、さらにその処分に抗議するということでハンスト、最後にこれまでの総決算としての、教師、生徒全体による全校集会がもたれるというふうに、事態はめまぐるしく展開する。なお、この直前、授業を欠席して、近くの奈良教育大学のバリケード封鎖を支援に行った生徒に対して、政治的活動関係では最初の「処分」を出している。

全校集会は、「処分」の問題を中心点とし、被処分者も出席して行なわれた。これをいわゆる「団体交渉」の場に転化しようとするセクトの意図を察知して、学校としては、正しい生徒会活動の場としての実をあげるべく、慎重な配慮と準備をしてこれに臨んだ。ホームルーム討議を通じて問題点を大衆的に集約させ、また、発言も、ホームルームを基盤に大衆的に「質問団」を構成させ、議事進行にも、生徒と教師の代表から成る「司会者団」によって集会全体が運営されるように用意された。

このように「大衆的」なものとして、全教師と全生徒が会するというのは、もちろん本校にあっては、教師にとっても生徒にとっても初めての経験であった。教師としても、結果に自信が必ずしもあったわけではない。まかりまちがえば、收拾のつかぬ混乱と困難を今後にもちこすことになるかも知れぬ不安もあった。しかし、だからといって、これ以外に有効な措置があったとはいえない。特に、セクトのキャンペーンのみが一方向的に全生徒の中に入っていて、それに対する教師の方の主張が分断的である場合にあっては、多くの一般生徒に向かって直接にはたらきかける場として、もちろまず、それは最も有効な方法ともなり得るだろう。

部分的には、一部生徒との激しい応酬も含めて、全体として、この「全校集会」は、一応の成果を得たものであったといえる。「民主的規律」の何たるかを考えさせ、「指導」の経過を理解させ、高校生の活動のあり方について本校の目指すものを説くなかで、それまでの無関心層まで含めて、多くの生徒が誤解を解き、あるいは、問題の重大さを理解しはじめたかに見えた。「団交」の場を意図したものは完全に孤立し、生徒大衆へのその影響力は、はっきりと後退していった。後にセクトのピラが、自からこれを「完全な敗北」と総括せざるを得ぬような状態で、「全校集会」は終了した。しかし、このことにも、大部分の本校生徒がもつアッケナイまでの体質的モロサ(モノ

ワカリヨサ)が痛感され、また、これが、一部生徒をして、ますます、絶望的なアセリとイラダチへと徐々に追い込んでゆくありさまが、明白に理解されるのである。

## 6 批判層の拡大と、生徒会正常化への動向

9月時点での一連の激しい盛り上がりピークとして、10月以降は、セクト間の内部矛盾の激化とあいまって、行動派生徒は次第に全生徒からの孤立を深めてゆく。もはや少数の固定したメンバーが、互いの戦術に立って過激な行動を一揆的に起こすのみの日々がくり返されるだけで、運動としての高揚は全く見られなかった。そして、この時期にあって注目されることは、一般生徒の中から、セクトに対する批判的言動が積極的に起こってきたことである。その具体的な現われの一つとして、69年度後期の生徒会長選挙で、革マル系に所属する立候補者が落選するという結果が出てきた。11月には、「全日ストライキ・学園占拠斗争」の提起に対して、「全闘委の暴力的策動を許すな」「学園を守り、外人部隊の侵入絶対阻止」の呼びかけが、全学年を通じた有志によって為され、多数生徒の意志で、実際に、当日の一部生徒の動きを封じ込めようといった動きにさえなっている現われるのである。

こうして、70年3月、「卒業式拒否」を叫んだものの、多くの生徒がソッポを向くなかで、結局、少数の卒業生だけが、式場に入らずに周辺をうろついているのみという「無残な」状況のうちに、69年度は終了したのであった。

しかし、このことは、本校の指導問題が解決した姿を示すものではもちろんない。全生徒が正しくその活動を開始しはじめたというには程遠いものであり、未解決の根深い問題、いつまた混乱が再燃拡大せぬともかぎらぬ根本的な問題——諸条件は、依然としてそのまま存在しつづけるのである。真の生徒集団の形成という教育の根本問題に正面からとりくまぬ限り、民主的な自治に貫かれた真に平和な学園は、ついに不可能であろう。

## 7 問題の整理と、一つの結論

これまで、時期の経過に沿って、かなり詳細に、いわゆる「70年前夜」における、本校の実態を辿ってきたわけである。この間、中学生の教育をも抱えるかたわらで、全教師は、その不十分な待遇にもかかわらず、文字どおり身心ともにすり減らすような努力をし、精魂をかたむけて来た。そしてこの労苦は、決してこれに終わるものではない。それは翌年度へ、さらに翌々年度へと限りなく続けられなければならないだろう。だとすれば、まず大前提として、何に向かって辛苦すべきかがここで問われなければならない。でなければ、同じ労苦のくり返しに終わるのみである。

いま、生徒指導の経過をふり返って、問題の根幹を見つめた場合、第一の問題は、本校の性格から、本校生徒の大多数が個々にその内にもつところの、プチブル性——用語としてはやや精確を欠くかも知れないが——をあげなければならない。現実の変革への憧憬と臆病なまでの恐怖心、常に観客席に居ての評論家といった体質を、すでに環境的に根強いものにして大部分の生徒たちは、たけり狂って孤軍奮闘するかと思えば、たちまち意気消沈して、挫折感に陥る。真に喜ぶこともできなければ、真に怒ることもできないのである。こうした現われが、一部生徒の暴力的行動にはマユをひそめて見ぬふりをし、また、ハンストなどに対しては、同情や無定見な理解を示して自己満足する姿である。客観的には、こうした生徒の無責任な言動が、一部生徒のハネアガリを勇気づけているといえる。

次に、第二の問題として、生徒集団の未形成およびその指導の弱さである。一部少数生徒の言動が、論議され検証を経て修正され得るためには不可欠の母体が不在であるために、セクトの問題提起は、ストレートに各個撃破的に個々の一般生徒の上にふりかかり、動揺を与える。当然付和雷同が起こり、これが問題の解決を常に困難ならしめる要因をなしている。

最後に、第三として見落としてならない問題は、教師集団の弱さの点であろう。どのような人間に生徒を教育するかが明確にされ、全教師がそれに向かって、組織的に取り組んでいくという教育の体勢からは、残念ながら現状は、程遠しとせざるを得ないだろう。教師個々のもつ力量が、職場の対人関係の中で相殺されるようでは、徹底した指導性は期待できない。ホームルーム間の落差は、生徒集団の形成を困難にし、場合によって、「教師不信」をさえ呼んでいるのである。

これら三つの原則的な問題を前提としながら、なお、技術的な問題として検討を要する具体的な課題を整理すると、以下のように集約できるであろう。

- ① 教師の説得が最終的に容れられなかったり、指導が拒否された場合の措置
- ② 不法行為を予見した際の緊急措置 — 実力阻止か事後処理か
- ③ 局外生徒への対処の仕方
- ④ 「処分」のあり方
- ⑤ 保護者と学校の協力関係のあり方

以上のように問題をまとめてみた場合、単に「生徒指導」のみでなく、本校の教育が今後目指すべき方向も、おのずから明きらかになってくると考える。「70年前夜」の本校の実態は、われわれに、「附属高校」のあり方を大きく問いかけているのである。本校が、いわゆる「エリート校」であるかぎり、われわれの「生徒指導」は、ついに技術論におおってしまうであろう。そして、それにかかる辛苦は尽きず、発展のないくり返しとならざるを得ないであろう。

本校が、真に民主教育の場として世に立とうとするものであるならば、そのためには、「70年前夜」がわれわれに教える課題に正しく応えるべきであることを結論に、このレポートをしめくりたい。

## <参考資料 1>

### 掲示物について

ポスターその他を生徒が掲示するときは、常に生徒課に届け出て検印を受ける。掲示の期限は原則として一週間とし、期限がきたら、責任者はきれいにとりはずすこと。

### 文書の配布について

ビラその他を生徒が配布するときは、事前に必ず、関係教官あるいは生徒課まで連絡して、その許可を得ること。

### 集会について

- ① 生徒が集会をもつときは、責任者は、事前に必ずその関係教官と連絡をとり、その指導のもとに行なう。
- ② 有志による集会は、それを呼びかけるものが、事前に必ず生徒課と連絡をとって、その指導のもとに行なう。
- ③ 集会のために教室その他の施設を使用する際には、あらかじめその管理担当教官に申し出て、その指示に従って使用すること。
- ④ 学校の認めない校外者が集会に参加することは禁ずる。



## <参考資料2>

現在問題になっている「旗・スピーカーの件」について、生徒諸君の疑問に答えるため、事実経過に基づく私たちの見解を述べます。

1. 4月26日、本校の中庭において討論集会が行なわれた際、1人の学外者が集会に参加していたので生徒会顧問は退去するよう指示しました。学外者の言動については、私たちは責任が持てないからです。当日の放課後、奈良女子大生を中心とする街頭デモが行なわれ、本校生徒の何人かがヘルメットをかぶりこれに参加しました。

このデモで女子大生の指印者が使用していたスピーカーは、本校の中高生徒会のものでした。この事実は私たちが全く予想していなかったことだけに驚きました。これは予算審議の生徒大会でも問題になった件です。

2. 6月14日午後、校内の築山で有志の呼びかけによる討論集会がもたれました。この集会には「全斗委」と書いた旗が掲げられ、学外者が再び招き入れられていました。私たちは学外者の退去を指示しましたがそれは拒否されました。集会の後、ヘルメットをかぶり、学外者を先頭に新館周辺のデモが行なわれました。
3. 6月16日、「全斗委」なるグループは、本校を県下の専校生を対象とした集会場に、学校の許可なく指定し、ヘルメットをつけジグザグを宣言したデモを呼びかけました。この日、生徒会のスピーカーが学校の認めていない集会・デモのために持ち出されようとしていたのです。こうした事情から高校生徒会顧問はその指導責任において、生徒会所有物の不正使用を許さないため、一時これを保管せざるをえなかったのです。
4. 生徒会室ロッカーにあった「全斗委」と書いた旗についても、学校の認めていない集会・デモで使用されるものであり、校内でこれを掲げることは許されないのでスピーカーと同時にこれを一時保管しました。ただし旗については、校内で使用しないことを条件に代表に返しました。

放課後の学外者を含めた集会では、返却した旗が掲げられ、ヘルメットを着けた二度目の校内デモが行なわれ、街頭デモに移ったのです。

5. このような経過から見ると、スピーカー・旗を一時保管した私たちの指導上の措置は正しかったと考えます。私たちの指示は終始無視され、話し合いの意味が失われていたからです。

生徒課に対するスピーカー・旗の「押収」などという抗議は、全く理由のないものと言わざるをえません。

6. 私たちの制止を聞かず、学校の認めない学外者を含めた集会を開き、学外者の指導下にヘルメットをつけ、校内・街頭をデモすることは許されてはなりません。

直校生がさまざまな問題を考え、これを訴えるのには、このような誤ったしかたのほかにもっともっと方法があるはずで、生徒間で問題を真剣に討論し、誰しもが納得する形で意志を表現すべきです。そのためには諸君の生徒会を大切に、それによって「自主自律の精神に満ちた、明朗にして健全な民主的学園」（生徒会会則前文）を作り上げることが必要です。

私たちがそのためにいろいろな問題に関して諸君たちとの討論参加をも含め、十二分に協力したいと考えています。この問題を契機に活発な討論を巻き起こし、さらに生徒会活動に対する自覚と努力を強めるよう願ってやみません。

昭和44年6月23日

教 官 一 同

### < 参考資料 3 >

生徒諸君ならびに保護者の方々へ

学園祭の最終日22日の正午過ぎ、校外者をまじえた約20人の生徒が本館内へデモをかけ、教官と衝突するという事態が起きました。またこのデモの前後には校門近くで、無届けの集会をしていました。このできごとについて、生徒諸君および保護者の方々に、学校としてそのいきさつを説明します。

このデモ・集会は、一部生徒が学園祭の企画とは無関係の映画を学園祭実行委員会や学校が認めていないのに強行上映しようとしたことに原因があります。東大寺学園高校文化祭で上映される「神籠列島」のフィルムを一部生徒が個人的に借りて当校において東大寺学園と共催の形の前売券（カンパ？）を売り、上映の準備を進めていたものです。

学園祭の企画は、夏休み前から学園祭実行委員会を中心に検討立案され、教官会議でも審議が尽くされて、教育活動の一環として有意義な学園祭となるよう決定されたものです。ところがかれらは、前記のような企画外の映画を視聴覚教室で、プログラムに組まれていた高1Cとワングルの映画の上映時間に割り込んで強行公開しようとしたので、学校は上映を思いとどまるよう説得を重ねました。しかし、説得を聞き入れなかったので学校としては、企画外のもの認めないという方針に従い、企画にある高1Cとワングルの映画上映の時間以外は視聴覚教室の使用を禁止しました。

一部生徒が集会で、学校側の上映禁止理由をいろいろと説明していたようですが、学校としてはこの映画をその内容から禁止したのではなく、企画通りに学園祭を進行させるべきだという立場から企画外のこの映画の上映を禁止したのです。

生徒諸君は以上の経過をよく理解し、学園祭のありかた、さらには生徒会活動について冷静に判断するよう期待します。保護者の方々にはすでに御子弟を通してお聞き及びの事と思いますが以上のような事情です。念のためおしらせ申し上げます。

9月25日

教官一同

# 接続委員会の歩み (昭43～45)

## 接 続 委 員 会

### I 接続委員会の発足

付属学校のあり方を考えながら併設されている中学・高校間の接続の問題点を検討するための委員会は、昭42年度末までは中・高それぞれ別に設けられていた。中学側の委員会では、付中3年から付高へ進学する際に150人中の40人が不合格となる選抜制度が中学担任の立場からいろいろ問題にされたが、高校側の委員会の問題点とびったり重ならず、討議されたことの内容を教官会議に報告はしていたが、委員会としてのまとまった方針、あるいはそれをもとにした具体的な改革案を提示するまでにいたらなかった。

一方、公立高校の入試の方法が全国的にかわったことも、付高の入試の方法の再検討を要請し、また付中から付高に進学できなかった生徒が公立高を受験する場合、他の中学から受験するものに比して内申の取扱い上不利になるという事態も生じ、早急に具体的な改革案をねることが必要と感じられてきた。

なお、昭42年度の中3担任から年度末に出された「中3進学指導について」は、学習・生活・進学指導の各面から現行接続制度の下での困難点に多くふれていた。

昭43年度の学年はじめに、以上のような事情をふまえて、中高別でなく全校的な基盤の新しい接続委員会をつくることが総務より提案され、人教・構成など審議されたのち、逆挙によってえられた4人(森井・岡田・鈴木・松村)に総務(香川・馬嶋)を加えた6人から成る委員会が発足した。(委員長は森井)

### II 昭43年度の歩み

委員会はその課題を(1)付属学校としての中・高のあるべき姿と両者の接続のあり方を考える、(2)あわせて学級定員減を具体的に考える、の二つにしぼって審議をすすめた。一学期より二学期にかけての審議の中で、現行の接続制度が校内でも対外的(公立学校に対して)にも弊害をもたらしている事情と、中高併設・教官の中高併任という本校の体制がかえられない以上、中→高間で40人きりする現行制度と矛盾してくるということから、中高の完全接続にふみきる以外に道がない、という点で意見が一致した。そしてそれを基本線とした上で、次の三案の検討に入った。

#### ① 中学2学級 — 高校4学級(2-4制)

中学2学級はそのまま高校へ、高校では新しく外部から入学させた2学級を加え4学級とする案。中学入試の方法によっては現在よりも高校での学力の幅が大きくなる。中学がよいよ高校のぎせいになるのではないか。後述の0-6制への移行型としてはよいかもしれないが、本校の問題点の根本的解決にはならない。

#### ② 中学廃止 — 高6学級(0-6制)

中高併設の本校を高校だけの学校にかえてしまう案。中高併設・併任からくる校内の複雑な諸問題を単純化できるし、その分だけ教育研究に専念できるかもしれないが、大学とそれに付属した幼・小・中・高という一貫した系列の研究学校の位置づけからすれば、単に併設の中学を外に締め出すことでは問題は片付かないし、大学との関係からも実現の可能性がきわめてうすい。

#### ④ 中学3学級 — 高校3学級(3-3制)

学級数は現行のままだが、中→高間での40人きりすて、外部から40人入試成績のよいもので補充するのをやめて6年間一貫教育を行なう案。中高併設・併任校としてもっとも自然であり、現在あるいろいろな弊害の解消に役立つ。また6年一貫教育という点に特色をもたせ、独自のカリキュラム、6年間を見通した教科・生活指導の下に、研究体制をくんでいけるのではないか。

結局③案におちつき、学級定員減をふくめた具体案を話しあった末、10月下旬の全体会議に審議結果の報告と次のような第一回目の提案を行なった。

#### ・中高完全接続を基本線として

- ・中学募集人数を135名(15名減)とする。
- ・中学学級定員はしたがって45名となる。
- ・入試方法は来年度についてはさしあたり従来通り(学力試験)実施してみる。
- ・校区は従来通り、ただし通学に要する時間1時間以内とする。

原案についての審議はその後3学期にかけて時間をかけて行なわれたが、反対論もいろいろと出され、ことが学校のあり方すべてに関わる問題だけに充分討論を重ねた上で決定をまとう、というのが委員会の方針でもあった。そこで討論の前進をはかるために、全体会議で他の付属校の接続の実態がわからないという声があったのに対応して、他の国立大付属学校および私立の中高併設校にアンケートを送り、小・中・高間の接続の実態と問題点について回答をもらうことにし、早速アンケートの作成にかかり、3学期末に発送した。

### Ⅲ 昭44年度の歩み

総務として委員会に加わっていた香川が転出し、委員の森井が総務に選出されたためメンバーが5人にへったが、年度はじめの全体会議で、改選せず旧メンバーのまま続行ということにきまった。(松村が委員長となる)

まず返送されてきたアンケート結果について委員会の審議をすすめ、その整理・分析を行なった末、委員会としては先の提案をかえる必要がないと判断し、10月の全体会議にアンケート結果の集約したものを提出するとともに、前回とほぼ同じ趣旨の原案(前回と異なる点は中学入試方法について、付小からは内申、他は学力試験で、としたこと)を再度提示した。

アンケートの回答にあらわれた特徴的なこととしては、①付属高校のないところでは小・中の義務教育を完全接続としているところが多い。②中高併設・教官が中高併任の学校では中高完全接続のところが多く、その場合中学で比較的きびしい入学試験を行なっていること。③学級定員については中学・高校とも40～50人平均45人である、などの点が参考となった。

委員会の提案理由としては、中高併設・併任校として6年制が自然である。高校入試による弊害(中3でのクラブ、ホームルーム、学級経営の困難、中3担任の苦悩、付高への入試に除して不合格となった付中学生を公立高に振りむけることの問題性……)の解消、6年一貫で独自のカリキュラムがたてられる3学期に行なわれる中・高二回の入試を一回にへらせる、などをあげた。それを支持する意見と、高校での学力差が大きくなって指導しきれない、高校で外からよくできるものを入れないとケジメがつかずダレる、との理由で原案に反対する意見が対立し、後者の立場からは、むしろ現行の付小と付中との接続制度を解消し中学入試をオープンでやるべきだ、あるいは小中は義務教育として接続させて、中学と義務教育でない高校とは接続させずに両者の間でオープンの入試をやれ、などの案も出された。また教育制度全体がかわりそうな情勢だからその様子を見てから

にしては、という時機待ちの意見もあった。

10月中旬に再度全体会議で討議したが、賛否両論がうまくかみ合わないまま継続審議にもちこされ、なかなか前進しなかった。その間学校保健委員会から「定期健康診断結果について」の報告がなされたが、その中で本校生徒（高）にひょう長い体位、前かがみの姿勢のものが多く、近視が50%をこえていること、近視は中学段階で多くなり、中3ですでに50%に近づくことが指摘され、接統委員会としても本校のあり方と生徒の健康との深い関連について話しあい、改革が焦眉の急であることを痛感した。

11月、教育職員養成審議会から、「付属学校のあり方についての建議」が出されたが、その同じ日の全体会議で、翌年度の高校入学者募集要項案が提案され、付中からの人数はそのままにして、外部から入れる定数をへらすという原案をめぐって、接統の根本問題にかかわる討議が交わされた。ことに原案に対して高校のオープン入試案、付中からの全入案が対案として出されたことが議論を白熱化させた。結論としては原案が可決され、接統委員会は提案を行なわなかったのだが、討議の内容が接統委の課題と深く関わっていたのでここに特記しておく。

12月に入って、従来の会議では賛成・反対いずれの立場からも発言者が限られ、双方の意見がかみ合わない点を反省して、委員会としては全教官にグループ別討議をして、全員に発言してもらい、その結果を全体会議にもちよってきめの細かい討議を深めてもらうことを提案したが否決され、次の全体会議でも論議の前進はあまりなかった。ただ委員会側より付属学校の役割から考えても現行の接統制の上に立ったエリート校体質の解消が必要であること、教育実習の面から見てもエリート的な付属でやった教育実習は一般校ではたして役立つかどうかという疑問を投げかけたのに対して、中高分離・高校オープン入試論や、入試で選抜しているからこそ何とか少い教官定員でも教えられるのだ、という意見などが出た。

委員会としては、討論の前進がなかなか見られないという悩みを何とか打開しようと考えて、接統問題に関して全教官にアンケートを出し、会議の席ではなかなか出てこないさまざまな意見をくみ出そうと考えた。そしてできれば、この問題について教官の考え方の大きな方向をつかみたくとも考えた。

アンケートは中高それぞれの入試制度と両者の接統のしかたについて、現状でよいかどうか、よくないとすればどう改めるのがよいかを聞き、あわせて接統委員会の存廃についての意見も求めるもので、3月15日に全教官34名中28名分の集約を終り（回収率87.5%）その結果をまとめて3学期末の全体会議に提示した。

アンケート結果を大まかに分析すると次のようなことが言える。

- ① 現行のままでよしとする意見はきわめて少数で、圧倒的多数が何らかの改革を必要と考えている。
- ② 改革する場合、中高間の選抜をゆるめ、中高を完全接統させるという方向と、逆に中高間の選抜を強化して現在よりも付中から付高に入る人数をへらすという方向とがあるが、前者の意見が圧倒的に多い。
- ③ 中学入試のあり方については意見が大きく二つに分れ、付小と付中との間の制度的なつながりの存廃が意見の分れ目になっている。
- ④ 中学入試および中高完全接統しない場合の高校入試の方法については、学力試験、抽せん、内申、あるいはそれらの併用、というふうに意見がバラバラである。
- ⑤ 校区については現行、現行よりせまくせよ、の二つの意見がほぼ同数である。
- ⑥ 接統委員会については現在の人数とメンバーで、何らかの結論が出るまで続行せよというのが

多数意見であった。

#### IV 昭45年度の歩み

学年頭初に接続委員会を開き、まずアンケート結果について話しあった。大勢としては中高完全接続という委員会案を支持する意見が多いとはいうものの、問題が学校のあり方全体を左右することだけに、単純な多数決できめることは避けなければならない。少数意見を充分きき、討議を重ねる中から結論を生み出すようにしよう、という態度で、他の付属から人を呼んで話をきく会なども考えてみることにしたが、さしあたって研調課主催の教官の話しあいの会で接続問題をとりあげてもらうことにした。それは5月はじめに開かれたが、出席は教官の $\frac{1}{3}$ で、委員会からアンケート結果の分析を発表し、旧中3担任グループから「中3を担任して」という反省が出された。話しあいの中で出たのは、完全接続は生徒の質・学校の質を低下させるのではないかという危惧、中高一貫した上で何をやろうとするのかハッキリしない、学力差にどう対処するのか、生活指導上の問題がふえるのではないか、付属に対する社会一般の批判にどうこたえるのか、高校で付中以外から40人選抜して入れることはプラスなのか、マイナスなのか、中3を担任した立場からの現行のやり方のやりきれなさ、などであったが、全体として今まで出た意見のむしかえしという印象がよく、大きく討議が前進したとは感じられなかった。

5月28日には中等教育全般について中教審の試案が出され6・3・3制にかわるいくつかの学制プランが示されて校内でも論議のたねになったが、接続委員会としてはそれにかかわりなく従来の改革案の実現を目ざす線を進み、6月初にはもとの原案を一度バラして、まず中高完全接続という点だけを提案し、それが通ったら中学入試のあり方や付小との関係などこまかい点を次に提案することにきめた。ところが提案の機会をまつうちに封鎖による学園紛争がおこり、7月に入って紛争解決のために各種小委員会が設けられる段階で、接続委もその中の一つに位置づけられ、メンバーも一部かわることになった。(岡田、鈴木、新穂、松村)

新しい接続委では6月にきめていた旧接続委の方針と案を再検討の末確認し、7月中旬の教官会議に次の提案を行なった。

##### 昭46年度から中高間の選抜入試をやめる

(カリキュラム、学校行事、クラブ、生徒会などはとりあえず現行のままとし、完全接続への移行後に徐々に検討する。中学の募集のしかた、付小との関係などはこの案が可決されたらあとで提案する。)

同時に「中3担任より」のプリントが配布されて、旧中3担任グループから早く現行制度を改めてほしいという訴えがなされた。

これに対して、いきなり46年度からはむりである、移行措置を考えよ、カリキュラムやクラブ、生活指導、学習指導(学力差)など完全接続決定より先にやるべきことが多い、などが反対論として出されたが、大筋としては小・中の接続関係と中・高の接続関係とがからみあっているのに、小・中関係をぬきにして中・高の完全接続について賛否を問われてもきめられない、という声がよく出た。この点については、逆に中・高の関係がきまらないままでは小・中の接続もきめられない、ということも言えるわけだが、いずれにせよ小・中・高をふくめた全体の接続のイメージが提案ではハッキリしていなかったことはたしかで、それが討議の大きな壁になっていた。

そこで「中高一貫をめざして研究を深める」という態度決定の修正提案がなされ、保留がやや多かったにせよ学校の方向として決定を見た。これは研究の進んだ結果中高一貫は不可という結論が

出れば、必ずしも中高一貫を強行するものではないというふくみをもつもので、その意味では明確な方向づけとはいえないが、今までのまったくどちらに進むかわからない状態から見れば、一つの段階的前進であった。数年にわたって考えられ論じられてきた接統問題がここにはじめて大まかながら一つの方向決定にたどりついたわけだが、しかし問題はこれからの研究体制と研究の中身にかかっている。

奇しくもこの決定のなされた次の日、7月17日教科書裁判(いわゆる家永訴訟)の判決があり、国民の教育権という視点が明確に示された。この立場の上に付属学校をすえることを基軸にして、カリキュラム、クラブ、生徒会、ホームルーム、教育条件、教師の労働条件などの各面で中高完全接統を目ざす研究を精力的に進めていかねばならないと考える。そういう全校的なとりくみの中で接統委員会のやるべきことは何か——これが今後の課題になってきている。

1970. 9. 5

(文責 松村)

# 機器を導入した個別教育

福 代 和 子

## 1 はじめに

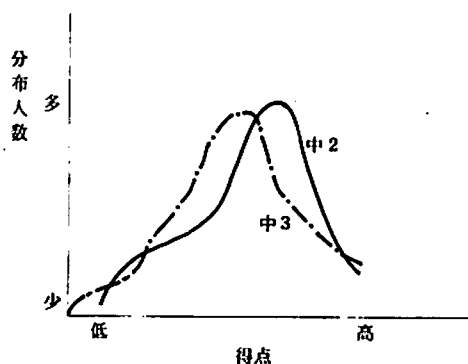
本校の中学生は、各学年とも、附属小学校よりのほぼ推選に近い形で入ってくる者約70名と、附小以外の地域の小学校よりの、テストによる選択をへた者約80名で構成されている。又本校では更に彼等150名のうちテストによって110名だけが附属高校に進学できるという入学システムがとられている。集団となって入学してくる者と、個々でくる者との共存、内部どうしでの高校入試の際の脱落しあい等、種々の複雑な事情をかかえた彼等の授業態度というのは、特に実験等の伴う理科においては、落ちつきがなく、騒々しく、協力して何かを創りあげていこうなどという体制がほとんど組めない状態で、絶えず教師の悩みの種になっている。このような状態を生み出す一つの要因として、個々の生徒の成績状態と授業の進度状況との間にあるズレも大きくあげられるのではないかと、たまたまある年度に入学して、続けて1・2・3年と理科を担当した学年の生徒について、その成績分布状態をグラフに表わしてみた。

グラフより

- ① 指導の重点がどうしても成績分布のピークにある生徒におかれる為、成績の悪い者及び成績の特に良い者は、その能力に相応した授業が受けられない。
- ② 分布のピークがかなり成績の良い方にある為、授業の程度が幾分高めになっている。それが又成績の悪い生徒の理解を更に困難にしている。
- ③ 学年を経るにつれて成績の悪い生徒の割合が増加の傾向にあることは、彼等が救われる機会をほとんど与えられないまま、授業の方は日々進んできている状態だ。

などが読みとれる。このどれもが生徒を授業そのものの興味から離反させ、さわがしくさせることの要因と受けとめてもよいとも考えられる。学校のシステムの問題もさることながら、現状において、黙殺されつつ3年間を送る何名かの生徒、更にはある箇所箇所理解困難でふうふう言っている生徒を救う手だてを早急に考える必要がある。そしてできるならば、一般のいろんな能力のある生徒にもその能力に応じた指導を個別的に組織的にやれるならば、授業の本筋からそれた所で起る授業進行の困難さもある程度解消できるのではないかと思う。47年度から実施されるべく出された文部省の新指導要領にも、個人の特性に応じた教育が提唱されている折から、個別教育のものの概況を調べてみることにした。

図 1





## 2 個別化教育の起源と現状

教育の個別化の問題は教育への機器の導入と切り離しては考えられないものである。その発端は、35年程以前にアメリカ人ブレッシーによって開発された多肢選択テストの自己採点機械、及びその改良による自己教授装置の作製にあるといえる。生徒がある質問に対して正しい解答を示した時のみ次の質問に進み得るといった方式の彼のティーチング・マシン(以下略してT.M)は、軍事知識訓練という時の要請と相まって、大いに開発・研究された。彼のT.Mは、あくまでも練習・復習など他の教授方法の補助手段として使われるべきものであったとされていた。

一方、1950年代の中頃、動物のオペラント条件づけの研究によって名声を博していたスキナーは、彼のいう強化学習理論の点からT.Mを設計し、それを教室内に導入することを提案した。彼は動物の発する反応の全ては強化される、だからより正しい反応だけを強化することによって動物の行動を必要な方向に向けうるといった理論を、教育の分野でも適用できるものと考え、よりよく設計されたプログラムさえあれば、それにもとづいて、全課程を機械でもって教えうると考えた。

ブレッシー、スキナーいずれの理論にせよ生徒各人が機械と向きあってそれを操作することで、自己のペースで能動的に授業に参加できるという個別教育への方向づけが見られる。更にそこで得られた知識は、即時的な正誤判断というフィード・バック方式で、より効果的に生徒の頭に定着しうるといった利点が含まれている。

その後、個別的にも集団的にもよりよい教育効果をあげたために、T.M自体としては各種の視聴覚教材を導入して、より融通性の高い教材の提示方法を工夫したもの、更にはコンピューターを導入して、その機能をフルに活用できるように工夫したものなど各種考案され、現在に至っている。

T.Mの改良・普及につれて、今度はそれを使用する側に、学習教材の効果的なプログラミングの問題が出てくる。全課程を包括するつもりでT.Mを用いる時には、より慎重な注意深いプログラミングの姿勢が要求され、今なおその点が、残された大きな課題となっている。

プログラムの型としては、リニヤー・プログラムと、ブランチング・プログラムの2つに大きく分けられる。どちらも教材を小単元に分け、一連のフレームによってそれを提示する方法がとられる。唯リニヤータイプは生徒が皆な同じフレームを復習してゆく為、受ける側に能力差のある場合、優秀な生徒は内容がくどくて倦いてくるという欠点がある。それに対して、ブランチングタイプは、生徒の示すいくつかの異なる反応に応じて、基本的な方向を変えずに、内容の提示を変化させ、より多様な生徒の一括授業を容易にする長所がある。

機械を媒介にして、それに組み込まれたよりよくプログラミングされた教材と、生徒各人とを対応させ、各人の能力に応じたやり方で指導を加えること、これが、現在の多人数を一括して教えなければならない状況の中で考えられる、個別化教育の一つの方向だといえる。

## 3 コンピューターを導入した教育

過去10年間に急速に伸びてきたコンピューターの能力と低価格小型化、一方教育界における生徒数及び情報量の爆発的な増大の中でのより効率的な教育技術の必要性、この両者を結びつけて、最近、教育革新を推し進めようという動きが内外を問わず大きく現われてきつつある。

教育界にコンピューターを導入して、その高速集計処理能力を生かして、従来随分と教師の手をまどわせていた学校経営・事務面での簡略化をはかることは、大いに意味あることである。しかしそれだけではコンピューターをわざわざ採り入れる程のこともないであろう。コンピューターのも

つ大量の情報処理と、フィードバック機能を生かして、従来のT.Mのもつ働きを、より一段ときめ細やかに、かつ多量に同時に、生徒各人の能力・程度に応じて働かすことの可能性、それと共に、蓄積されたデータを分析・診断して、より新しい教育方法を開発可能にすることにこそ、コンピューター導入の意味を見つけるべきであろう。この点に重点をおいて、アメリカなどで開発されつつあり、日本でも10年位前から香川大附中やその他数校において既に研究されつつあるのが、CAI (Computer Assisted Instruction) あるいは、CMI (Computer managed Instruction) なる教育システムである。以下では、簡単な、コンピューターを導入した教育のハードウェアとソフトウェアの一例を考えてみようと思う。

コンピューターを導入した一例

ハード・ウェア

- ① 磁気ディスクメモリ  
教科内容に応じて作られたプログラムの収納と生徒の学習経過の記録
- ② 中央処理装置  
端末よりの生徒の応答を分析し処理する。
- ③ 端末制御装置  
中央処理装置と端末装置相互間を結合して制御するもの
- ④ 端末装置  
各種の視聴覚器具その他を用いて、問題の提示及び計算機との応答を行なうもの

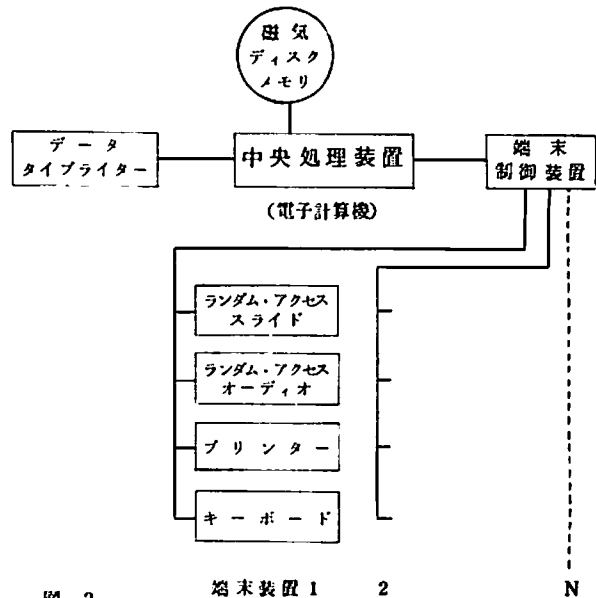


図 2

ソフト・ウェア

速さ・速度・加速度の定義及び、ストロボ・タイマーによる等速度運動・等加速度運動等の観察を既習した生徒に、以下に示す問題を与え、解答させる際のプログラムを書いてみる。

㉑ 問題

手に渡した物は1cm毎に目盛の入った物差と、ある物体の運動に $\frac{1}{30}$ 秒の周期でストロボを照射して得た写真です。これを各自分析して、次の問いに答えなさい。(但し 解答の単位は必ずcm、secの組み合わせしたものを用いること)



物差

図 3

㉒ 質問

- Q1. AB間での、この物体の平均の速さはいくらですか。
- Q2. BE間での、この物体の平均の加速度はいくらか。

㉔ 質問1. 2に対する正解

A 1.  $30 \text{ cm/sec}$

A 2.  $450 \text{ cm/sec}^2$

㉕ 生徒の示す応答に対し、機械より与えるヒント及びその他の文章

H 1 AからBまでの距離を考えよ。

2 AからBまでの移動に要した時間を考えよ。

3 単位時間内に物体が移動する距離を平均の速さという。

4 BC間での平均の速さを考えよ。

5 CD間での平均の速さを考えよ。

6 単位時間内に物体に生じた速さの変化量を平均の加速度という。

7 正解です。

8 理科では単位も大切です。もう一度単位だけ考えなさい。

9 単位はありますが、数値がまちがっています。

10 数値も単位もまちがっています。

11 まちがっています。

CALL ブザーを押して先生を呼びなさい。

㉖ 生徒の示す解答に対するヒントの与え方

質問1

→ ヒントの回数

数値	単位	J \ K	1	2	3	4	5
○	○	4	H 7				
○	×	3	H 8	H11.3	CALL		
×	○	2	H 9	H11.3	H11.1.2.3	H11.1.2.3	CALL
×	×	1	H10	H10.3	H10.1.2.3	H10.1.2.3	CALL

質問2

数値	単位	J \ K	1	2	3	4	5	6
○	○	4	H 7					
○	×	3	H 8	H11.6	H11.3.6	CALL		
×	○	2	H 9	H11.6	H11.4.5.6	H11.3.4.5.6	H11.3.4.5.6	CALL
×	×	1	H10	H10.6	H10.4.5.6	H10.3.4.5.6	H10.3.4.5.6	CALL

問題・質問及び機械より生徒に与えられるヒント等の提示方法は、端末装置にどんな種類を使うかで異なるが、今は特にどれを使った場合は考えない、又、上記の㉔～㉖の各番号と文章との対応は、コンピューターに既に何らかの形で記憶させることができたものと仮定する。

図4 №1

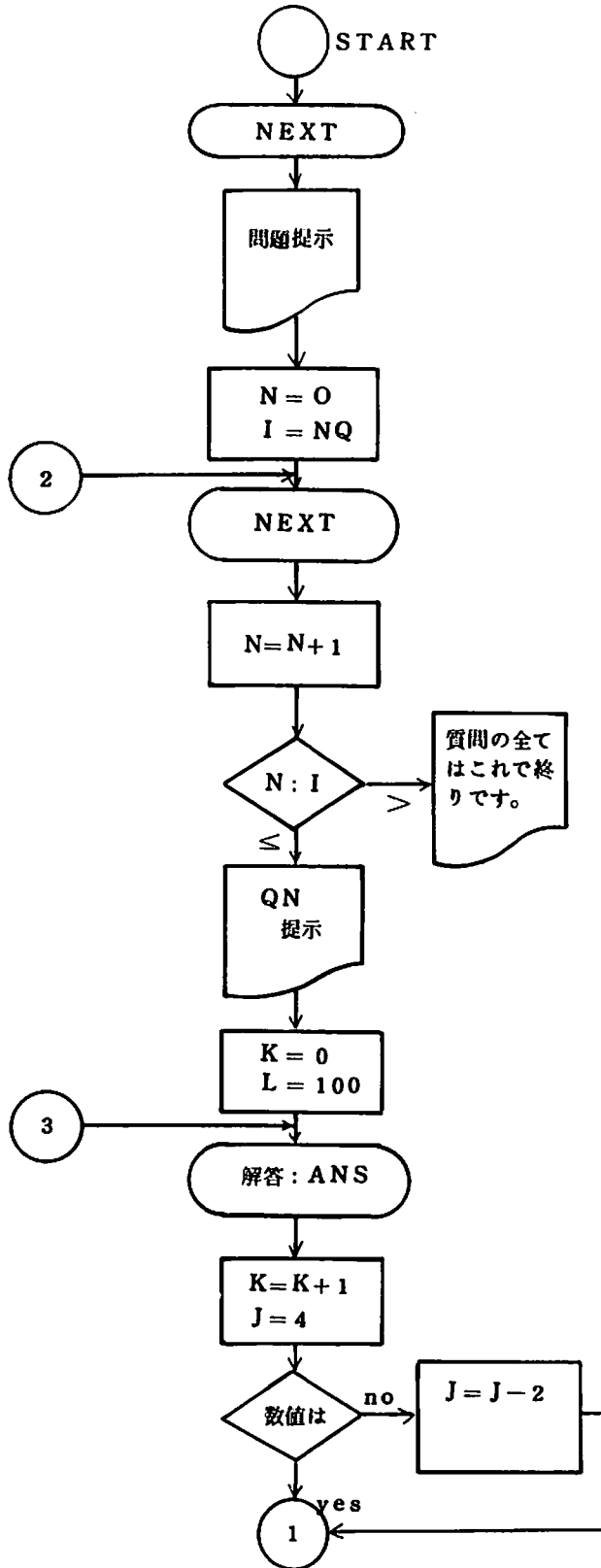
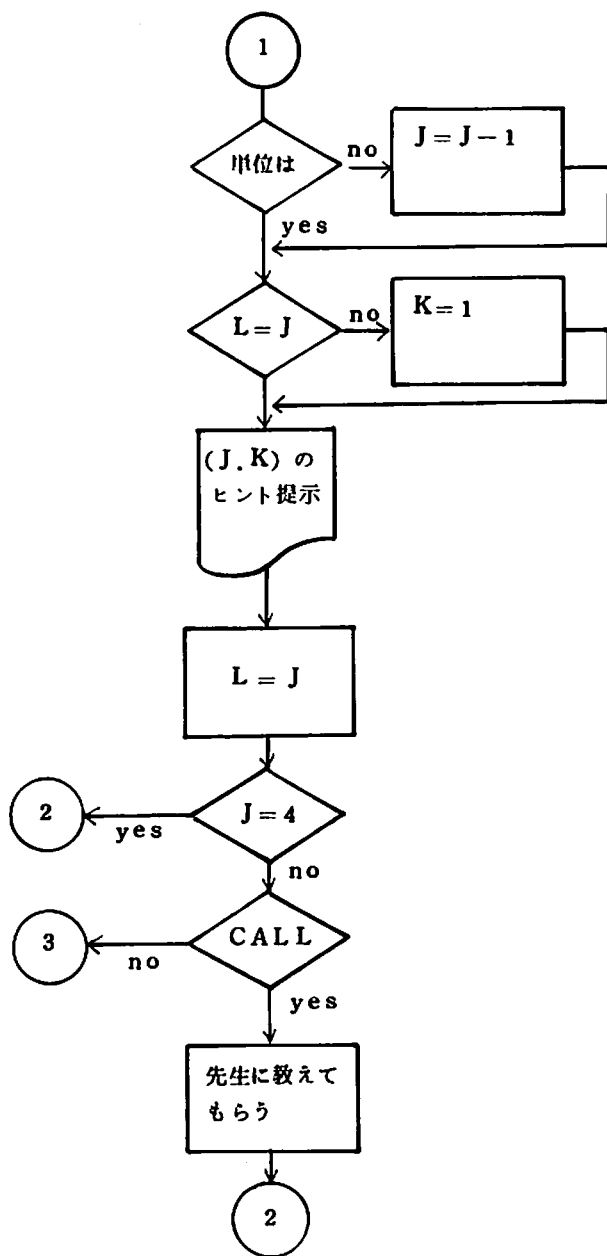


図4 表2



但し、端末から計算機へ指令するNEXT、ANS、なるkeyがあると仮定する。

#### 4 おわりに

複雑化し、専門化する社会の要請、教育産業界の要請、あるいは教師自身による要請等で、教育の機械化ということは近い将来必須のことになるであろう。確かに次のような点で機械を通しての授業方法は、今よりは効果的であるといえよう。

- ① プログラム学習の原理に基き、多人数の中でも、各人が各人の能力に応じたペースで教材にとり組み、いわゆるお客さんのな学習活動への不参加者をなくす。
- ② 学習の手順・方法を見つけることができない生徒にもその方法を体得させ、自発的な学習態度を育成することができる。
- ③ 生徒各人の学習状況の記録を蓄積することで、期末テストなどの方法以外の生徒の評価が簡単にできる。
- ④ 教案の不備、あるいは教師の思い違いなどによる学習上の飛躍や、あやまちなどの障害を排除せる。
- ⑤ 教師側には、今よりもより多くの時間的余裕が生まれ、それを生活指導などに充分ふりあてることが可能になる。

しかし、この方法を教育の全ての分野に渡って行うことは次のような点で不可能、あるいは問題が多く残るように思える。

- ① 教師が授業中に生徒に発する当為即妙の質問に較べて、機械を使った時には、全ての発問形式を、機械の処理できるむしろ不自然ともいえる形に変形しなければならない。全ての事柄を画一化された形の質問形式にする事が技術的に難しいだろうし、たとえそれができたとしても、そのような形で教育を進めていくことが、はたして好ましいものであるかは疑問である。
- ② 実験を通しての討論、自由な思考、独創的なひらめきを重要視すべき理科などの教科においては、機械が生徒の論理的な思考態度を育成することはできても、反面独創的なひらめきですら、機械に準備されていない解である時には、まちがいと処理されてしまうことになり、生徒の創造性をつぶしかねない。
- ③ 日本語という言葉の難点もあろうが、機械と対話することの無味乾燥さが、それでなくとも殺伐とした生徒の心理状態に更に暗い何かをつけくわえることになりはしまいか。

結論として、教育の機械化はあくまでも現在の授業形態の補助手段として、事務的分野、統計的に処理した方がよい分野、系統的に学習すると効果のあがる分野、あるいはテストなどに使用すべきであり、それを個別指導という点から考えるならば、授業の形態は今までのようにし、放課後にも、学力の低い生徒は内容をうめる為、学力の高い生徒は内容を補充する為に利用するぐらいにとどめるべきだと思う。

ある雑誌での高校生の座談会でも、教科の好き嫌いには、教える先生の影響も無視できないぐらいに大きいことが記されていた。教育への機械導入が、しいては教師の人員削減につながるかもしれないなんてことは、もってのほか。機械が教師のかわりをするのではなくて、あくまでも教師が機械を使うんだということを忘れては困る。教育の場に機械を導入する予算と共に、学級定員をも減らして、個別的な教育が教師の手で充分になしうるような教育環境をもうけることこそ、この情報化時代にとって必要なことではないだろうか。そして更には、本論からそれるけれども、個別化教育をかくも必要とさせる程の、著しい能力差を生徒の中に生みださせている現在の教育は、いったい誰の為のものであるのかを再考しなければいけないと思う。機器を教育の場に導入するにあたって、産業界の市場拡張という意図の含まれた誇大宣伝にまどわされることなく、たえず慎重な

態度であらねばならないと思う。

文献・資料

- |             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 大阪科学技術センター編 | '69 新しい教育システムの開発と普及の現状           |
| 日本理科学会編     | 理科の教育 vol15 ㉔4 理科と教育工学           |
| 日本物理教育学会編   | 物理教育 vol17 ㉔3                    |
| 東京教育大附中編    | 研究紀要 第18号 視覚教育の現在の問題点と今後の方向 木谷要治 |
| カール・スミス     | 教育工学入門 上下 明治図書                   |
| 浦 昭二編       | FORTRAN入門 電子計算機のプログラミング 培風館      |

# 田研式精神健康度診断検査からみた

## 本校生徒の精神的健康の実態についての一考察

山 中 昭 生

### I はじめに

近年とくに身体的な面のみならず、精神的な面の健康ということが強く叫ばれるようになった。しかも精神的な健康の大きな価値が一般に認識されてもきた、又精神的健康ということばは、精神衛生ということばとほとんど同じ意味に使われている場合も少なくない。

精神的健康の問題は、「単に知的、情緒的、社会的な面など、パーソナリティーの一断面だけを対象とするものではなく、その全面的な連関の問題、ひいては行動全体の問題を対象にすることが重要である」といわれている。

中学生、高校生はともに身体的発達も著しいが、精神的变化も顕著な時期である。つまり中学生は将来への不安、人の心などについて、次第に動揺する傾向をみせ、悩むこと、考えこむことも多くなり、危険な時期といえる。また高校生は、その発達段階からいって心理的離乳期で、自己形成の要求が強くなり、感受性が特に強くなり、気分の動揺も激しく、ものごとの判断力ももっていても、問題に冷静に対処する態度がまだ十分でないとか、独立への要求が強く、問題解決の助力を他人に求めるという傾向が少ないため、自らのカラに閉じこもってしまうという適応上の危険をはらんだ時期でもある。このような精神的变化の著しい、危険をはらんだ時期の中、高校生について、昭和44年7月2日実施した、田研式精神健康度診断検査の結果をもとに、本校生徒の精神健康度の傾向をみ、今後の指導の手がかりとしたいと思うのである。

#### 〔注〕 精神健康度診断検査について

この検査は精神的健康を規定する主要な特性について青少年の反応を分析し、彼らの精神的健康の程度を明らかにし、それらによってきたる原因を量的に把握して、指導のための資料を提供しようとするものである。全体としての個人の精神的健康の程度を知るとともに、個人の不適応の所在と原因を診断し、その原因を消去するための具体的手がかりをうるためのものである。また本検査の内容は下記のような項目群から構成されている。

精神的健康	{	長 所 (+)	{	a. 対人的親和度
		精神的資産 mental health assets		d. 対人的技能
				c. 集団参加度
				b. 勉強・遊びの調和度
				e. 生活観
		短 所 (-)	{	A. 行動の未成熟
		精神的負債 mental health liability		B. 情緒の不安定
				C. 不適応感
				D. 器官劣等感
				E. 神経質の徴候

(以上、手引書より)



## II 問 題 (観 点)

1. 精神健康度診断検査の総得点パーセントイル段階得点・項目群別パーセントイルの各学年、男・女別傾向をみる。
2. 精神健康度診断検査結果の各学年、男・女別プロフィールをみる。
3. 長所・短所の項目群別パーセントイルの両極端(パーセントイルの最も低いものと、最も高いもの)をとり選択項目についての傾向をみる。

以上3つの観点から、本校中学・高校1・2年生の精神的健康の実態を明らかにしようとしたものである。

## III 手 続

1. 対象、調査の対象としては本校中1、中2、高1、高2男女各70人、合計560人。
2. 方 法 (質問紙調査法)  
田研式精神健康度診断検査、記名式による。
3. 時 期  
昭和44年7月2日第1限目を利用し、中学・高校一斉に実施した。

## IV 結果とその考察

1. 田研式精神健康度診断検査結果の総得点についてパーセントイルに換算したものを各学年、男・女別に分布の傾向を示すと表1の1のごとくである。

表1の1 総得点パーセントイル各学年、男・女別分布率

パーセントイル項目	学 年		中 1		中 2		高 1		高 2	
	性別	N (%)	男	女	男	女	男	女	男	女
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	5 (7.14)	1 (1.43)	5 (7.14)	3 (4.29)	7 (10.00)	6 (8.58)	12 (17.14)	8 (11.42)		
15	1 (1.43)	2 (2.85)	3 (4.29)	1 (1.43)	2 (2.85)	4 (5.71)	5 (7.14)	3 (4.29)		
20	1 (1.43)	1 (1.43)	4 (5.71)	1 (1.43)	3 (4.29)	2 (2.85)	3 (4.29)	1 (1.43)		
25	5 (7.14)	1 (1.43)	4 (5.71)	3 (4.29)	3 (4.29)	1 (1.43)	1 (1.43)	6 (8.58)		
30	4 (5.71)	2 (2.85)	3 (4.29)	3 (4.29)	5 (7.14)	8 (4.29)	3 (4.29)	1 (1.43)		
35	6 (8.58)	1 (1.43)	1 (1.43)	4 (5.71)	7 (10.00)	5 (7.14)	5 (7.14)	6 (8.58)		
40	1 (1.43)	5 (7.14)	1 (1.43)	5 (7.14)	4 (5.71)	4 (5.71)	7 (10.00)	5 (7.14)		
45	1 (1.43)	3 (4.29)	4 (5.71)	5 (7.14)	3 (4.29)	5 (7.14)	4 (5.71)	2 (2.85)		
50	2 (2.85)	4 (5.71)	2 (2.85)	0	3 (4.29)	0	4 (5.71)	2 (2.85)		
55	3 (4.29)	4 (5.71)	3 (4.29)	3 (4.29)	5 (7.14)	7 (10.00)	0	6 (8.58)		
60	3 (4.29)	5 (7.14)	6 (8.58)	7 (10.00)	3 (4.29)	4 (5.71)	2 (2.85)	4 (5.71)		
65	4 (5.71)	6 (8.58)	5 (7.14)	4 (5.71)	3 (4.29)	3 (4.29)	1 (1.43)	1 (1.43)		
70	4 (5.71)	5 (7.14)	7 (10.00)	6 (8.58)	2 (2.85)	3 (4.29)	5 (7.14)	2 (2.85)		
75	11 (15.71)	8 (11.42)	8 (11.42)	8 (11.42)	1 (1.43)	3 (4.29)	1 (1.43)	3 (4.29)		
80	5 (7.14)	3 (4.29)	1 (1.43)	2 (2.85)	7 (10.00)	7 (10.00)	3 (4.29)	4 (5.71)		
85	5 (7.14)	6 (8.58)	7 (10.00)	6 (8.58)	3 (4.29)	3 (4.29)	5 (7.14)	5 (7.14)		
90	3 (4.29)	4 (5.71)	3 (4.29)	4 (5.71)	5 (7.14)	5 (7.14)	3 (4.29)	5 (7.14)		
95	6 (8.58)	9 (12.87)	3 (4.29)	4 (5.71)	4 (5.71)	5 (7.14)	6 (8.58)	6 (8.58)		
99	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計	70 ( 100)	70 ( 100)	70 ( 100)	70 ( 100)	70 ( 100)	70 ( 100)	70 ( 100)	70 ( 100)		

〔注〕 この表は同年令群との比較において得点が低いほど精神的な健康度が低いことを示すものであるが、しかし、得点が50パーセントイルに近いということが必ずしも健康度の点で典型だというわけではなく、いっそうよい方向への指俵を必要とするものである。(以下、表2の1.表3の1についても同様である)

表1の1から45パーセント以下のもの、即ち一層良い方向への指導を必要とするもの(以下、45パーセント以下を精神健康度の低いものという)の各対象群の傾向をみると表1の2に示す通りであって、

表1の2

総得点の精神健康度の低いものの各学年、男・女別比

学年	性 f %	男		女	
		f 人	%	f	%
中 1		24	34.29	16	22.86
中 2		25	35.71	25	35.71
高 1		34	48.57	30	42.86
高 2		40	57.14	32	45.71

(注) 45パーセント以下を精神健康度が特に低いものとしてみたものである。

表3の2、表3の3についても同様である。

この検査で中3・高3が実施されていないのが残念であるが、男子、女子とも学年がすすむにつれて精神健康度の低いものが増加している傾向で、男子が女子よりもその傾向が大である。高2男子では、精神健康度が低く、より一層よい方向への指導を必要とするものが60%近くいるのが特に注目されるのである。年

令が進むにつれ精神健康度の低いものが増加してゆく傾向は、青年期という発達段階にあって、性格・行動の面など非常に大きく変化する時期にあるということ、多様化する現代社会、あるいは、複雑化してゆく各個人の生活環境などによる影響が多分にあると思われるのである。

次に長所得点パーセントの各学年、男・女別に分布の傾向を示すと表2の1のごとくである。

表2の1 長所得点パーセント各学年、男・女別分布率

項目 パーセント	学年 性別 N %	中 1		中 2		高 1		高 2	
		男	女	男	女	男	女	男	女
		N (%)	N (%)	N (%)	N (%)	N (%)	N (%)	N (%)	N (%)
長 所 得 点	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	6 (8.58)	1 (1.43)	3 (4.29)	3 (4.29)	12 (17.14)	5 (7.14)	6 (8.58)	3 (4.29)
	15	0	1 (1.43)	1 (1.43)	0	1 (1.43)	2 (2.85)	5 (7.14)	5 (7.14)
	20	1 (1.43)	3 (4.29)	3 (4.29)	4 (5.71)	6 (8.58)	3 (4.29)	5 (7.14)	3 (4.29)
	25	3 (4.29)	1 (1.43)	6 (8.58)	0	3 (4.29)	3 (4.29)	5 (7.14)	3 (4.29)
	30	1 (1.43)	0	1 (1.43)	2 (2.85)	5 (7.14)	1 (1.43)	1 (1.43)	5 (7.14)
	35	1 (1.43)	4 (5.71)	4 (5.71)	2 (2.85)	3 (4.29)	5 (7.14)	6 (8.58)	3 (4.29)
	40	0	0	1 (1.43)	5 (7.14)	3 (4.29)	1 (1.43)	1 (1.43)	0
	45	3 (4.29)	2 (2.85)	3 (4.29)	5 (7.14)	2 (2.85)	6 (8.58)	3 (4.29)	3 (4.29)
	50	1 (1.43)	1 (1.43)	4 (5.71)	2 (2.85)	3 (4.29)	1 (1.43)	2 (2.85)	5 (7.14)
	55	5 (7.14)	3 (4.29)	8 (11.42)	4 (5.71)	2 (2.85)	0	2 (2.85)	3 (4.29)
	60	4 (5.71)	3 (4.29)	0	0	7 (10.00)	2 (2.85)	3 (4.29)	0
	65	5 (7.14)	5 (7.14)	5 (7.14)	5 (7.14)	3 (4.29)	0	4 (5.71)	5 (7.14)
	70	4 (5.71)	4 (5.71)	7 (10.00)	4 (5.71)	7 (10.00)	10 (14.28)	3 (4.29)	5 (7.14)
	75	8 (11.42)	10 (14.28)	4 (5.71)	7 (10.00)	0	14 (20.00)	3 (4.29)	5 (7.14)
	80	2 (2.85)	6 (8.58)	5 (7.14)	6 (8.58)	3 (4.29)	3 (4.29)	7 (10.00)	2 (2.85)
	85	9 (12.87)	1 (1.43)	7 (10.00)	9 (12.87)	5 (7.14)	6 (8.58)	2 (2.85)	3 (4.29)
	90	7 (10.00)	12 (17.14)	3 (4.29)	5 (7.14)	2 (2.85)	4 (5.71)	6 (8.58)	3 (4.29)
	95	10 (14.28)	12 (17.14)	1 (1.43)	9 (12.87)	5 (7.14)	4 (5.71)	5 (7.14)	10 (14.28)
99	0	0	0	0	0	0	2 (2.85)	4 (5.71)	
合計	70 (100)	70 (100)	70 (100)	70 (100)	70 (100)	70 (100)	70 (100)	70 (100)	

長所得点パーセンタイル分布表から、精神健康度の低いものの各対象群の傾向をみると、表2の2に示す通りであって、

表2の2

長所得点で精神健康度の低いものの各学年、男・女別比

学年	性 f %	男		女	
		f 人	%	f	%
中 1		15	21.43	13	18.57
中 2		26	37.14	19	27.14
高 1		33	47.14	26	37.14
高 2		31	44.29	25	35.71

長所得点で精神健康度の低いものは、各学年とも、女子よりも男子の方が多い傾向である。

次に短所得点パーセンタイルの各学年、男・女別に分布の傾向を示すと表3の1のごとくである。

表3の1 短所得点パーセンタイル各学年、男・女別分布率

項目 パーセンタイル	学年 性別 N %	中 1		中 2		高 1		高 2	
		男	女	男	女	男	女	男	女
		N (%)	N (%)	N (%)	N (%)	N (%)	N (%)	N (%)	N (%)
短 所 得 点	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	4 (5.71)	3 (4.29)	8 (11.42)	3 (4.29)	8 (11.42)	12 (17.14)	14 (20.00)	8 (11.42)
	15	6 (8.58)	2 (2.85)	3 (4.29)	3 (4.29)	3 (4.29)	3 (4.29)	4 (5.71)	6 (8.58)
	20	0	0	1 (1.43)	1 (1.43)	5 (7.14)	3 (4.29)	3 (4.29)	4 (5.71)
	25	5 (7.14)	3 (4.29)	3 (4.29)	3 (4.29)	1 (1.43)	5 (7.14)	3 (4.29)	3 (4.29)
	30	5 (7.14)	2 (2.85)	0	0	1 (1.43)	0	3 (4.29)	4 (5.71)
	35	5 (7.14)	5 (7.14)	1 (1.43)	5 (7.14)	6 (8.58)	3 (4.29)	4 (5.71)	3 (4.29)
	40	2 (2.85)	2 (2.85)	1 (1.43)	4 (5.71)	3 (4.29)	4 (5.71)	3 (4.29)	0
	45	7 (10.00)	3 (4.29)	4 (5.71)	6 (8.58)	5 (7.14)	1 (1.43)	0	3 (4.29)
	50	0	0	5 (7.14)	2 (2.85)	4 (5.71)	3 (4.29)	4 (5.71)	3 (4.29)
	55	3 (4.29)	4 (5.71)	6 (8.58)	3 (4.29)	5 (7.14)	5 (7.14)	2 (2.85)	4 (5.71)
	60	3 (4.29)	7 (10.00)	3 (4.29)	5 (7.14)	0	2 (2.85)	3 (4.29)	3 (4.29)
	65	1 (1.43)	5 (7.14)	4 (5.71)	7 (10.00)	5 (7.14)	7 (10.00)	6 (8.58)	5 (7.14)
	70	6 (8.58)	5 (7.14)	5 (7.14)	5 (7.14)	5 (7.14)	3 (4.29)	3 (4.29)	5 (7.14)
	75	7 (10.00)	6 (8.58)	10 (14.28)	5 (7.14)	7 (10.00)	5 (7.14)	2 (2.85)	3 (4.29)
	80	0	0	5 (7.14)	8 (11.42)	5 (7.14)	4 (5.71)	1 (1.43)	2 (2.85)
	85	7 (10.00)	3 (4.29)	1 (1.43)	1 (1.43)	3 (4.29)	6 (8.58)	6 (8.58)	3 (4.29)
	90	4 (5.71)	3 (4.29)	6 (8.58)	5 (7.14)	4 (5.71)	2 (2.85)	2 (2.85)	4 (5.71)
	95	3 (4.29)	6 (8.58)	3 (4.29)	4 (5.71)	3 (4.29)	1 (1.43)	5 (7.14)	7 (10.00)
99	2 (2.85)	1 (1.43)	1 (1.43)	0	0	0	1 (1.43)	0	
合計		70 (100)	70 (100)	70 (100)	70 (100)	70 (100)	70 (100)	70 (100)	

短所得点パーセンタイル分布表から、精神健康度の低いものの各対象群の傾向をみると、表3の2に示す通りであって、

表3の2

短所得点で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

学年	性 f %	男		女	
		f 人	%	f 人	%
中 1		34	48.58	20	28.57
中 2		21	30.00	26	37.14
高 1		31	44.29	34	48.57
高 2		35	50.00	28	40.00

短所得点で精神健康度の低いものは、中1男子では、総得点、長所得点にくらべ非常に多くなっているのが特に注目される傾向である。

次に長所得点の下位検査項目群別の段階得点パーセンタイルで、精神健康度の低いものの各対象群の傾向をみると表4～表8の通りである。

表4 対人的親和度で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

学年	性 f %	男		女	
		f 人	%	f	%
中 1		15	21.43	13	18.57
中 2		22	31.43	7	10.00
高 1		36	51.43	13	18.57
高 2		16	22.86	11	15.71

(注) 45%タイル以下のものを特に精神健康度の低いものとしてみたものである。  
表5、6、7、8についても同様である。

表5 対人的技能で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

学年	性 f %	男		女	
		f	%	f	%
中 1		22	31.43	11	15.71
中 2		21	30.00	10	14.28
高 1		30	42.86	18	25.71
高 2		28	40.00	25	35.71

表6 集団参加度で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

学年	性 f %	男		女	
		f	%	f	%
中 1		25	35.71	23	32.86
中 2		33	47.14	28	40.00
高 1		25	35.71	26	37.14
高 2		21	30.00	21	30.00

表7 勉強・遊びの調和度で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

学年	性 f %	男		女	
		f	%	f	%
中 1		26	37.14	31	44.29
中 2		29	41.43	21	30.00
高 1		41	58.57	30	42.86
高 2		33	47.14	43	61.43

表8 生活観で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

学年	性 f %	男		女	
		f 人	%	f 人	%
中 1		25	35.71	20	28.57
中 2		32	45.71	28	40.00
高 1		40	57.14	30	42.86
高 2		44	62.86	34	48.57

先ず対人的親和度で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の傾向は表4のごとくで、ここでいう精神健康度の低いもののタイプとして、<sup>(1)</sup>「①攻撃的で学級内で人の迷惑になり、教師を嫌うタイプの子供、②引込思案で友だちの少ない子供、③秘密を打ち明ける人がなく、一人で悩んでいる子供」など、といわれている。対人的親和度で精神健康度の低いものは、高1男子において51%以上いることが特に注目されるのである。この傾向は中学生時代の3年間の観察から、学年を通じての対人的な親和感・協調性などの面は特にすぐれていたと思われるのであるが、このような結果をみたことは、やはり中学・高校の接続時の3分の1近くの入れかえが強く影響しているのではないかとと思われるのである。

次に対人的技能で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の傾向は表5のごとくで、これは、<sup>(2)</sup>「対人的技能は主に対人関係における技術的能力、適性であり、また、自己の感情を統制して他人の意見をきく態度、これに協力する積極的な態度などもこの特質の中に含まれるべきものである」特に高2においては対人的親和度にくらべ、対人的技能の方が、健康度の低いものが、かなり多くなっており、自己中心的で、わがままな性格のものが多くと考えられるのである。

集団参加度で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の傾向は、表6のごとくで、中2の男子が半数近くのもので、集団参加度で、健康度が低い傾向を示しており、これは、友だちとの協同の活動には余り参加しないが、自発的な活動なら十分するという傾向のもので、情緒不安定の傾向や、行動の未成熟な傾向などと併わせ考えることがより望ましいものである。

次に勉強・遊びの調和度で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の傾向は表7のごとくで、表8の生活観とともに各対象群とも他より健康度の低いものが多くなっていることが注目されるのである。学校という環境の中での精神的健康の一つの目安として、勉強への積極性や、仕事への積極性、あるいは、勉強や仕事と遊びの間に調和がとれているかどうかをみるのが、最も手近かなものとして、考えやすいことではないと思われる。つまり、学校の勉強に興味を持っているかどうか、レクリエーションをもっているかどうか、勉強や仕事を放棄して遊びに夢中になっていないか、また、勉強や仕事で受けた緊張を健全な遊びで解消しているか、など、我々が取組みやすい問題で、精神的健康度の一つの目安となるのではないかとと思われる。特に中学生の場合は、高校接続時の苛酷なまでの入試、高校生は、学校教育制度の特殊な位置におかれており、大学入試や、将来への不安がある中で、勉強・遊びの調和度において、健康度の低い傾向を示すのは無理からぬことと考えられるのである。

次に生活観で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の傾向は表8のごとくで、各対象群とも、勉強・遊びの調和度と同様、他よりも健康度の低いものが多く傾向であり、各学年とも男子の方が女子より健康度の低いものが多くなっている。生活観で健康度の低いものは、<sup>(3)</sup>「道徳に反する行為をするもの、責任感のうすいもの、教師・両親に反抗的なもの」、などに見られるものとされており、本校生徒の日常の学校生活などの行動観察と合致するところ大ではないと思われるのである。各学年とも男子が女子より健康度の低いものが多く中で高1男子において55%以上いることが特に注目されるのである。

次に短所得点の下位検査項目群別の段階得点パーセンタイルで、精神健康度の低いものの各対象群の傾向をみると表9～13の通りである。

表9 行動の未成熟で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

性 f %	男		女	
	f	%	f	%
中 1	28	40.00	15	21.43
中 2	21	30.00	15	21.43
高 1	43	61.43	36	51.43
高 2	43	61.43	34	48.57

(注) 45パーセンタイル以下のものを特に精神健康度の低いものとしてみたものである。  
表10. 11. 12. 13 についても同様である。

表10 情緒の不安定で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

性 f %	男		女	
	f	%	f	%
中 1	35	50.00	25	35.71
中 2	17	24.29	26	37.14
高 1	30	42.86	33	47.14
高 2	36	51.43	34	48.57

表11 不適応感で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

性 f %	男		女	
	f	%	f	%
中 1	31	44.29	18	25.71
中 2	17	24.29	16	22.86
高 1	35	50.00	30	42.86
高 2	41	58.57	23	32.86

表12 器官劣等感で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

性 f %	男		女	
	f	%	f	%
中 1	21	30.00	24	34.29
中 2	28	40.00	42	60.00
高 1	22	31.43	39	55.71
高 2	29	41.43	33	47.14

表13 神経質の徴候で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の比

性 f %	男		女	
	f	%	f	%
中 1	29	41.43	32	45.71
中 2	23	32.86	26	37.14
高 1	37	52.86	40	57.14
高 2	42	60.00	33	47.14

先ず行動の未成熟で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の傾向は表9のごとくで、男・女とも、中学生より高校生の方が行動の未成熟で健康度の低いものが多く、また各学年とも、女子より男子の方がその傾向が強いのである。特に高校男子で61%以上のものが行動の未成熟で健康度が低いのである。

このように健康度の低くなる原因としては、<sup>(4)</sup>「家庭のしつけが一貫していないとき、兄弟・姉妹の中で不公平に扱われたり、責任をもたせられていないとき、末子・一人っ子などで過保護であったとき、厳格に命令や指示を与えずに自律性が傷つけられているとき」、などがあるといわれており、特に家庭環境や、親のしつけ具合から、行動の未成熟で健康度の低いものが現われるのではないかと思われるのである。

次に情緒の不安定で精神健康度の低いものの各学年、男・女別の傾向は表10のごとくで、中1、高2男子でそれぞれ50%以上のものが情緒の不安定で健康度が低い傾向であり、この原因として、<sup>(5)</sup>「情緒的な葛藤がある場合、恐怖や不安におそわれている場合、友人から嫌われている場合、両親から愛情を拒否されている場合、両親への結びつきが強すぎる場合、」などがあるといわれている。

次に不適応感で健康度の低いものの各学年、男・女別の傾向は表11のごとくで、高校生の男子が50%以上のものが不適応感で健康度が低い傾向である。また、中学生の男子、女子、高校生の女子では一年生より2年生の方が、健康度の低いものが少なくなっている傾向がみられる。

不適応感で健康度の低いもの原因として<sup>(6)</sup>「友人から嫌われる。両親・友人からかまってもらえない、家庭の諸条件からくる不安定、学業成績の失敗」など、があるといわれている。

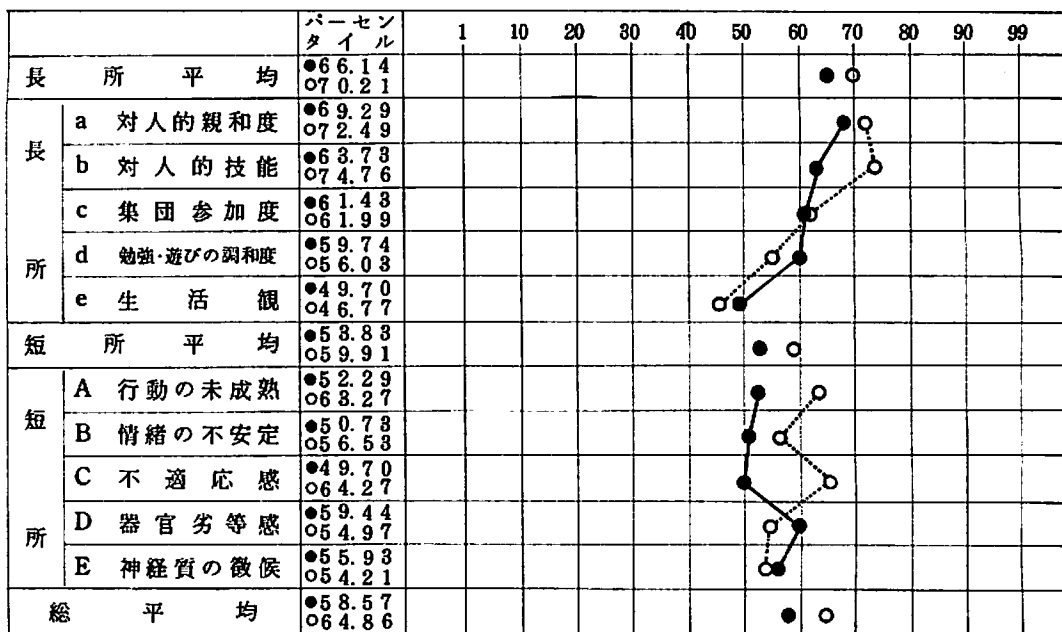
次に器官劣等感で健康度が低いものの各学年、男・女別の傾向は表12のごとくで、各学年とも男子より女子に健康度の低いものが多いのが特に注目されるのである。なかでも、中2の女子と、高1の女子に55%以上のものが健康度が低いのである。

各学年とも男子より女子の方が健康度の低いものが多いことは、容姿・容貌に関心が強い、また身体的欠陥などに関して外形的な欠陥はなくとも主観的に劣等感などを感ずる女子の青年期特有の傾向と思われるのである。

最後に神経質の徴候で健康度の低いものの各学年、男・女別の傾向は表13のごとくで、短所得点項目群別では全体を通じ神経質の徴候で健康度の低いものが最も多い傾向である男・女とも中学生より高校生にその傾向が大で、特に高1男・女、高2男では52%以上のものが健康度が低くなっているのである。この原因として、<sup>(7)</sup>「両親が支配的・厳格的で子供の要求や活動をおさえつけていること。適切な感情の表現の機会がないこと。両親に対する憎しみや、性に関する問題などで罪悪感が心の中に閉じこめられていること。友だちがうまくできないこと。学校や近隣の生活で、何事もうまくゆかないこと。教師や試験やその他失敗の場面などについて恐怖心や不安を抱いていること。勉強や仕事にも興味をもてないとか、興味をもって打ちこむことの機会がえられないこと。」などがあるといわれている。

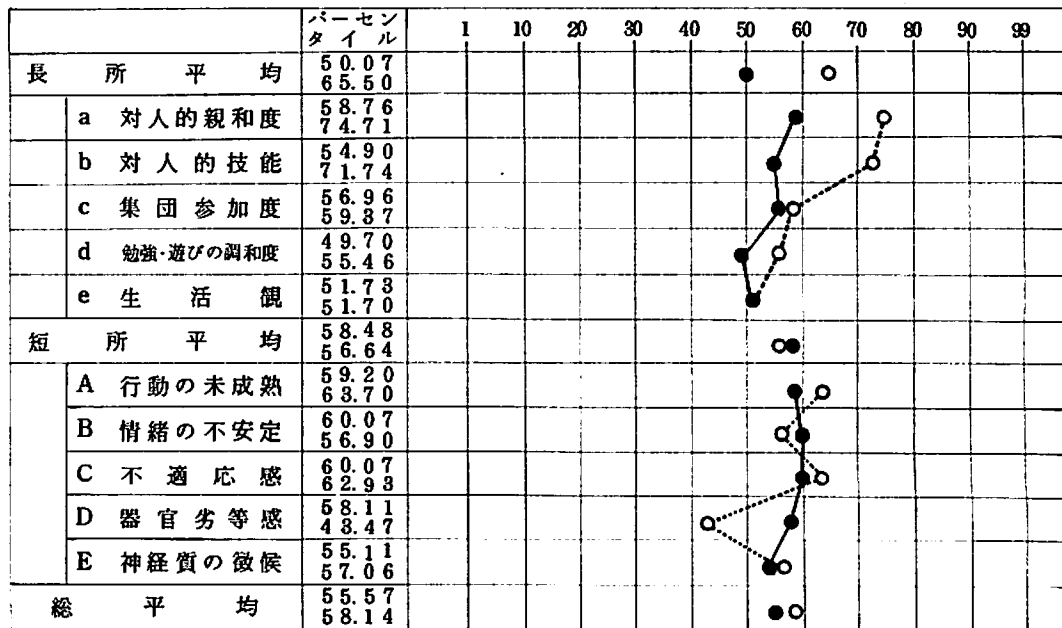
II) 精神健康度診断検査の結果を、各学年男・女別に平均したものをプロフィールに示すと、図1～図4のごとくである。

図1 中1男・女の精神健康度診断プロフィール



注 ●—— 男子群      ○-----女子群

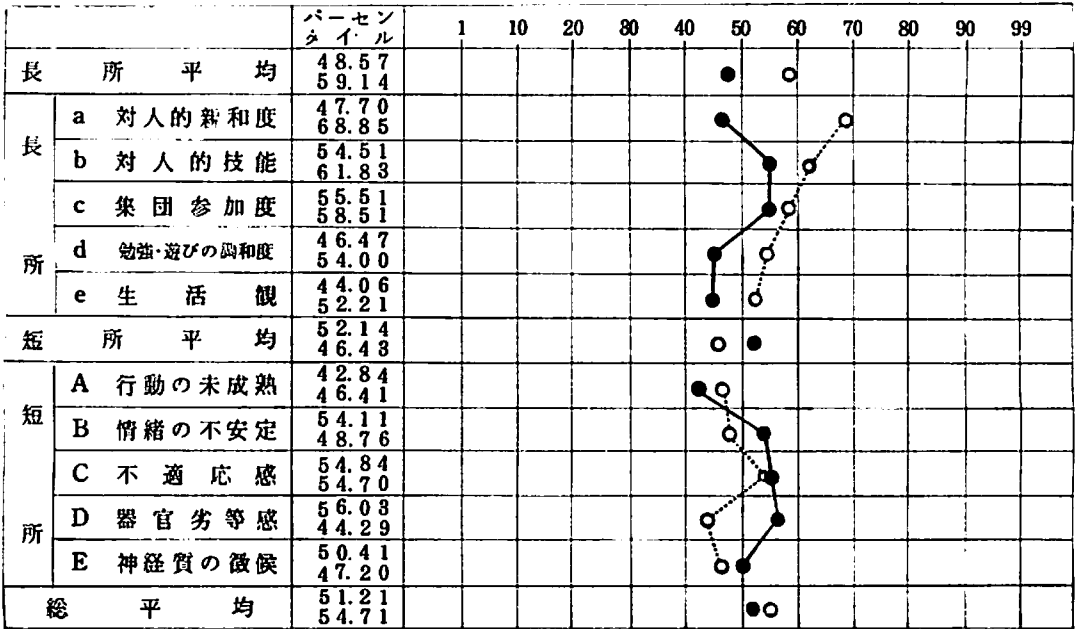
図2 中2男・女の精神健康度診断プロフィール



注 ●—— 男子群      ○-----女子群

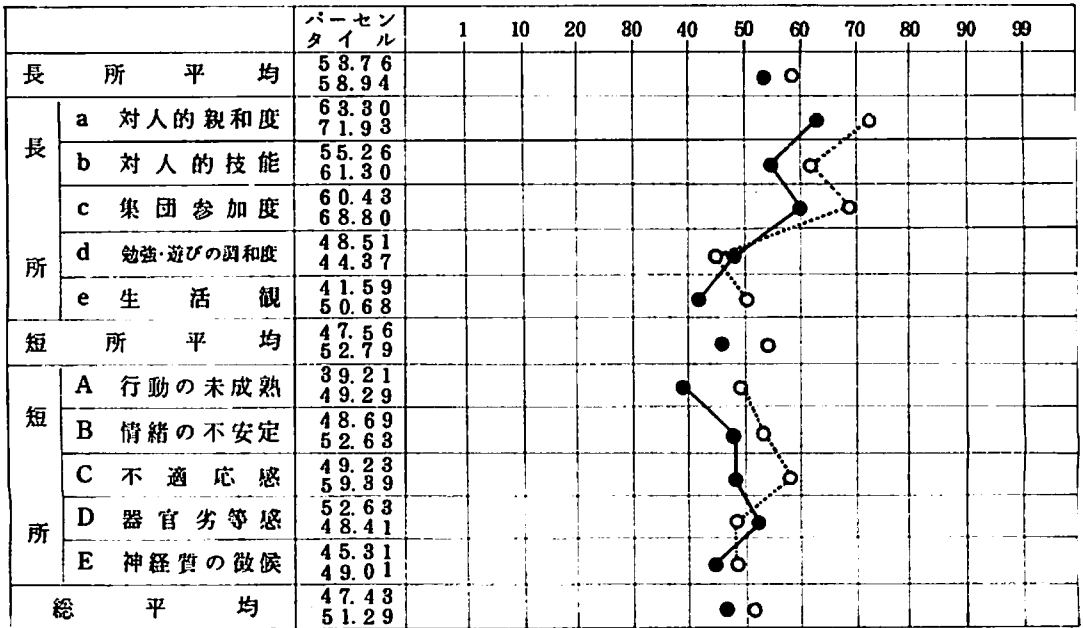


図3 高1男・女の精神健康度診断プロフィール



注 ●—— 男子群 ○----- 女子群

図4 高2男・女の精神健康度診断プロフィール



注 ●—— 男子群 ○----- 女子群

中学1年生の全体平均のプロフィールをみると図1のごとくで、長所・短所とも男子が女子よりも精神健康度が低い傾向で、項目群別にみると男子は、生活観・行動の未成熟・情緒の不安定・不適応感などにおいて、また女子は、生活観において特によりよい方向への指導がのぞまれるのである。

次に中学2年生の全体平均プロフィールをみると図2のごとくで、長所では男子が、短所では、男・女ほとんど同じ程度に精神健康度が低い傾向であり、項目群別にみると男子は、勉強・遊びの調和度・生活観において、女子は、生活観・器官劣等感において、特によりよい方向への指導がのぞまれるのである。

次に高校1年生の全体平均プロフィールをみると図3のごとくで、長所では男子が、短所では女子が、精神健康度が低い傾向で、男子と女子が逆な傾向であるのが注目される。項目群別にみると、男子は、対人的親和度・勉強・遊びの調和度・生活観・行動の未成熟・神経質の徴候などにおいて、女子は、生活観・行動の未成熟・情緒の不安定・器官劣等感・神経質の徴候などにおいて、特によりよい方向への指導がのぞまれるのである。

次に高校2年生の全体平均プロフィールをみると図4のごとくで、長所・短所とも男子の方が女子よりも精神健康度が低い傾向であり、項目群別にみると、男子は、勉強・遊びの調和度・生活観・行動の未成熟・情緒の不安定・不適応感・神経質の徴候などにおいて、女子は、勉強・遊びの調和度・生活観・行動の未成熟・情緒の不安定・器官劣等感・神経質の徴候などにおいて、特によりよい方向への指導がのぞまれるのである。

精神健康度診断プロフィール全体から、各対象群とも生活観で健康度が低いことが共通しているのであるが、<sup>(8)</sup>「生活観が確立していないものは環境の認識が誤りやすく、かつ影響も受けやすい。その結果行動が不安定で、不当に恐怖を感じたり、また尊大に振舞ったりしやすい。また目標が定まらないため、行動がでたらめであり、一時的、気分的に行動して合理的手段を用うということがあまりできない。」といわれており、本校では道徳に反する行為をする生徒や、責任感の少ない生徒が多いことを示すもので特に注目されることであると思われる。

Ⅲ) 下位検査の各項目群で最も健康度の低いもの(10パーセンタイルを示すもの)と最も健康度の高いもの(99パーセンタイルを示すもの)について、それぞれの選択項目の傾向をみると以下のごとくである。

[⑧ この検査は、各項目群は20項目からなり、「はい」、「いいえ」のいずれかで答えるものである。]

まず勉強・遊びの調和度についてみると、健康度の高いものは、「遊ぶときはうんと遊び、また、勉強するときも夢中でやるほうですか。」「学校での勉強や遊びは何でも楽しみですか。」「ときどき魚つりや水泳やハイキングなどに出かけて、たのしい思いをすることがありますか。などの項目についてどの対象群も全員「はい」と答えているのに対し、健康度の低いものは、「勉強や仕事で、大好きだと思えることはすくないですか。」「明日やらなければならないことを思いだしていやになることがたびたびありますか。などの項目についてどの対象群も全員「はい」と答えているのである。健康度の低いものは、勉強や仕事に夢中になるか、遊びやレクリエーションに夢中になるか、いずれか一方に片よる傾向のものであって、健康度の高いものは、勉強や仕事にも積極的な意欲を示し、他方では、勉強や仕事で受けた緊張を健全な遊び・レクリエーションで解消しているというのぞましい傾向がみられるのである。

次に、生活観についてみると、健康度の高いものは、「正しいことをしている人は、どんなことがあっても、さいごは幸福になれると信じていますか。」「誰でも好ききらいなく、同じように

仲間に入れて遊んでいますか。『大きくなるにつれて、世の中がだんだん明るくなっていくと信じますか。』などの項目について、どの対象群も全員『はい。』と答えているのに対し、健康度の低いものだけが選んでいる項目は、特になく、健康度の低いもの、高いものともに『自分の物と同じように人の物も大切にすべきだと思いますか。』『自分のしたことには自分で責任をもつべきだと思いますか。』の2つの項目については全員『はい。』と答え、『みつからなければ人のものをだまってもよいと思いますか。』については『いいえ。』と答えている。これらの答えは、本校生の学校生活の実態を観察している面と大きな差異が感じられ、特に注目される傾向であると思われるのである。

次は短所項目群の情緒の不安定についてみると、健康度の高いものは、『人から気持ちを害されることは少ないですか。』『友だちがもっと好いてくれそうなものなのにと心配することは少ないですか。』『何だか自分は不幸だと感ずることは少ないですか。』『あまり物ごとを気にしないで平気であるほうですか。』『人がしてくれということは何でもしてやって無駄ではないと思うことが多いですか。』などについて各対象群とも全員『はい。』と答えているのに対し、健康度の低いものは、『何か原因のわからないことを気にして心配しますか。』『自分のやりたいことを何だかわからないものがじゃましているような気がしますか。』『ぼんやりしていて、まわりの人たちに気づかないようなことがときどきありますか。』『同じ人に対して、あるときは好きであったり、あるときはきらいであったりしますか。』などの項目について各対象群とも全員『はい。』と答えており、情緒の安定しているものと、情緒不安定なものとの精神的な傾向が顕著に表われていると思われるのである。

次に不適応感についてみると、健康度の高いものは、『クラスの人達は、あなたの考えを重んじてくれると思いますか。』『友だちに信用されていると思いますか。』『自分は、クラスの友だちとくらべると何事もうまくいくと感ずることがたびたびありますか。』などの項目について各対象群とも全員『はい。』と答えているのに対し、健康度の低いものは、『自分の好きだと思う人でも、気やすく友だちになれないですか。』『あなたの友だちは学校であなたよりもずっと楽しそうにみえますか。』『自分がやりたいと思うのに、人からのけものにされているように感じるものがたびたびありますか。』『たいていの人、自分のことばかり考えて他人のことを忘れてるように感じますか。』『たいていの方は、実力以上に人からみられているように思いますか。』などについて各対象群とも全員『はい。』と答えており、また、健康度の高いものは、これらの項目について全員、『いいえ。』と答えているのが注目されるのである。精神健康度の不適応感で健康度の高いものは、友人との融和がよく、行動が安定し合理的に能率的に事を処理することができるのに対し、健康度の低いものは、何事についても劣等感や無能力感を感じたり考え方が消極的になったり、また他人の思惑に過敏になり、誤解されているような思いすごしから特に友人との融和がとれないのではないかとと思われる。

次に器官劣等感についてみると、健康度の高いものは、『自分のからだつきが、自分ののぞんでいるとおりでであると思いますか。』『足が大きすぎるとか細すぎるとかいうことでいやな思いをすることは少ないですか。』『近視とか乱視とか、その他、目のわるいことや目の形などでいやな思いをすることは少ないですか。』『声が変わるとか調子はずれとかでいやな思いをすることは少ないですか。』『背中や肩などの恰好が変わるとかたみのせまい思いをすることは少ないですか。』などの項目について全員『はい。』と答えているのに対し、健康度の低いものは『いいえ。』と答えており、また、健康度の低いものは、『自分の足がふとりすぎたり、細すぎたりしていると思って、それが気になりますか。』『自分のあごや頬のかっこうがみっともないと思って気にしますか。』『あなたの頬に傷あとやあざのあるのを、たいへんいやだと思いますか。』『顔ににきびやしみ

があつていやだと思いませんか。『自分の鼻の恰好や鼻がわるいと思って気がかかりますか。』『頭の髪の毛や形がへんだと思うことがときどきありますか。』などの項目について全員『はい。』と答えているのに対し、健康度の高いものは後の2項目について全員『いいえ。』と答えている。

IIの項でのべたように、調査対象の年代のものは、特に容姿容貌に感心が強く、特に女子にその傾向が強いことから、外形上なら欠陥はなくとも、主観的に劣等感を感じることも非常に多いと考えられる。身体の面で欠陥を持つ生徒は数は少ないが、容姿容貌に問題のある場合も同様、劣等感も深刻なものとなろう。また、主観的に容姿容貌に関して劣等感を持っている場合も、発達段階からみて細心の注意をはらい、好ましい指導を必要とするのではないかと思われる。

最後に神経質の徴候についてみると、この項目群では、健康度の高いものだけが特に共通して『はい。』と答えている項目はなく、健康度の低いものでは、『胃がいたむことがたびたびありますか。』『頭痛がすることがたびたびありますか。』『どもったり、つまったりすることがありますか。』『ふだん食欲がないとか、食物などで気持ちがわるくて箸がつけられないようなことがときどきありますか。』『耳なりのすることがときどきありますか。』『清潔や整頓のことがひどく気になりますか。』『数字や文字のこと、その他成績のことなどがいつもひどく気にかかったり、いざという大切なときに間違いを起こしたりしますか。』などの項目について『はい。』と答えているのに対し、健康度の高いものはいずれも『いいえ。』と答えているのが注目されるのである。

神経質傾向のものは、程度の差はあるが、なんらかの身体的問題性(食欲の減退、胃痛・頭痛、睡眠困難、慢性的疲労など)の徴候を示すものであるが、本校生徒の神経質傾向のものを選択項目の傾向をみても、身体的な徴候を示しており、昨年(昭和44年度)の年報6『けんこう』の昭和44年度一年間の保健室利用状況をもみても、胃痛・頭痛をうったえる生徒が多く、本調査結果の神経質の徴候で、身体的問題性が多い傾向と一致するところは、本校生徒の精神的健康の面で、興味ある実態であると思われる。

## V 要 約

以上、田研式精神健康度診断検査結果をもとにして、本校生徒の精神的健康の実態について考察をすすめてきたが、これらについて要約すれば、

1. 学年(年齢)が進むにつれ、精神健康度の低い者が増加しているのは、発達過程において、特に、性格・行動の面などが非常に大きく変化する時期であり、多様化する現代の社会条件、複雑化してゆく各個人の生活環境、学校生活に適応してゆくための諸条件など、が重なり合って、彼らの精神面に大きな影響を及ぼし、青年期特有の心理的動揺をおこさせ、精神的不安を抱かせ、ひいては精神的不健康となって表われているものと思われる。
2. 本校生徒は、長所面の精神的資産よりも短所面の精神的負債の方に健康度の低いものが多い。これは、生活、学習のあらゆる面に障害をうける可能性が大となり、行動上の問題性をはらんでいるものが多いことを示しているといえるのである。
3. 下位検査の項目群別の傾向から、本校の生徒の中には、勉強と遊びとの調和がとれていない、勉強に夢中になっているか、あるいは勉強を放棄して遊びに夢中になっているか、いずれか一方にかたよっているもの。自己中心的なものの考え方をしたり、目標が定まらず、行動がでたらめで、一時的、気分的に行動して合理的手段を用うることがあまりできないものや、道徳に反する行為をするもの。家庭環境や親のしつけ具合から、自分自身の行動に対し責任をもたなかったり、何事も素直に受け入れることが少ないもの。勉強や遊びに欠けて一貫性がなく、注意散漫で持続性に乏しいもの。学習活動や友人関係が好ましくないため不適応感を強く抱くもの。神経質な

もの。などが多く、中学生よりも高校生にこれらの生徒が多いことが特徴と思われる。

以上田研式精神健康度診断検査をもとに、本校における中学1・2年生と高校1・2年生の精神的健康の実態を明らかにしようと、結果の分析を試みたのである。全体的には中学生よりも高校生に、女子よりも男子の方に精神的不健康者が多くみられたのであるが、精神的不健康者について個人指導をする場合、テスト結果だけを見て指導するのではなく、学校生活での行動観察、面接の様子、健康診断結果、家庭環境なども含めて、原因を追求し、適確な判断のもとに、精神的不健康者が行動の問題となって表面化する以前に、できるだけ早期に、よりよい方向への指導が必要であると思われる。また、精神的に健康なものについても、不健康に陥らないための配慮が必要である。学校教育の面では、知的発達への配慮が主となり、心身の発達という面への配慮で、特に精神的健康増進の面への配慮については、多くの問題をのこしているといえよう。精神的健康は、知的な面、情緒的な面、社会的な面などの全面的な関連の問題であり、ひいては行動全体の問題をも対象として考えねばならない、非常に多面的な問題であるが、さしづめ、学校教育での精神的健康増進に対する配慮として、①身体の状態、②学級・学年の中の人間関係、③個人差に対する配慮、④発達段階に対する配慮、⑤行動とそれを動機づけている原因の理解、⑥相互信頼による人間関係の確立への指導、などの要因が考えられるのである。なお、本研究では資料分析の不十分もあるので、今後更に精神的健康についての実態や、不健康者についての原因究明をも試みたいと考えている。最後に本研究に当たっていろいろご協力、ご助言いただいた先生方に厚く感謝する次第です。

#### 注

(1)～(8) 田研式精神健康度診断検査手引 P 29～P 39

その他の参考文献

- |                       |        |         |
|-----------------------|--------|---------|
| 1. 児童心理学講座 (1) 成長と発達  |        | 金子書房    |
| 2. 精神的健康の教育           | 品川不二郎著 | 明治図書    |
| 3. 教育心理学講座 方法問題 教育の心理 |        | 岩崎書店    |
| 4. 現代教育学 14. 身体と教育    |        | 岩波書店    |
| 5. 現代青年の人格形成          | 依田新編   | 金子書房    |
| 6. 教育と心理のための推計学       | 岩原信九郎著 | 日本文化科学社 |

# Alicia's Diary について

林 達 男

## は じ め に

これ迄の Hardy 文学についての夥しい研究或いは研究書も、その多くは彼の詩と長篇小説をその対象とし、短篇に特に注意を払ったものは少ない。これは Hardy 文学の本領は専らその詩や長篇小説にあると考えられてきたことを示すものと云えよう。しかし、短篇にも長篇に見られるような彼の文学の特質が十分にうかがえると思われる。その短篇の一つ Alicia's Diary を取り上げ、少しく考察してみたい。

Florence Emily Hardy の The Life of Thomas Hardy によれば 1887 年 2 月 4 日に The Woodlanders を書き上げたという Hardy の日記があり、<sup>1)</sup> そのあと 3 月 14 日夫人を伴って、かねてから懸案のイタリア旅行に出かけたとある。約一ヶ月、この間、Genoa, Pisa, Florence, Rome, Venice, Milan などを訪れている。

さて Alicia's Diary の発表されたのは同年 10 月のことであつた。その舞台は彼の文学ではお馴染みの Dorsetshire から Versailles, Paris, Venice, Milan に及んでいる。このことから、この作品の舞台は Hardy 夫妻のイタリア旅行の思い出から設定されたことは間違いあるまい。(この旅行については先に挙げた伝記で Italian Journey として一章とられている) この紀行的要素はとくにこの作品の後半、すなわち Venice, Milan などが舞台となるに及んで著しいのは当然である。そして、この舞台の上に彼の人生観から紡ぎ出した人間群像を設定したのである。

この作品の特徴の一つは日記体で書かれていることである。すなわち Alicia が日日の出来事や感想を記してゆく形式をとっている。その経過は最初の年の 7 月 7 日の日記より翌翌年の 9 月 14 日まで、そして更に 5 年後の短い Note がついて終っている。全 10 章、各章標題付きである。

Dorsetshire は Wherryborne Wood の森近き牧師館に住む牧師を父とする二人の姉妹、たまたま母とベルサイユの古くからの知り合いを訪れた妹は、そこで一人のフランスの青年風景画家 Charles de la Feste と知り合い婚約。母の急死。結婚式の延期。やがて画家の牧師館訪問。彼は姉 Alicia を見た瞬間、“This is the woman for whom my manhood has waited.”<sup>2)</sup> と直覚。そして Alicia の心にも彼に対する愛が芽生える。妹の重病。彼女の命を救うため Alicia と画家との協議の末の妹 Caroline と画家との見せかけだけの結婚式が交され、Charles は南欧に立つ。妹の回復。音信なき Charles を求めての彼女の家出。父と Alicia が急ぎ後を追う。なおも姉 Alicia の愛を求める Charles に対し、Alicia は “You belong to her.”<sup>3)</sup> と答える。その言葉を聞くと Charles は、

“Very well then, honour shall be my word, and not my love.”<sup>4)</sup> と言っ

て立ち去る。やがて妹と画家の結婚式。その直後の Charles の水死。

この短篇の筋書きは上のごとく簡単なものである。しかし、Hardy がそこに描かんとしたものは何であろうか。この短篇の悲劇感はどこから生まれるのであろうか。Alicia の場合について見てみると、彼女の場合は妹に対するいたわりと de la Feste に対する愛との板挟みの悲劇である。また、de la Feste の場合は honour と love との相克の板挟みの悲劇と云えよう。Caroline の場合は彼女の愛の対象としての de la Feste の心変わり、それも自分の姉がその契機であることにより一層苦しまねばならないのである。しかも三人共お互いに他を傷つけまいと誠実に行動するにもかかわらず、三人とも苦悩の中に追いやられてしまうのである。逆に言えば、彼等をそうした状況に追いやる力の存在を感じさせる所にこの短篇の悲劇性があると言えよう。

つぎに登場人物の誰もがそのために苦しまねばならない苦悩の原因としての愛が彼らの心にどのように生まれるかについて Hardy はどう描いているか少し述べてみよう。この物語の初めの部分では Alicia の眼を通して Caroline の心が Charles にどのように傾いて行くかが描かれている。Alicia はイギリスに残っているが故に、妹や母からの手紙を通じてしか Caroline の心の動きがつかめない。妹の手紙の中で画家は最初 M. de la Feste として登場し、つぎには "only one of the many friends of the Marlets" となり、続く手紙では、"a friend of ours and the Marlets" となり、ついに八月七日に至って、"Charles" と呼ばれるようになる。この微妙な呼び方の変化を逆して、Charles に傾むいてゆく Caroline の心の動きが Alicia に伝わり、従って読者に伝わることになる。日記形式で書かれているため、Caroline の心にどのように愛が目覚めてゆくかは手紙を通じて間接的にしか理解出来ない。しかしこのことは作者が直接 Caroline の心の動きを説明する場合よりも、かえって、Charles という人物を継ぎ目で見せ、Alicia の心に興味を掻き立てることになり、読者にも同じ効果を与えることになる。しかし、これは小説の技法上の問題で、愛の発生に関しては更に Alicia と de la Feste の場合に作者の見方をより明確に窺うことができるのである。

つぎつぎに届く妹からの手紙から妹が恋に落ちているらしいことを察し、"what a very awkward, risky thing for her!"<sup>5)</sup>(妹にとって何という厄介な、危険なことであろう!)と妹の身を案じる。すなわち、彼女の意識の中では、男女間の愛は厄介なもの、危険なものと思議されているのであるが、これから後の彼女の Charles に対する関心のなかには、ただ妹に対する心配ばかりではなく、彼女自身一人の女性として、異性である Charles に対する非常な関心が見られる。彼女の Charles を見る眼はつぎのごとく変ってゆく。

すなわち、始めは

If I were there, how jealously I would watch him, and ascertain his designs!

( 7月21日 )

と警戒的であるが、やがて

M. de la Feste does certainly seem to be all that one could desire as protector to a sensitive fragile child like Caroline, ---

( 8月16日 )

となり、彼の写真を見るに及んで、

I think that the owner of such a face as this must be tender and sympathetic and true.

( 10月20日 )

と好感を持って見られるようになり、その関心は翌年の Charles 来訪に至って頂点に達する。その来訪は急に予定より一日早くなり、姉妹は戻ってくる迎いの馬車の車輪の響きを “two newly strung harps” 6) のように待ちかまえるのである。そしてついに Alicia と Charles の出会い。その瞬間の Alicia の日記。

---;he looked up, and stood staring at me ---engrossed to a dream-like fixity. Thereupon I, too, stood moonstruck and awkward, --- 7)

「心奪われて、夢でも見ているかのように身じろぎしないで」という表現には婚約者の姉に初めて会った男の態度以上のものが表わされている。この瞬間の Charles の心の動きは後になって彼自身の口から直接 Alicia に告白される。

At the moment my eyes beheld you on that day of my arrival, I said, “This is the woman for whom my manhood has waited.” 8)

(ここへ伺った最初の日、初めてあなたの姿を一目見た瞬間に、「この方こそ、男として自分が待ち望んでいた女性だ」と私は言った。)

そして一方 Alicia は、日記につぎの如く書く。

lookas

I love Caroline's betrothed, and he loves me. It is no yesterday's passion, cultivated by our converse; it came at first sight, independently of my will; 9)

さきの Charles の告白も、この Alicia の「それは、わたしの意志とは無関係に、一目見たときに生まれたものなのだ」という言葉も共に愛は個人の意志とは無関係に、ある瞬間に突然、人間の心に芽生え、人間を呪縛し、翻弄する。そこにあるのは個人を超えた、個人の意志ではどうにもならない魔力のようなもう一つの意志の存在である。そこに於て人間はこの魔力の犠牲者となる。これこそ Hardy の愛についての観方であり、長篇をはじめ彼の作品に共通してみられるものなのである。10)

さて愛がこのようなものであっても、愛する二人が現実的障害なく結ばれるなら問題はないが、この短篇の如くいわゆる三角関係という人間関係になると悲劇感が生まれる。この短篇に於いても、もし Alicia が母とベルサイユに出掛け、Caroline のように de la Feste と知り合っていたらこの悲劇は生まれない。しかも、これ迄家をあけるのは大抵 Alicia と決まっていたのに、このときばかり Caroline が出かけたことが最早悲劇の第一頁なのである。日記の第一日、7月7日に、

It is the reverse of an ordinary situation, for good or ill-luck has mostly ordained that I should be the absent one. 11)

とあるが、何気ない表現の中に Hardy は悲劇の序曲をすでに暗示しているのである。

Alicia は de la Feste を愛していることを、そして、彼も自分を愛していることを認めざるを得なくなった時、同時に、「怖ろしい裏切り」12) に対し神の許しを求めねばならないのである。さらに又、de la Feste を妹と結びつけるための「神のような強制力と、殉教者のような犠牲心とがありさえすれば！」13) と嘆かざるを得ないのである。この duty と selfishness<sup>14)</sup> の葛藤こそ Alicia の悩まねばならぬ運命の課題である。

このことは de la Feste の場合も変りない。病気の Caroline のもとにきた彼は、「良心に責められ」15) ねばならないのである。彼のこの苦しみは、ヴェニスで彼が最終的に Alicia



に答えを迫り、彼女から “You belong to her”<sup>16)</sup> と答えられたときのつぎの言葉に要約されよう。

“Very well then, honour shall be my word, and not my love.”<sup>17)</sup>

(よくわかりました。それでは恋は捨てても徳義の方を重んじましょう。)

愛における真実を追求するか、徳義という倫理において誠実であるべきか、この矛盾に落ちいったとき、彼のとった解決法は死であった。<sup>18)</sup>

このような悲劇的結末を遂げなければならなかった de la Feste をはじめ他の人物たちをぬきさしならぬ窮地に陥し入れてゆく運命の力、それは Alicia 自身の次の日記の言葉が明確に著者の意図を表白している。

Some fatality has seemed to rule, ever since he came to the house, that this disastrous inversion of things should arise.<sup>19)</sup>

(あの方が家に来られてからは、こんな不幸な顛倒が起るように、何か宿命のようなものが一切を支配しているかにみえる。)

Hardy の作品にみられる fatalism がここにも見られるのである。登場人物達がどんなに誠意を尽しても運命が悲劇的顛倒をつぎつぎに繰りかえし彼等に悲劇性をあたえてゆくのである。

それでは、Hardy のこの fatalism と筋の展開との結びつきについてはどうであるか、以下この点について少し述べてみたい。

この作品の文体上の特徴としては先に上げたが、日記体で書かれていることである。つぎに文体は極めて簡潔である。このことは Alicia の 理知的性格を表わしていると言えるであろう。

たとえば母親の死の報せの手紙を手にしたときの彼女の日記を見てみよう。

August 23. ---A letter from my father containing the sad news that my mother's spirit has flown.<sup>20)</sup>

予想された死とは言え、直接母の死を述べる部分はこれだけである。あとは妹の身を案じて筆を進めているだけである。愁嘆の限りを尽くす場面ともなる所が、この簡潔な表現ですまされていることは、この作品を通じての特徴となっている。

さらに彼のどの作品にも見られる特徴がこの小説にも見られる。即ち筋の運びに偶然的出来事が多いということである。そのいくつかをつぎにあげてみよう。

いよいよ Caroline が Charles と結婚の最終的打ち合わせをしに帰国するという段階になっての母の急死。そのため、結婚の無期延期という事態が引き起こされる。

姉妹の家を訪れた de la Feste が、Alicia の写真に kiss しているのを偶然に Alicia が見て、de la Feste が自分を愛しているのを否定出来なくなる。<sup>21)</sup>

家出した妹とヴェニスではじめて会って二人の交わす会話を de la Feste が偶然聞いていた。ホテルの食堂が豊戸で奥の方と仕切られていて、たまたま de la Feste がそこにいたから。<sup>22)</sup>

上のあと、妹さんから愛想づかしをされたのだからと再び Alicia に結婚を求める Charles が Alicia と入ったフラリー寺院、とそこにはたまたま祈りを捧げている妹の姿があり、そこで

Alicia は de la Feste を妹の方へ行かせ一人戻る。

以上いくつか例を抜き出してみたが、これらの偶然の出来事は主人公達の行動に影響を与え、抜きさしならぬ窮地に追いこんでゆくのである。

又作品の後半、妹の姿を求める Alicia が、the Bridge of Sighs (嘆きの橋) 23) の下をゴンドラで越えて行く所などの人物の気分と scene の一致、ハーディが自分が旅行で訪れた所から Venice をとくに選んだことも意味深い。

又、上のような人物の mood と scene の一致の他に、たとえば母親納骨の場で、父の先妻の横に並んで葬られる母の姿を見て、Alicia が妹と自分も、一人の男性に愛され、一緒に葬られるのではないかと奇妙な夢を見ているような気分になる箇所、24) これも悲劇がたくみに予測されているといえよう。

このような筋に於ける偶然性は、それが読者に自然な感じを与える限り、効果的な小説技法と言えるが、そうでない場合は作為的な感じを読者に与えることは否めない。Hardy の小説に於ても、その両方の場合があるのは事実である。特に彼のような fatalistic な人生観からすれば、とくにその結びつきは当然と言わねばならない。彼の小説の欠点として、この偶然的出来事の頻発は当然指摘されるであろうが、その人生をみつめる真面目な態度、運命に翻弄される人間に注がれるあたたかい哀憐の情は、上のような欠点を欠点としないものがあると言えるのではなからうか。

この小説の結末は、キャロラインが、あの見せかけだけの結婚式をあげるのに手を貸した伝道師 Theophilus Higham と結婚するという追記で終わっている。彼はかねてから Caroline を愛していたのであった。

## Notes

- 1) Florence Emily Hardy, *The Life of Thomas Hardy* (1965), p. 185
- 2) *Alicia's Diary & Enter a Dragoon* (Nan'un-do's Contemporary Library) p. 22
- 3) *Ibid.*, p. 42
- 4) *Ibid.*, p. 42
- 5) *Ibid.*, p. 3
- 6) *Ibid.*, p. 14
- 7) *Ibid.*, p. 16
- 8) *Ibid.*, p. 22
- 9) *Ibid.*, p. 23
- 10) これについては拙稿、奈良県立畷高等学校 紀要 1 (1956) 「ハーディに於ける愛の問題について」において「テス」を中心に長篇の場合について考察した。
- 11) *Alicia's Diary & Enter a Dragoon*, p. 1
- 12) *Ibid.*, p. 23
- 13) *Ibid.*, p. 23
- 14) *Ibid.*, p. 25
- 15) *Ibid.*, p. 25
- 16) *Ibid.*, p. 42
- 17) *Ibid.*, p. 42
- 18) この点に於れたものとして大塚野百合「生きがいの人生論 愛とニヒリズム」創元社 pp. 9～11がある。
- 19) *Alicia's Diary & Enter a Dragoon*, p. 20
- 20) *Ibid.*, p. 9
- 21) *Ibid.*, pp. 20～21
- 22) *Ibid.*, pp. 38～39
- 23) *Ibid.*, p. 34
- 24) *Ibid.*, p. 10

# 理科の学習に対する生徒の一般的意識について

森 井 実

## はじめに

昭和48年度から高等学校の教育課程が改正され、高校教育の多様化と現代化がはかれようとしている。理科においても現行の物理・化学・生物・地学の4科目必修から、新設の基礎理科を含め最低1～2科目(6単位)の選択制に移行することになっている。今後は各学校によって今までとは違った理科の教育課程が組まれることになるであろうが、この際、大切なことは、現行の教育課程や学習内容について十分な反省と評価を行なうことであろう。

新教育課程にもとづく学習指導要領で強調されている理科教育における「科学の方法」も特別目新しいものでもない。自然科学の学習を生徒による問題解決過程とみて、これを科学研究の過程と同じ型に定型化する方法は、理科教員の常識であり既に19世紀後半、ヨーロッパにおいてまとめられた方式である。また、教育の現代化も今に始まったものでもなく、教育の内部に常に働いている法則のようなものである。そこで、現行の理科教育について、その法則性のどこに十分でないところがあったのかを検討しなければ、新指導要領実践も実質をとまなわないで形式だけを持ち込む危険性があると考えられる。

本校においては、教科相互の関係・教材の配列・生徒の発達段階・他教科との関係・季節との関係などから、高1において生物(2時間)・地学(2)・化学(2)、高2において生物(2)・化学(2)・物理(2)、高3において物理A(1)・物理B(3)・生物増(2)・化学増(2)と組み合わせ、本校独自の教育課程を組んできた。今回の改訂に際しても、現行の当校のカリキュラムを検討した上で、新教育課程に対するプランを作成しようと考えている。

今回の報告は、以上の立場にたつて、理科の学習について教師の側の認識だけではなく、生徒の側からもさぐってみる必要があると判断し、本校生が理科の学習についてどのように考えているか、どの分野に強い興味を持っているか、また、それらの意識が進路決定にどう作用しているか等について、初歩的な調査を行なった結果である。今回は資料発表と問題点の把握程度にとどめ、今後さらに調査を深め、統計処理を加えて問題点を検討し、次の号にくわしく報告することにした。

## 調査の方法

昭和44年2月1日、当時の高校3年生全員について、アンケート形式によって調査を行なった。高校3年を選定したのは、理科4科目の学習が全て終わっていること、進路が決定していることを考慮したからである。

## 結果と考察

### 1. 高校理科についてどのような感想を持っているか。

次の表Iで示したように、1～4の項目は理科教育の必要性を積極的に認めているものであり、5～6の項目は否定的な見方である。結果からみると、前者と後者とが同数であり、それぞれ46.7%であった。しかし、男女を問わず学年全体でみると、最も多いのが第5項目の大学受験科目程度にしか意義を見出していない生徒達であったことは、理科担当者としてショッキングな結果となった。このような現象は、他の教科についても同じ傾向であろうか。調査した時期が大学受験前であったためであろうか。この点については、1年生、2年生を対称として調査を行ない結論を得たいと考えている。

いずれにしても、約半数の生徒が自然科学教育本来の意義を見出せないという実状の中で、我々の授業が進められていることを知らされる結果になった。

表1. 高校理科についての感想

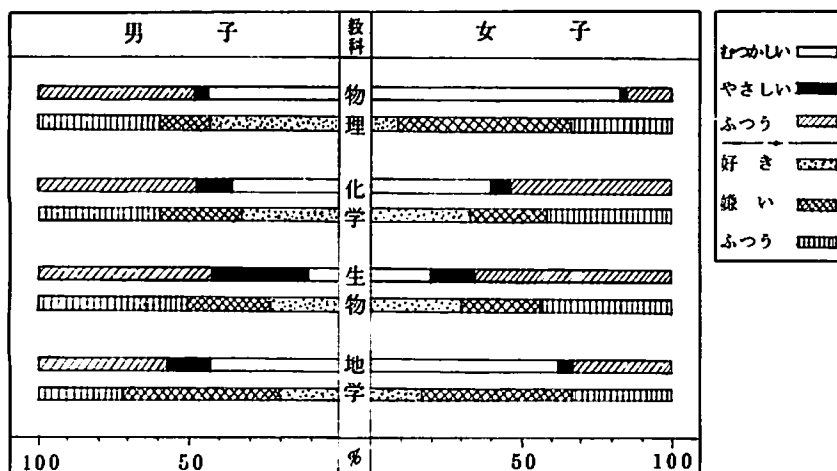
主な感想 (%)	男	女	計	類別
1. 自然科学の進んだ現在、高校理科は一般教養として大切	21.2	25.7	23.3	46.7
2. 学習によって、自然科学への情熱がかきたてられた	11.8	7.1	9.3	
3. 自然界の諸現象に対して見る目があった	8.8	7.1	8.1	
4. どの科目も身近に感じながら学習できた	8.8	8.6	6.0	
5. 大学受験科目程度にしか意義を見出せなかった	33.7	22.8	28.6	46.7
6. どの科目も自分から遠くはなれた世界の勉強のように感じた	12.5	24.2	18.1	
7. その他	8.2	4.5	6.6	6.6

### 2. 理科の学習の難易と好き嫌いについて

理科4教科のそれぞれについて、学習のむつかしさ、やさしさ、好き嫌いの一般的な感想がどのようなものであるかを調査したのが、次の図Iである。

この結果によれば、物理と地学がむつかしいと答える生徒が多く、特に女子では、物理で83%、地学で63%がそれぞれ学習困難と答えている。具体的な事実を数式化したり、空間概念を理解

図I 学習の難易と好き嫌い



することなどに困難とする原因があるのではないかと考えられる。また、見方を変えると、現実の理科教育は、教えたい・学ばせたい事項が教えられずに、既成の概念に到達させることに力が注がれているからではないかと推測される。

次に4教科を通してみると、女子は男子に比して、どの教科においても学習がむつかしいと答えており、あらためて性差の検討、共学の立場について再考慮する必要があると思われる。

また、理科の学習が易しいと答えた生徒は、男子の生物を除いてほぼどの教科も同じ割合になっている。生物については、31%の男子がやさしいと評価しているが、これにも物理の学習において多数の生徒がむつかしいとしているのとは別の意味で問題がある。つまり、自然科学としての生物が教えられずに、得られた結果を知識として与えている結果ではないかと考えられるからである。48年度からの改訂には「科学の方法」が強調されているが生物科ではとくにこの点に注目し、学習の展開を計って行く必要がある。

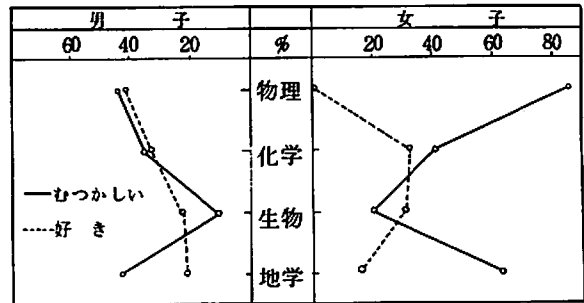
次に理科における学習の難易度と好嫌度の関係について述べてみる。指導教官として自己の指

導教科を、生徒達に好きにさせる自信がほしいし、好きになることがまた学習展開の基礎にもなるからである。好嫌度の基準をきめることや、好き嫌いができる動機をさぐることは非常にむつかしいが、同時に生徒達の進路決定の要因ともなることも考えられ、十分に吟味する必要がある。

調査の結果では、男子と女子とでは違った傾向を示している。女子で

は、学習が困難であるから嫌いになり、男子では、地学を除いて考えると、学習の困難度が高い教科ほど、好きになる傾向が現われていて、女子とは対称的な傾向を示していると云える。男子には、理論的にむつかしいものに、また未知なるものに積極的に学習しようとする意欲があり、女子は感覚的に処理してしまう傾向のあらわれとも考えられる。

図II むつかしさと好き嫌いについて



### 3. 興味を示す自然科学の領域について

理科4科目のそれぞれについて、生徒達が最も興味をもった領域を調査した結果が表IIである。学習の困難度や好嫌度の解析の糸口にすること、生徒達の教科に対する受けとめ方の実態などを知るために行なったものである。

調査には、選択肢形式でなく、生徒達に直接記入させる方法をとった。それは生徒達が学習項目を頭に思い浮かべ自分で記入できることは、記憶の中で最も印象的であった領域であろうと推測したからである。従って集計の段階で領域区分の明瞭でないもの、重複しているものなどでてきて整理のつきにくさがあったが、できる限り生徒達が指摘したまま整理することにした。

調査の結果、どの教科も男女ほぼ同数ずつ約50～70%の生徒が、興味をもった領域をあげることができた。これは、表Iで示した理科への一般的感想の結果と一致している。また、物理において、男子の約1/2の女生徒しか興味の領域を示し得なかったことは、図Iで示した学習の好き嫌いの調査結果とも一致している。

表Ⅱ 興味を示す領域について

科目	学習項目	男(人)	女(人)	計(人)	科目	学習項目	男(人)	女(人)	計(人)
物 理	原子・電子	21	7	28	生 物	遺 伝	27	25	52
	力 学	10	4	14		発 生	6	6	12
	電 磁 気	18		18		生 理	5	5	10
	光	4	7	11		進 化	4	4	8
	コンピューター	2	6	8		生 殖	5	2	7
	電 気 一 般		8	8		分 類	2	5	7
	波 動	2	2	4		生 態	2		2
	運 動	2	2	4		反 応・感 覚	1	1	2
	エ ネ ル ギ ー	1		1		解 剖		2	2
	量 子 論	1		1		細 胞 機 能	1		1
	計	56	86	92		計	52	50	102
化 学	有 機 化 学	20	23	43	地 学	天 体	17	25	42
	無 機 化 学	8	7	10		岩 石 研 磨	5	5	10
	化 学 反 応	2	5	7		宇 宙	3	4	7
	実 験	2	4	6		地 球	6		6
	電 子・原 子	3	1	4		地 質	2	1	3
	高 分 子 化 学	3		3		化 石	1		1
	金 属	2		2		ぬ り え	1		1
	エ ネ ル ギ ー	1		1		気 象		1	1
	応 用 化 学	1		1		計	35	36	71
	酸 化・還 元	1		1					
計	38	40	78						

次の㉗～㉠は、表Ⅱについて二 三の要約を行なったものである。

- ㉗ どの教科においても、多数の生徒が興味を示した領域は、1～2の事項に集中している。化学における有機化学領域、生物における遺伝領域、地学における天体領域がそれである。この現象は、調査の時期の影響もかなり出ているように考えられる。たとえば、化学では有機化学に興味を示す生徒が多かったが、調査の直前に指導された学習事項であったからであろう。しかし、地学や生物においてあげられた天体や遺伝などの項目は、いずれも高1で学習した内容であることを併せ考えると、生徒達は学習と調査の時期とは無関係に、自分が興味を持った領域をあげていると云えるのではないか。
- ㉘ 物理では、他の教科と違って興味の領域に広がりが見られることと、男女によって興味の領域が違っていることが特徴であろう。
- ㉙ 生徒達は、断片的な知識領域よりも、ある一定の原理原則にもとづいて展開できる項目に強い興味を示す。
- ㉚ 生物においては、生殖—発生—遺伝—分類—進化 に興味を示しているが、㉗で指摘したように、基本的概念より理論的に展開できる領域に興味を持つことが明かであり、生徒の側に一つの体系ができていくように受けとれる。今後は、生物分野のもう一つの体系即ち、物質交代・エネルギー交代に指導上の留意点を置いて展開する必要がある。
- ㉛ 学習が展開される過程にはたらく指導者の工夫、生徒の作業が活かされている。たとえば、物理においてコンピューターをあげているが、これは物理Aの選択者に発展教材として扱われ

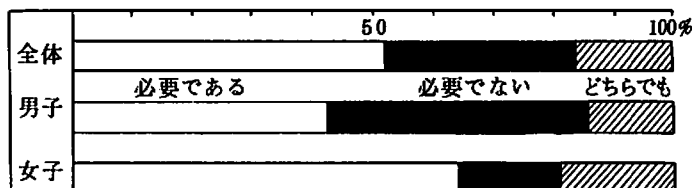
ているものであり、地学におけるぬりえ・岩石研磨は、生徒達が実際の作業を通して地質図を完成したり、岩石プレパラートを作りあげたりしたからであろう。たとえその作業が単純なものであったとしても、自分の手で一つのを創造する欲びは大きなものであることが理解できる。この事実は、理科における指導上の一面として 今後の学習指導に活かして行くべきであろう。

#### 4. 現行の理科4科目必修について

高校3年間の理科の学習を終えた生徒達が、現行の4科目必修についてどう受けとめているかを調べたのが図Ⅲである。

学年全体では4科目必修を必要とするもの52%、必要でないとするもの31.2%、どちらでもよいとするもの16.7%となっていて、4科目必修を必要とする傾向があると

図Ⅲ 現行の4科目必修について



判断してよい。とくに女子では、64%も4科目の必修を必要としていたのは、予想外のことであった。前に述べた理科に対する学習の難易、興味の調査結果などと比較すると、女子は男子に比して常識的な意見を持っていると云える。

昭和48年度からの改訂で、4科目必修制が大きく変化するのに際し、早急に指導者側の考えをまとめる必要があるが、筆者はこの問題について次のように考えている。科学が進歩し未知の世界のしくみが大きく開けたからと云って、その最新の達成を全てに持ちこむことがかならずしも現代化ではない。現代化の中心は、そこに到達するために必要な基礎をととのえることに置かれるべきであり、その基礎の中にも新しい達成を組み入れることが可能である。高校理科4科目の学習について、生徒達に学ばせるべき基礎とは何かを十分に吟味する必要がある。いわゆる新指導要領で云う基礎理科が、高校理科の基礎ではないだろうし、広く浅く学ばせることも基礎ではない。

4教科に分かれているのも自然科学の素材を、物理現象に求めるか生物現象に求めるかの違いであって、いずれの教科の目標も探究としての科学を学ばせ、科学的自然観を育成することにあるのだから、選択制で十分であろうと考えられる。この意味で新指導要領にもられた基礎理科の新設には賛成できないが、選択制をとった事は妥当であると考えられる。

多数の生徒がなぜ4科目必修を必要とするのかについても、もう少し詳しく検討し、同時に指導者側の立場も明らかにして、本校のプランを次の号で発表したい。

#### 5. 理科の学習と進路決定について

生徒達は中学・高校における教科を学習する過程において、自分の能力を発見し、また興味を抱く動機をつかむなどによって、それぞれの進路を決定して行くものであろう。とくに理科系に進むことを決定した動機は何か、教科の学習とどのようにかかわり合っているのかなどの疑問と、広い意味において理科の学習と進路指導の関係を知るために、次の4項目について調査を行った。



A. 第1希望における学部別分布、とくに理科系に進学する生徒の割合

表Ⅲ 第1希望における志望学部について

理科系(人)	工	理	医	家政	薬	歯	農		計	45.8
	男	18	11	6	0	2	1	0	38	
	女	2	11	2	8	4	1	1	29	
文科系(人)	文	経	法	教	芸	社	神	外語	計	54.2
	男	3	14	12	3	1	0	1	0	
	女	28	2	0	6	3	2	0	4	45

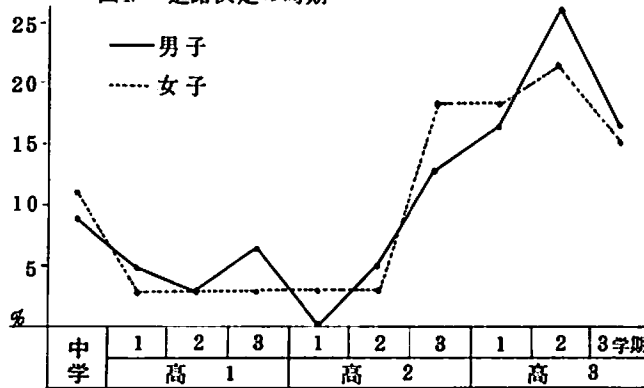
B. 進路決定の時期について

図Ⅳで示したように、男女とも高2の後半から高3にかけて、大半の生徒が進路を決定していることがわかる。高2の後半は学習指導・進路指導上非常に重要な時期になっていると云える。

また、男女とも1割近くの生徒が既に中学段階で進路を決定していること、高

3の8学期になってやっと進路を決定した生徒が15%もあることなどは、予想外の事実であった。

図Ⅳ 進路決定の時期



C. 広い意味での進路決定の要因はなにか。

進路決定の要因を①学校に関するもの ②家庭に関するもの ③志望大学に関するもの ④自己に関するもの ⑤社会に関するものの5項目を設定し、さらに下位項目として20項目をあげ、それぞれに「非常に影響した」「かなり影響した」「考慮に入れた」「関係なかった」「どちらとも云えない」という5つの選択肢をつけた表を配布し、それぞれの項目に最も適しているものを一つずつ選ばせる方法をとった。

理科系・文科系という狭い意味における進路の決定要因を知る前に、もっと広い立場から、生徒の進路の決定の要因を眺めてみる必要があったからである。理科が好きだから理科系に進むのではなく、もっと大きな条件が左右しているかも知れないと推測したからである。

(注) この調査の形式は、広島大学附属高校の研究紀要10号による研究を参考とした。

表Ⅳ 進路決定の要因

		非常に影響した	かなり影響した	考慮した	関係なし	どちらとも云えない
① 学校	付高の性格	2.1%	12.4%	6.9%	68.3%	10.3%
	先生の指導・意見	3.4	8.1	28.4	54.0	6.1
	友人・先輩の意見	1.4	12.1	27.3	54.0	4.8
	対抗意識(友人)	0.7	4.9	9.2	80.3	4.9
② 家庭	家業世襲のため	1.4	2.1	7.7	88.1	0.7
	経済状況	3.4	8.2	32.0	50.3	6.1
	家庭の意見	7.4	12.8	36.9	36.2	6.7
	対抗意識(家族)	0.7	2.7	6.8	87.0	2.7
③ 大学	大学の所在地	16.0	20.0	39.7	20.5	4.1
	受験科目	12.7	23.9	38.7	23.2	1.4
	競争率	2.0	8.6	35.5	48.7	4.6
	大学の伝統	15.1	15.7	38.4	27.4	3.4
	大学の設備	11.0	16.6	35.9	28.3	8.3
	就職状況	10.4	11.1	38.3	44.4	4.2
	大学での生活	6.5	24.0	41.6	23.4	4.5
④ 自己	自分の実力	23.1	18.4	35.4	17.0	6.1
	性格や適性	15.6	23.1	40.1	15.0	6.1
	健康状況	2.0	2.8	27.8	61.1	6.3
⑤	社会の見通し	9.1	7.4	23.6	55.4	5.4

進路の決定要因として、%の高いもの(非常に影響したのものから考慮に入れたものを含め)から順に見てみると、自己に関するもの、志望大学に関するもの、家庭の条件、付属高校に関するもの、社会に関するものとなっていて、決定要因として最も強いのは、自己に関するものと云えよう。

それぞれの項目別にみると、自己の性格・適性が最も高く78.8%、自己の実力76.9%、大学の所在地75.7%、受験科目75.3%、大学での生活72.1%となっている。この傾向は広大附属高校と同じであったが、進路決定の要因は、自己に関するものが中心となり、それに志望大学に関するものが収斂していると考えられる。ただ、広大附属高校の場合と違っているのは家の経済事情や家庭の意見が進路決定の要因としてより低いところにあることである。当校生の場合は、より経済的に恵まれていて、進路決定の面でもかなり自由さがあるのではないかと考えられる。

特に注目したいのは、進路決定に関して高校の諸要因が大きなファクターとなっていないことである。この傾向は広大附属高校の場合と同じであり、高校の先生の指導や意見が、家族の意見よりも影響力が弱いことは何を意味しているのだろうか。善悪は別としても進路指導上の立場から考えてみる必要がある。ただ、この傾向は広大附属高校の場合と同じであり、附属高校の特殊性を示しているとも考えられる。

この資料は、進路決定要因上にあらわれてくる男女差の問題、生徒の成績と進路決定要因との相関関係などの検討資料となるが、ここでは省略しておきたい。

D. なぜ理科系を進路として選んだのか。

次の表Vは、進学予定者のうち理科系を選んでいる男女67名について、理科系選定の理由を調査した結果である。

表V 理科系を選んだ理由

理 由	男(人)	女(人)	計(人)	%
1. この方面に将来の職業を求めたから	9	14	23	34.3
2. この方面の科学者としてもっと深く研究したいから	8	6	14	20.9
3. 小さいときから興味があったから	8	2	10	14.9
4. 技術者としての生きがいが見つけれそうだから	4	3	7	10.4
5. なんとなく理科系と思ったから	3	1	4	6.0
6. 文科系に弱くてしかたなしに	2	2	4	6.0
7. 実験室などの雰囲気が好きだから	1	1	2	3.0
8. 家の仕事の関係から	1	0	1	1.5
9. その他	2	0	2	3.0
計	88	29	67	100

調査Cによって、進路は自己の性格・適性を中心として決められることが一般的傾向となっていることを知ったが、具体的に理科系を選んだ理由をたずねてみると、将来の職業・研究者としての指向・小さいときからの興味の展開の頭になっていて、いずれも進路決定のあるべき姿が具現されていると考えてよい。

ただ、男女を比較してみると、ここにも性差があらわれていて、女子では将来の職業を前提とする傾向が強いのに対し、男子では職業を前提としたり、研究者として生きようとしたり、小さいときからの興味を展開しようとしたりするなど、いろいろな要因がみられることである。また、小さいときからの夢を実現しようとする傾向が男子において強いこと、女子にも研究者への指向を持っている者が多数あることなどは、非常に力強いことと云える。

また、医学・薬学・歯学部などは、相当家業世襲の色あいが強いはずであるのに、この方面に進学する男女16名中(表Ⅲ)、1名だけが「家の仕事の関係」からと答えているだけであり、調査Cの結果と同じように、生徒自身の性格・適性・実力などを中心として進路が決められているものと云えよう。

以上進路決定に関して2・8の調査結果を報告したが、理科の学習と進路決定のかかわり合いについてはほとんど触れることができず、ごく一般的な報告となった。授業中に感得したこと、実験や観察によって知った自然の神秘が、彼等の進路決定に働いてはいないかという期待はあったが、ほとんど表面にでなかった。進路はやはり自己の実力や適性によって決められるということになるのであろう。

しかしながら、多数の生徒達が高2の後半から高3にかけて進路を決めていくという結果から考えると、昭和48年度からの理科4科目選択制については、教育課程の類型を十分に考えなければならぬし、選択制にした場合、生徒達に選択させる際には教科の内容・進路との関係などについて、事前指導を徹底させておく必要がある。また、選択制は自然科学の基礎を学ぶためのものであり、大学受験との関係からてきたものでないことも、明確にしておかなければならないと考えられる。

## お わ り に

綿密な計画をたてないで行なった調査であったため、検討の方向に独善があったり、つっこみの浅い面が多い。しかし、教科の学習の意義を大学受験科目程度にしか考えない生徒が予想外に多いことや、学習の難易・好き嫌いについて男女に明瞭な差のあることなどを具体的な数としてつかむことができたし、生徒達が興味を示す領域とその原因も推測することができた。また、指導者の創意工夫が、生徒の興味や関心をよび起こすことに強く影響していることを知り、学習展開の在り方の反省ともなった。

ただ、整理に際して統計的な処理や検定を行っていないこと、理科の学習と進路の開たくとの相関関係の分析が十分でないなど、報告としては未完成のものであることを痛感している。今後は本校理科教官の共同研究として、更に詳しく研究をすすめ、来年度の紀要に報告することになっているので、その際に責をはたしたいと考えている。

ち歩いている日誌は傑れたもので創作以上に評判が高いが、その中に数々の女達の偉と交渉ぶりが語られている。おびただしい作品にはそれぞれ荷風の「色」の温歴の跡が歴然としているが、紙面の都合で省略する。

荷風の女性交渉でロマンティックなのは、イデスの場合であろう。西遊日記抄に全貌がうかがわれるが、「あゝタンホイゼルの恨み、彼が罪の飲菜より身を脱せんとして脱し得ざる肉と霊との悩みは直にこれ余が身の上の苦悶にあらずや。余はいかにしてイデスを捨つべきか。」(十一月二十八日)とは、「今は一刻だに彼の女なくしては生くる事能はざるが如き心となれり。」七月九日には書いていながら、商売気を離れて恋愛の誠を捧げたイデスとは異郷での恋だけに、迂余曲折、熱中し、離別を思い、熱中した。しかしフランスの魅力にイデスは勝てなかった。プラトニックなのはロザリンと。なほ戦時中二十年一月六日も阿部雪子が仏文典を習ひにきている。この人は十数年来出入。荷風は菅原に「僕のところへ仏蘭西文法を習ひに来る不思議な女性がある」「僕はこれでもモラリストだからね」といったという。この二つは荷風行状の清涼剤とでもいうべきか。

この上なく清潔な愛にみちた誠実な家庭生活を送った光太郎、普通には遊蕩児として家庭愛に欠けていた荷風。どちらも欧米の生活を体験しながらかくも遠うのはやはり人柄のせいと思われる。それに、荷風が狭斜の巷に伝統を見出したことが商売女から商売女へと移ることになったことも考えられることである。ともかくも愛の人光太郎、遊びの人荷風。

女性に人間性を求めようとはしなかったし、女房子供を愛する家庭人ではなかった。荷風は二十人に近い多くは商売女と同棲同様の生活もしたが、女の愛情にほだされることなく、女性よりも文学を愛したのである。文学者たるものよろしく無妻たるべしなどという。「すべての行動は小説の題材をもとめての行動で、兄は一人の女にほれこんで心中する心配は全然なかった。」(荷風をしのぶ—令弟威三郎)が真相であろう。大正九年九月三日の日記に「……世の親達は娘子供に心を勞せらるゝに、余のみ十年一日の如く、苦勞は唯何か面白きもの書きたしといふに過ぎず。喜ぶべきか悲しむべきか。」とあり、浮氣の根本は文学の取材という点にあつたであらうし、「得やうとして得た後の女ほど情無いものはない。この倦怠、絶望、嫌悪、何処から来るのであらう。」(歡樂)という心情もあつたに違いない。自分本位であり、女性の氣持を汲んでやらず、正妻ヨネと離婚の際、愛人であつた八重次を荷風は家に入れ、「矢はずぐさ」には「八重家に來りてよりわれはこの世の清福無き身とはなりにけり。」と書いているが、その八重が置手紙をして家を出たのは半年たっただけの時である。「……あなた様にはまるで私を二足三文にふみくだしどこのかぼちや娘か大根女郎でもひろつて来たやうに御飯さえたべさせておけばよい夜の事は売色にかぎる夫がいやなら三年でも四年でもがまんしてゐるがよい夫は勝手だ。女房は下女と同じでよい。『どれい』である。外へ出たがるはぜいたくだとあたまつから仰せなされ候。……つまりさらはれたがうんのつき見下されて長居は却而御邪覓。」と父臨終の際にも流連した妓家の八重次にすら、浮氣をして怒らせている。異郷の恋人イデスに対しても「余は突然いかなる犠牲を払ふとも彼の女を捨つること能はず」と書いたり、「イデスと別杯をくむ。……余の胸中には最早や芸術の功名心以外何物もあらず。イデスが涙ながらの練言聞くも上の空なり。」という次第である。震災後偏奇館で同棲した今村栄とも別れて後、昭和四年四月十六日「尾張町角にて偶然今村お栄に逢ふ。……顔色憔悴し衣服も貧し氣に見えれば此方より避けて知らぬふりにて行過ぎたり。」と、又、十一月四日水天宮湖畔で再び見かけたが、女が氣付かなかつたので電車にのつてしまつたとか、薄情である。荷風のは愛情ではなく「色」である。「独居のさびしさも棄てがたく、蕃妾の楽しみも亦容易に棄すべからず、勉強もおもしろく、放蕩も亦更に愉快なりとは、さて、楽しみ多きに過ぎたるわが身ならずや。蜀山人が舞書漫筆に……三案あり、一には読書、二には好色、

三には飲酒、是外は落着として都て是なき勉。といひしもことわりなり。」(大正十五年一月廿二日)とあるによつても明らかである。荷風の好きな為永春水の世界の「色」なのである。西鶴の「色」ではなく、文学の材料を得る手段であつたことが、単なるドンファンでなかつたことがせめてもの救いなのである。もう一つ「女好きなれど処女を犯したることなく又道ならぬ恋をなしたる事なし。」(昭和三年十二月卅一日)とあることで、芸妓娼妓私娼、所謂商売女が対象であつた。色を売る、それを買う、身受けをする、いやになる、別れるということの繰返しである。自らも「雪はいつか雨となり、點滴の音さながら放蕩の身の末路を申ふものゝ如し。」(大正七年十二月二十三日)と放蕩児であることを悲しんでいる。父の遺産を独占にして金に困らぬ遊蕩児。眞の愛を求めての女人遍歴でも何でも無い。唯商売女を相手にしたので女性の敵となるのを辛うじてまぬがれ、その点で非倫理的でなかつたのと、作品として実つたこと以外は、父母弟親類縁者の心配の種であり、社会としても良風美俗に反したことは事実である。

要約すれば、荷風は十八才、女中相手に童貞を破つてから外遊前に遊蕩歴多く、在米中も売笑婦の膝を枕に、さらにはイデスと深い仲になり、ロザリソンの恋もという風で、在仏中も品行方正だつたとは思われない。父の意に反して銀行をやめ帰国したので、不首尾であり、父の目を憚つたものやはり花柳界に足を踏入れ、斎藤ヨネと結婚した時にも、八重次という愛人が居たし、手も切つていながつた。ヨネと六ヶ月で離婚、八重次と結婚したがこれも六ヶ月程で荷風から離れていつてからは定まる妻を持たず、次々と相手の女性をかえ、昭和十一年一月卅日の日乗には帰朝後交渉のあつた十六人の女がことが列記してある。「政江といふ女わが家に殆ど二ヶ月程居たりしが暇取りて、三四年來の事を回想して手切金を取らざりし女まづこの政江一人なるべし。……(番号をつけ、十六人の女を列挙し、)此外臨時のもの挙ぐるに迫あらず」と。荷風の多情は女の方から離れてゆく結果となる。独身生活も氣儘の結果なのである。

光太郎は純一な愛を智慧子抄に結晶させたが、荷風はもろもろの醜類の美を湛えた幾多の小説隨筆戯曲を残した。名作だけあげてみても「腕くらべ」は新橋の妓、八重次と馴染んだ結果であり、「つゆのあとさき」はカフェータイガーの女給お久と遊び、銀座通ひの揚句であり、「溼東綺譚」は玉の井の私通いによつて書かれたものである。戦時中罹災の際にも持ち出し、持

は一にかかつて彼女の存在そのものの上にあつたので、智恵子の死による精神的打撃は実に烈しく、一時は自己の芸術的製作さへ其の目標を失つたやうな空虚感にとりつかれた幾箇月かを過した。彼女の生前、私は自分の製作した彫刻を何人よりもさきに彼女に見せた。一日の製作の終りにも其を彼女と一緒に検討する事が此上もない喜であつた。又彼女はそれを全幅的に受け入れ、理解し、熱愛した。私の作つた木彫小品を彼女は懐に入れて街を歩いてまで愛撫した。……その智恵子が死んでしまつた当座の空虚感ほそれ殆ど無の世界に等しかつた。……さういふ幾箇月の苦悶の後、或る偶然の事から満月の夜に、智恵子はその個的存在を失ふ事によつて却て私にとつては普遍的存在となつたのである事を痛感し、それ以来智恵子の息吹を常に身近かに感ずる事が出来、言はば彼女は私と偕にある者となり、私にとつての永遠なるものであるといふ実感の方が強くなつた。私はさうして平静と心の健康とを取り戻し、仕事の程がもう一度出て来た。「(智恵子の半生)」とその過程を述べている。「二世代」に「智恵子が生きてゐる時よりも身近なのだ。……交歓自在だ。まことに不合理な真実だ。……一度は、智恵子が死んでしまつて、私の仕事はほんとに、しんみに見てくれる人が此の世の中に居なくなつたと思ひ込んで悲しんだが、今思ふと、私が仕事に熱中することその事が、既に智恵子の中から触れてゆく事なんだ。智恵子はいつても微笑して其処に居る。」とある。独居自炊の生活をつづけながら、智恵子は何処にでも居るのを感じていた。そして戦中、戦後つづけて「レモン哀歌・亡き人に・梅酒・荒涼たる帰宅・松庵寺・もしも智恵子が・元素智恵子・メトロポオル・裸形・案内・あの頃・吹雪の夜の独白・噴霧的な夢・智恵子と遊ぶ・報告」と追慕の詩が作られた。「あなたはまだある其処にゐる／あなたは万物となつて私に満ちる／私はあなたの愛に値しないと思ふけれど／あなたの愛は一切を無視して私をつつむ」(亡き人に)の思ひは貫かれてゐる。「元素智恵子は今でもなほ／わたくしの肉に居てわたくしに笑ふ。」(元素智恵子)

「智恵子は死んでよみがへり、／わたくしの肉に宿つてここに生き、／かくの如き山川草木にまみれてよるこぶ。……それをみんな智恵子がうけとめ、／それをわたくしが触知する。／わたくしの心は賑ひ、／山林孤棲と人のいふ／小さな山小屋の團伊裏に居て／ここを地上のメトロポオルとひとり思ふ。」(メトロポオル)と同じ思いを述べている。「智恵さん気に入りましたか、好きですか。」と山小屋を「案内」し、智恵子に逢つた初めを「かなり不良

性のあつたわたくしを／智恵子は頭から信じてかかつた。／いきなり内儀に飛びこまれて／わたくしは自分の不良性を失つた。」と「あの頃」を回想し、夢に智恵子とヴェスヴィオに遊び、「岩手の山に智恵子と遊ぶ／夢幻の生の真実」と「智恵子と遊ぶ」のであつた。「裸形」で「智恵子の裸形をわたくしは恋ふ。……今も記憶幾月にみがかれた／その全存在が明滅する。／わたくしの手でもう一度、／あの造型を生むことは／自然の定めたる約束であり、／そのためにわたくしに肉類が与へられ、……智恵子の裸形をこの世にのこして／わたくしはやがて天然の素中に帰らう。」と書いたことが実現されたのが「十和田国立公園功労者顕彰記念碑」の裸婦像である。夫人の俤が裸婦像にはこめられてゐる。

光太郎は詩と彫刻とに智恵子夫人との愛の頌歌を残した。類稀れな純愛である。誠実に真実に生きた光太郎の姿がそこにある。一途な人間の誠実が尽されてゐる。智恵子も神にも似た純愛を尽したろうが、光太郎の純愛もそれ以上だと思ふ。詩や彫刻に示しただけではない。独居自炊、生活態度もそれで貫いたのである。すべての不自由を物ともせず、心の中の智恵子と生きたのである。倫理的人間の美しい愛の姿である。「をみんは男を恋ひ、／男はをみんをおもふ。／されどもし儼たる神秘感無くばそれは快楽のみ。／いたづらに舐ぶるもの愛にあらず、／身に代へて神のころを知るもの、／それが愛だ。」(愛について)と光太郎の「愛」が書かれてゐる。神の心に通う愛、絶対純一であつたのも、当然である。

荷風は全く対照的である。浮気性である。「卯の年に生れた四緑にゐるものは浮気にて飽き易き性なりといへり。癡り性の飽性ともいへり。僕はそもそも此の年この星の男なり。さるが故にや半年と長つづきたる女はなし。」(桑中吾語)とか「……三子過日小波先生に随ひ京都に遊び、偶然露店にて子が生れたる明治十二年の古曆を獲たりとて之を贈らる。余が生日明治十二年十二月三日は水曜日にして、太陰曆十月二十日庚申の日なることを始めて知り得たり。余庚申の夜に生る。品行の不良なること怪しむに足らず。呵々。」(大正十五年五月卅一日)と自分の浮気、好色の理由付けをしている。外遊し、近代を身につけた人とも思えぬ古さであり、勝手である。光太郎も「九紫の火星楊柳木で／今年六十一の老骨でも」(疾戦の年に志を述ぶ)と書いてゐるが、重大な意味づけはない。荷風は九星干支に基づく古い判断を先天的性格と思つてゐる。

を誘ふことか、／ふたり一緒に歩いた十年の季節の展望は、／ただあなたの  
中に女人の無限を見せるばかり。／無限の境に烟るものこそ、／こんなにも  
情意に悩む私を清めてくれ／こんなにも苦渋を身に負ふ私に爽かな若さの泉  
を注いでくれる、」（樹下の二人）の絶妙な愛の讃歌が生まれたのである。

一人の女性の愛に清められて

私はやつと自己を得た。

言はうやうなき窮乏をつづけながら

私はもう一度美の世界にとびこんだ。

生来の離群性は

私を個の鍛冶に専念せしめて、

世上の葛藤にうとからしめた。

政治も経済も社会運動そのものさへも、

影のやうにしか見えなかつた。

智恵子と私とただ二人で

人に知られぬ生活を戦ひつつ

都会のまんなかに盤居した。

二人で築いた夢のかずかずは

みんな内の世界のものばかり。

検討するのも内部生命

蓄積するのも内部財宝。

私は美の強い腕に誘導せられて

ひたすら彫刻の道に骨身をけづつた。

以上は「美に生きる」であるが、生活を物語っている。「智恵子は貧におどろかない。」（鮫）「工場の泥を陳らせてはいけない。／智恵子よ、／夕方の台所は如何に淋しからうとも、／石炭は焚かうね。」（金）「私達の最後が餓死であらうといふ予言は」（夜の二人）「いよいよ食べられなくなつたらといふやうな話も時々出たが、だがどんな事があつてもやるだけの仕事をやつてしまはなければねといふと、さう、あなたの彫刻が途中で無くなるやうな事があつてはならないと度々言つた。私達は定収入といふものが無いので、金のある時は割にあり、無くなると明日からばつたり無くなつた。」（智恵子の半生）という生活は苦しいながら愛に満ちている芸術精進の明暮であつた。「あなたはだんだんきれになる」「あどけない話」「同棲同類」と意

話のような二人。「詩の翻訳は結局不可能である……其を知りつつ訳したのは、フランス語を知らない一人の近親者にせめて詩の心だけでも伝へたかつたからである。」と大正十年にはヴェルハーランの恋愛三部作「明るい時」「午後の時」「夕の時」を訳し、十四年には「天上の炎」を訳している。ヴェルハーランの三部作はマルト夫人に捧げられたものであり、これを訳して智恵子に伝えた光太郎は自身でも智恵子に捧げる「智恵子抄」を作つたのである。「あの頃」に「わたくしの猛獣性をさへ物ともしない／この天の族なる一女性の不可思議力に／無頼のわたくしは初めて自己の位置を知つた。」とある天の族である智恵子の魅力は永遠だったのである。昭和六年八月分裂症の最初の徴候が智恵子にあらわれ、七年七月十五日にはアダリン自殺未遂、九段坂病院入院、八年には静養のため草津とか東北の温泉めぐり、九年には九十里浜転地、十年にはゼームス坂病院入院、十三年十月五日病院で息をひきとるといふ不幸が見舞つたのである。光太郎は家事と看病に追われ、彫刻も時も制作できず空白の時代を過した。「人生遠視」「風にのる智恵子」「千鳥と遊ぶ智恵子」「値ひがたき智恵子」「山麓の二人」「ばけもの屋敷」「或日の記」には狂える妻智恵子を温かく見守る悲痛な光太郎の真実が迫ってくる。「一切の苦難は心にめざめ／一切の悲歎は身うちにかへる／智恵子狂ひて既に六年／生活の試験髪髪に白い」（或日の記）に苦悶の姿が見える。美しい切紙絵を残して智恵子は死んだ。

智恵子の死の当時は「おそろしい空虚」に陥っていた。「私は精根をつかひ果し、／がらんだうな月日の流の中に、／死んだ智恵子をうつつに求めた。／智恵子が私の支柱であり、／智恵子が私のシャイロであつたことが／死んでみるとはつきりした。／智恵子の個体が消えてなくなり、／智恵子が普通の存在となつて／いつでもそこに居るにはあるが、／もう手づかめず声もきかない。／肉体こそ真である。／私はひとりアトリエにゐて、／裏打のなしい唐紙のやうに／いつ破れるか知れない気がした。／いつでもからだのどこかにほろ穴があり、／精神のバランスに無理があつた。／私は斗酒なほ辞せずであるが、／空虚をうづめる酒はない。」と。しかし智恵子は光太郎の心に復活した。死んでも光太郎の心の中に智恵子は死ななかつた。永遠に生きただのである。

「私はこの世で智恵子にめぐりあつたため、彼女の純愛によつて清浄にされ以前の癡癡生活から救ひ出される事が出来た経験を持つて居り、私の精神



の選んだ目的を好まないと云ふより外には何等の理由も見出し得られない。……性癖と嗜好は全然道徳的並に論理的要素を有せぬものである。……私の父をば正當ならずとの判決を下して、その瞬間復讐的な勝利の念を感じると共に、此れまで持つて居た父に対する尊敬の念をすっかり消滅さしてしまつた。……とも述べている。父の期待に届い得なかつた一種の自己弁護であり、荷風一流の理窟である。それを冷笑に書いているのである。

「叛逆」をやること自体、父の存在が大きいかからであるが、この「叛逆」を望々とやつてのけたのは、やはり欧米生活で「個」に目覺めたからで、兩人ともその叛逆の爲方は違つていたが、叛逆は共通であつた。しかもその叛逆が見事な芸術の仕事をうんだのである。又、親を抹殺するような残酷さはなく、やはり情においては切りはなせず、婚外に出でしまうことも出来なかつたようである。

## 女性に対して

——その結婚、愛のすがた。

光太郎は帰朝直後のパンの会の狂瀾怒濤時代には、雷門のよか樓のお梅さん——詩にはマドモワゼル・ウメ——に夢中になり一日に五回も通つたり、狂態を演じ、吉原の若太夫に惚れこみ、夫婦約束をするなどとうつつをぬかしたが、柳八重子に長沼智恵子を紹介され、智恵子に眞の愛の対象を発見し結婚、駒込林町のアトリエのある家に二人の世帯を築いたのである。暗愚小伝の「デカダン」に「……銚橋の『湯の泉』でリキユウルをなめながら／私はどこ吹く風かといふやうに酔つてゐる。／酔つてゐるやうにのんでゐる。／まつたく行くべきところが無い。／デカダンと人は言つて興がるが／こんな痛い良心の眼ざめを曾て知らない。／遅まきの青春がやつてきて／私はますます深みに落ちる。／意識しながらずり落ちる。／カトリックに縁があつたら／きつとクルスにすがつてゐたらう。／クルスの代りにこのやくざ者の眼の前に／奇蹟のやうに現れたのが智恵子であつた。」と書いてある通りである。「私はこの世で智恵子にめぐりあつたため、彼女の純愛によつて清浄にされ、以前の腐爛生活から救ひ出される事が出来た経験を持つて居り、私の精神は一にかかつて彼女の存在そのものの上にあつた。」（智恵子の半生）と。

光太郎と智恵子の愛のすがたは「智恵子抄」にありありと残されている。こんな素晴らしい「愛の記念碑」が又とあろうか。タジマ・ホールより素晴らしい。智恵子の死後三年して出版されたこの詩集は二人の愛の歴史であり、愛の歌である。恋愛、結婚、二人の生活、智恵子の病氣・死、追慕。昭和二十五年八月には「智恵子抄その後」がさらに刊行されている。智恵子へのこの一途な愛は、この世のものとも思われぬ。「をさな児のまことこそ君のすべてなれ／あまり清く透きとほりたれば／これを見るもの皆あしきころをすてけり／また善きと思しきとは被ふ所なくその前にあらはれたり／君こそは実にこよなき審判官なれ／汚れ果てたる我がかずかずの姿の中に／をさな児のまこともて／君はたふとき吾がわれをこそ見出でつれ／君の見いでつるものをわれは知らず／ただ我は君をこよなき審判官とすれば／君によりてころよろこび」（郊外の人に）とうたい、「人類の泉」では「あなたは本当に私の半身です……私にはあなたがある……私ばかりに人間の孤独を味つて来たのです……あなたによつて私の生は複雑になり豊富になります／そして孤独を知りつつ／孤独を感じないので／私は今生きてゐる社会で／もう万人の通る通路から致歩自分の道に踏み込みました／もう共に手を取る友達はありません……けれども／私にあなたが無いたら——／ああ それは想像も出来ません……私にはあなたがある……そしてあなたの内には大きな愛の世界があります／私は人から離れて孤独になりながら／あなたを通じて再び人類の生きた氣息に接します／ヒュウマニテイの中に活躍します／すべてから脱却して／ただあなたに向ふのです……あなたは私の為に生れたのだ。」と二人の世界にとじこもることを表明している。又「僕はあなたをおもふたびに／一ばんちかに永遠を感じる／僕があり／あなたが／自分にはこれに尽きてゐる……僕等にとつては凡てが絶対だ／そこには世にいふ男女の戦がない／信仰と敬虔と恋愛と自由とがある／そして大変な力と権威がある……あなたは僕に古くなればなるほど新しさを感じさせる……僕等は高く／どこまでも高く僕等を押上げてゆかないではあられない／伸びないでは／大きくならきらないでは／深くなり過ぎないでは／——何といふ光だ 何といふ喜だ。」（僕等）と結婚前に歌つている。大正三年十二月二十二日結婚、二人の美に生きる生活が始まつた。「あなたは不思議な仙丹を魂の壺にくゆらせて、／ああ、何といふ幽妙な愛の海ぞこに人

わが父俄に病みたまふ。

嗚呼われ町に走りて

名医をたづねんか。

山に上りて仙菜を採らんか。

わが父すこやかなれば

織虫のわが身とこしなへに餓まじ。

とこしなへに肥えなむ。

わが思立つ孝のころぞおそろしや。

おそろしや。いとほしや。あさましや。

大正二年十二月には、父久一郎不原が編輯しておいた「來青閣集」を刊行、杜吉の名で父と交際のあつた人々に配本した。父追慕の念はありながら、父没後は、誰に仰るところもなく、父譲りの資産もあることだし、慶応の教授勤務にもあきて、辭職（大正五年）、思いのままの生活に入った。

三田文学の仕事とも離れ「文明」を発売したりした。

大久保余丁町の父譲りの千坪余の邸半分を入江子爵に売却。邸内に新築し、断腸亭と名づけ住んだが、断腸亭の名も亡父の「秋海棠」の七律によつたようである。

「色なき花」には官僚を惡む氣持を強く表現しているが、尾張藩士族であつた父が官吏としては不遇であつた私憤が荷風にあつたからで、これにも父への傾斜が示されている。

「……されど予は一たび先考の旧邸をわが終焉の処にせむと思定めてよりはまた他に移居する心なく、來青閣に隠れ住みて先考遺愛の書画を友として、余生を送らんことを冀ふのみ……」（大正六年九月廿日）と追慕の念は強かつた。ところが、七年八月八日「床下の殊更に奥深き片隅に炭俵屑籠などに包みたるものあまたあり、開き見れば先考の往年上海より携へ帰られし陶器文房具の類なり。之に依つて窺に思見れば、母上は先人遺愛の物器を余に与ることを快しとせず、この床下に隠し置かれしものなるべし。果して然らば余は最早やこの旧宅を守るべき必要もなし。再び築地か浅草か、いつこにてもよし、親類縁者の人々に顔を見られぬ陋巷に引移るにしかず。嗚呼余は幾たびか此の旧宅をわが終焉の地と思定めしかど、遂に長く留ること能はず。悲しむべきことなり。」と売宅の決心をし、先人遺愛の書画骨董から庭の盆栽にいたるまで売却。売宅売物の金は全部荷風が独占している。遊蕩

児杜吉を心配した母の心遣いも荷風には通じなかつたのである。

大正十五年四月三十日には「客室の塵を掃ひ、先考の書幅新緑七律を懸く。晚食後、重ねて歌舞伎座に行き、小楊月樓の歌を聴く。」と前日に支那演劇をみて、父をなつかしみ、同十五年六月廿四日には「……東大久保専念寺門前にて電車を待ちてゐたりし時、一老夫の腰をかゞめて恭しく礼をなすを、誰かと見れば、先考の車を曳きたりし豊吉といふ車夫なり。このあたりの町のみ、今は全く旧觀を留めざるに、たまたま来り過るや、猶予が姿を見て礼をなすものあるは、先考が余沢の致す所を思ひ、悵然として其場に佇立みたり。」とか、大正九年七月廿七日には「銀座松島屋にて老眼鏡を購ふ。……余が先人の始めて老眼鏡を用ひられしも其年四十二三の時にて、余が若溪の中学を卒業せし頃なるべし。余は今年四十二才なるに妻子もなく、放蕩無頼われながら没問しきかぎりなり。」と父の余徳、父の在世中の姿を思つては、我が身を嘆いている。不肖の子であることを思い知っているのであり、終生畏敬の情を持ちながら、我を買っている。

荷風の父への畏怖と反逆の心は少年時代からで「狐」にかかれてゐるし、「冷笑」の中にも著しい。徳井勝之助の父秀一郎について「成程誰が見ても尊敬すべき紳士たるに相違ない。然しそれが不思議な事には其の長男なる勝之助の心ばかりには、徳井氏の人格が世間一般の思惟する如く完全無欠に映じなかつた。勝之助は人の子として己の親をば、無論卑しむと云ふ事はなくとも、其れほど有難く、慕はしく思ふ事のできない自分の感情の爲めに、或時代には反抗し、或時代には後悔し、或時代には絶望もした。今日に至つても猶その胸底に無限の煩悶と悲痛の跡を絶やす事ができないのである。」と又、「不幸にも私の幼年時代には父は無暗と怖いばかり。少年時代には無理な圧制者としか思はれなかつたので、私の父の私につき込んだ養育と教育の費用と云ふものは、つまる如私をして其父の人格性情を極めて冷酷厳密に解剖し判断させる知識を与へたに過ぎなかつた。」とその人格性情を述べている。荷風が父の期待を裏切つたのは「私は毎日父の顔を見る度に、親の権利と子の義務との範圍及び制限について繰返し繰返し自問自答した。先づ人間が相當の教育を受けて其の生涯の方針を定むるの自動的たるべきか他動的たるべきか。私はそれが厳密なる理性の判断を経て出来たものならば自動的たるも差支はないと断定して、然る後、さらば何に親はその子の選んだ目的に反対するか……目的の遂行に關する經濟上の問題と、又一つは親の性癖が子

日」と。父の遙か遠い日本からの糸は荷風を喜ばせたり、悲しませたり、所詮、いくらあがいても、荷風は父の掌の上だったのである。

帰国は父の期待を裏切ったものであったので、荷風は心中愉快ではなかつた。井上啞々に「当分親爺の手前をごまかす為に役所か会社へ出やうかと思つてゐる。」と書き送つている。父の家、来育園の部屋住みもつらく、父の手前、自活の道を求めて苦慮しながら、「あめりか物語」が出版されて好評であり、自信を得て執筆編輯に励んだ。「ふらんす物語」つづいて「飲菓」が禁禁になり、荷風も考えざるを得ない破目になった。丁度、四十三年、森鷗外、上田敏の推挙により慶応義塾大学の教授になった。荷風は両親の手前もあり、喜んでゐる。父久一郎は非常に喜んでゐた。帰朝後定職を得なかつた荷風が、月給百二十円、手当三十円という最高給をもつて慶応に迎えられたことは父には意外でもあり、それだけ余計に喜んだことが察せられる。「一度は文学的の方面で家の奴等を驚かす機会を得る事がないでもなからう」と友人宛に書き送り、荷風も野心のほどをちらつかせてゐる。父は荷風が教授となつても心配で西園寺公望に意見を頼んだりしてゐる。荷風は四十四年十一月十七日の西園寺公望首相主催の兩声会にはじめて招かれた。

「文字者詩人にして妄に生活難を説くものも、亦自分は其の理由を解するに苦しむものである。歐羅巴諸國の如く文字者を尊重する國にあつても、最初より文学を以て一家妻子を養ふべき職業となし創作の筆を執つた例を聞かぬ。……此に於て、自分は年三十にして猶家をなさざる不孝の罪を甘受するものである。文学より以外に身を擗ぐる方法を知らぬ自分は、万一親の家を離れたら下宿屋渡りの流れものか、然らずば場末の借家の佗住居に家名を汚すは知れた事である。」(新年——紅茶の後)と親のお蔭を考えてゐる。荷風三十四才となるも妻を定めず、両親の苦慮は勿論のことである。遂に大正六年九月二十八日、本郷湯島の材木商斎政、斎藤政吉の次女ヨネと結婚、両親も安堵したが、八重次という愛人があつたことも、手をきつてないことも、秘してゐた。

猪禁となつた飲菓に「親の安否も兄弟の生死も氣に留めないばかりで無い、私は実に私の明日をも考えなかつたのだ。」とあるが、四十四年十二月三十日、父が脳溢血で卒倒したが、この時荷風は八重次と箱根に出遊、帰京後も「……心まどひて帰るを忘れしこそ、憤ひがたき吾一生の過なりけれ。……世には父子親友死別の境には虫の知らせと云ふことありと聞きしに、平生不

孝の身にはこの日虫の知らせだにも無かりしこそいよいよ罪深き次第なれ。……心中物に父上は既に事きたるに相違なし。予は妓家に流連して親の死目にも遺はざりし不孝者とはなり果てたりと……」(大正十五年一月二日)という次第になつたのである。親の意に反した生活をしてゐることを認め、反省してゐるが、父には頭が上がらなかつたのである。しかし、父の急逝の翌二月十七日にはヨネと離婚をしてゐる。

畏敬の念を抱きつづけ、支配されてゐた父に死別して今更のように父の恩を知つてゐるし、この念は一生つづいてゐる。

日乗には、父の忌日には「先考の墓を拜す」と墓参を怠らない年が多く、父生前の愛賞の臘梅をきり、供えてゐる。大正七年十一月十五日には臘梅を墓前に移植してゐる。「遺愛の古観を洗い香を焚き燭を点じその時を祭り、臘梅をきつて墓参。」(初観)と書いてゐる。

三田文学の五月・六月号の「父の恩」には物心両面の父の恩を「私は其の死後までも吾々家族を饑乏させぬやうに、幾十年一日の休みもなく風塵の間を往来しながら猶且つ悠々として天命を待つが如き態度を失はずに居られた其の胸底には必ずや計る可らざる忍耐克己の力と、又限り知れぬ経験から得た深慮とが潜んでゐなければならぬ管である。……父は凡て無益な交際の冗費を節して、善財の全力をば、挙げてこれを益親と骨董と古書に投じて居られたが、然しその集められた品物は悉く其の持主の精神的伴侶となつたものばかりなので、中には随分高価らしい骨董品も決して家の内に現代的奢侈の氣を感じしめず、却て寺の書院にあるが如き静寂閑雅の趣を添へさせました。身を省み分に安ずるといふ事は、全く封建時代の敝しい教育を受けた人達の美德でせう。私は父の生涯をつら／＼観察するにつけて、今まで氣のつかなかつた活ける新しい意義と教訓と時趣とを突然支那文明の中に発見しました。」と書き、詩文の眼を開かせて呉れたのも父のお蔭だとしてゐる。「蠶虫」「不浄の涙」の二詩も父のお蔭をうたつてゐる。「蠶虫」は

わが父食ふべき餌を欠し給はざりしかば、  
わが父常しく鳥の如くに歌ふを得たり、  
わが父常に美衣を購ふに吝ならざりしかば  
わが父のしむらに食ひ入りし  
耳もなく目もなき蠶虫のわが身よ。

から何まで父の意に反する行動をとるやうになり、父の方から見れば、何の爲に外国へまでやつて勉強させたのか、わけの分らない仕儀になつてしまつた。二代目光雲どころかともない鬼つ子が出来上つてしまつたのである。当人の私としてはただもつと本當の勉強がしたかつただけなのであつた。」

(父との關係)にどういふ状態であつたかが明白にされている。

父の意思とは全く反対の方向。父と同職業のための芸術上の背反がからんで光太郎としては非常に苦しい心境と立場にあつた事が察せられる。

外遊させた効果が、結実せぬばかりか、パンの会時代の光太郎の行状には光雲も苦りきつていたに違いない。

「余の母の病氣は、余の我がままの爲めに、治る処も治らないのであるであらう。余とても悲しけれど是非なし。父は学校に出た。余は父母の家にありながら、心のうち寂寥に堪へがたし。余は極端な我儘者となつてしまつた。」(三月七日(火曜日))とある通り、母の心痛を招き、それを光太郎は知つてゐた。

父の失望も母の心痛も知りぬきながら、父母の線に合致することは一切せず、ひたすら自己の良心のままに振舞つたのである。智恵子夫人を得て後は、美の純粋性の追究、芸術の絶対性を求めて、精進に精進を重ねるのみであつた。荷風は父への反逆は父生前は表だつてはやれなかつた。あまりに得手勝手な放埒をやり、父の方は至れり尽せりの配慮をしているし、荷風として楮つく何物もなかつた。だが父の決めた梓にははまれぬ。実際には父の意に反した生活を通してしまつたが、念頭には何時も「先考」のお蔭という思いが座を留めていて、慶応義塾大学教授となつて六年余り辛抱したのも、文化勲章授受も、芸術院会員を受諾したのも、先考への何よりの手向草と思つたのではなからうか。

久一郎は荷風を官吏か実業家か、——それは自分の歩んだ道であり、親戚知人の多い道でもあり——どちらか選ばせたく、高等学校入学を望んだが、数学の不得意な荷風は入試突破は不可能とあきらめ、又官吏も実業家も望みではなく、結局、小説家、音楽家、役者、芸人などになりたかつた。小品文「九月」に、「貴様見たような怠惰者は駄目だ。もう学問なぞはよしてしまへ。」と父に怒鳴られたとあるが、このあたりが父への反逆の第一歩であつた。尾張の旧藩主創立の育英機関、愛育社の経営を一身に荷なつて、英才を大学に送りこんだ久一郎が長男壮吉に期待するのは當然であり、壮吉荷風に

は高校進学の気概はなかつた。父と子の目ざす所は完全に違つていた。「新任知事」の小説は、叔父阪本彰之助を怒らせ、秘しても顯れる荷風の放埒・文学活動・芸人への傾斜に、父は苦慮の結果外遊させたことは前述の通りである。

在米中、荷風は父の意圖通りではなく、相変わらず文学と演劇とオペラとフランス語にうつつをぬかし、放埒な生活をしながら一寸じに渡仏の機会を得んとしてゐた。永井松三の渡仏同意、その周旋で日本公使館の雇となり渡仏費用の一部にとアルバイトしたが、渡仏の父の同意は得られず、落胆している。父が実業方面に進ませたいとの心はわかりながら、子が文学の勉強に心を奪われているのを知りながら、思うに任せぬ父と子ではあつた。荷風の将来を慮る父、どうしても父の方針通りにはなれぬ荷風、父の配慮がわかるだけ律義小心の荷風は思い切つた行動は出来なかつたのである。正金銀行ニューヨーク支店勤務も、さらには仏国リヨンの正金銀行出張店への転勤も、すべて父の配慮である。父への手紙は

「……平素銀行勤務の外に読書研學仕居候間殆ど寸暇無之……且又正月早々小生松三君方引再び仏蘭西人の家に下宿し仏語練習に専心致居り候。小生は日本の生活よりも基督文明の海外生活を喜び居り方々研究の学問に對しても是非兩三年は外国に遊び居りたく存じ居候へば何とぞ此の儀はよく御承知下され度く願上申候……(四十年一月廿九日)、「仏国行は小生多年の志望に有之候へば機会あらば渡航致度存居候。今少し充分に仏語研究致度思ひ居候へども何分銀行勤務に大切なる時間を取られ思ふ様進歩致さず残念と存じ居候。然し当今は日常一寸した会話には不便を感じざる様相成り、三度の食事も仏蘭西の料理店にて食事し又仏蘭西の教会にも参り万事仏語に關る、様生活致し居候。」(二月五日)というように、文学志望の事、愛人イデスの事、劇場通いの事などは内密にしていたただた仏語の勉強を強調しており、この熱望に動かされて、父はリヨン転勤をはかつてやつたものと思われる。荷風は父の配慮を知り「感激極りて殆ど言ふ処を知らず」と父への感謝を明記している。

憧れに憧れていつた仏国、身体状況もよくなかつたようだが、銀行勤務はうまくゆかず、辭職を決意し、父に手紙したがその返書に私費仏国滞在は不可と書かれていた。「夜しらくと明けそめし頃ふと目覚めて夢とも現ともなく身の行末を思ふ。余は日本に帰るも父を見る事を欲せず……」(三月廿一

何時と如何にとを考へてゐる。

説明不要、光太郎の父に対する批判は痛い程、表現されている。時代の曝しものになった怒りなどという単純なものではない。書き出しの「滴堂の禿あたま」にすでに、噛んでほきだすような響がある。ズバ、と思うことをいう、「根付の国」と同じく辛辣である。父の世俗的榮譽に反撥し、取巻連の愚劣さに我慢がならなかったのである。光太郎は暗愚小伝の「親不孝」で

狭くるしい檻のやうに神戸が見えた。

フジヤマは美しかつたが小さかつた。

むやみに喜ぶ父と母とを前にして

私は心であやまつた。

あれほど親思ひといはれた奴の頭の中に

今何があるかごぞんじない。

私が親不孝になることは

人間の名に於て已むを得ない。

私は一個の人間として生きようとする。

一切が人間をゆるさぬこの国では、

それは叛逆に外ならない。

父や母のたのしく待つた家庭の夢は

いちばんさきに破れるだらう。

どんなことになつてゆくか、

自分にもわからない。

良風美俗にはづれるだけは確である。

——あんな顔してねてるよ。——

母は私の枕もとで小さくささやく。

かういふ恩愛を私はこれからどうしよう。

と書いているが、個の尊厳と精神の自由とを身につけてきた光太郎には旧江戸の倫理のバックボーンを通つた家風には、耐えられなかつたのである。暗愚小伝の「デカダン」には「彫刻油画詩歌文章、／やればやるほど關をかじる。／銅像運動おことわり。／学校教師もおことわり。／縁談見合もおことわり。／それちやどうすればいいのさ。／あの子にも困つたものだ、／親類中でさわいでますよ。……」の通り「つひに芸術上で叛逆を起し、しかも血縁上の情愛から即かず離れずの、苦しい年月を送つた。父の期待や母の希望を

まつたく裏切り、文字通り不肖の子となつた。」（父との関係）と、光太郎は叛逆と親不孝との二つの意識で苦しんだのである。表面にあらわれた事象としては家督相続を令弟豊岡氏に譲り、家の重圧からのがれ、母の期待した江戸前のお嫁さんではなく、日本女子大学出身の画家志望の智恵子夫人と愛のアトリエ住いをしたのである。

光雲の芸術世界は江戸以来の仏師の伝統的なものであり、光太郎の芸術世界はそれとは異質の近代美術の精神を基盤としている。芸術界の支配的勢力は光雲らの醸成したものであり、光太郎はその芸術界を否定した。光太郎は帰朝後、美術論を書いたが、すべてが近代の芸術観でもって、古い意識と技法しか持たぬ彫刻家を否定したものであり、「第三回文部省展覧会の最後の一瞥」は特に目立った。これは光雲の芸術に対する叛逆の表明でもあり、ついに「筆を曲げるよりも筆を折る方がいいと思つて、文展の批評は其後しないことになつてしまつた。」（父との関係）のである。父の流れにはならず、光太郎は「フューサン会」を岸田劉生らと結成（大正元年）、この会が分裂し岸田らと「生活社」を起したりしている。（大正二年）

「私は帰国すると丁度それ（パンの会）にぶつかり、たちまちその渦中にまきこまれた。それに刺激されて私の晩年の青春が爆発した。一方勉強もよくしたが、さかんに飲み遊び、実に手のつけられない若者となり、パリの社会になれた生活を目安にして、あらゆる方面の旧体制に楯ついた。自分では此世のうそつばちを払ひのけて、真実をひたすら求めてゐたつもりである。親類縁者や他人からは礼つききの不良のやうに目されながら、自分では無二の良心を研いでゐたつもりである。良心に従へば従ふほど、世間のおきてと逆になり、むろん要領のよい生活法などは出来なくなつた。結局父の脛を齧りながらあばれてゐたといふことになる。」「芸術界のことにしても既成の一切が氣にくはなかつた。芸術界に瀕没する卑屈な事大主義や、けち臭い派閥主義にうんざりした。……父の誇とする位階勲等とか、世間的肩書とか、門戸を張つた生活とか、顔とか、ヒキとか、一切のさういふものを、塵か、あくたか、汚物のやうに感ぜずにはゐられず、父の得意とするところを、めちやめちやに踏みにじり、父の望むところを悉く逆に行くといふ羽目になつた。汽車の中で話のあつた銅像会社はおろか、文展へは出品せず、勢力家は訪問せず、いはゆるペトロンを求めず、道具屋の世話を拒絶し、父の思のかかつた所へは一切関係せず、すすめられた美校教授の職は引きやうけず、何

(明治四十三年七月・スバル発表) 「父との関係」(昭和二十九年・父の死後二十年)と、詩「父の顔」(明治四十四年七月十二日) 「ノッポの奴は黙つてゐる」(昭和五年)である。

「親と子は實際隣和の出来ない戦闘を続けなければならぬ。親が強ければ子を墮落させ所謂孝子に為してしまふ。子が強ければ鈴虫の様に親を喰ひ殺してしまふのだ。ああ、厭だ。僕が子になつたのは為方ない。親にだけは何うしてもなりたくない。」「今考へると、僕を外国に寄來したのは親爺の一生の誤りだつた。」「僕自身でも取り返しのつかぬ人間になつてしまつたのだよ。僕は今に鈴虫の様な事をやるにきまつてゐる。」(出さずにしまつた手紙の一束)はバリで帰国前の心境を認めたもの、後年の「父との関係」の冒頭「父と子との問題はギリシヤこのかた、この世に於ける最もむづかしい、解決に苦しむ関係の一つである。」の問題を意識して、親不孝をしないで、そんな不安をいだいたのである。旧江戸的倫理と近代と、この相剋を予見したのである。

「よい職人の持つてゐる潔癖性と、律義さと、物堅さと、仕事への情熱とを持つてゐるが、又一方では職人にあり勝ちな、太つ腹な親分肌もあり、多くの弟子に取りまかれてゐるのが好きであり、おだてに乗つて無理をしたり、いはば派手で陽気で、その思考の深度は世間表面の皮膜より奥には届かなかつた。そして考へるといふやうなことが嫌ひであつた。この世は人生であるよりも娯楽であつた。」(父との関係)と書かれてゐるのを見ると、芸術親も人生に対する態度もギャップが非常に大きいのであるが、欧米で近代を身につけ個人主義を知り、バリで芸術の開眼をした光太郎には痛感されてゐたのである。「根付の国」で日本人をずばりとやつつける激しさを持つ光太郎としては、父への反逆は肉身の気易さからも露わにする可能性の多いことに気付いてゐたのである。

明治四十四年は光雲の還暦にあたり、門弟達の間記念の肖像を贈ることが計画され、その制作が帰朝後の光太郎に依頼された。その時作つた時が「父の顔」である。「父の顔」には鈴虫の激しさはない。むしろ、「どこか似てゐるわが顔のおもかげは／＼うす気味わるきまでで理法のおそろしく／＼わが魂の老いさき、まざまざと／＼姿に出でし思ひもかけぬおどろき」と父と子の相似、宿命的な自然の法則をはつきりと思つて、父への反撥を持つ光太郎としては、おそろしく、おどろくのであつた。そして父と子との問題はことば

にあげつらうことなく深く底に移して、その爆発が「ノッポの奴は黙つてゐる」なのである。

【舞台が遠くてきこえませんな。あの親爺、今日が一生のクライマックスといふ奴ですな。正三位でしたかな、帝室技芸員で、名譽教授で、金は割方持つてない相ですが、何しろ仏師屋の職人にしちや出世したもんですな。今夜にしたつて、これでお歴々が五六百は來てるでせうな。喜寿の祝なんて冥加な奴ですよ。運がいいんですな。あの頃のあいつの同僚はみんな死んぢまつたぢやありませんか。親爺のうしろに並んでゐるのは何ですか。へえ、あれが息子達ですか、四十面を下げてるぢやありませんか。何をしてゐるんでせう。へえ、やつぱり彫刻。ちつとも聞きませんな。なる程、いろんな事をやるのがいけませんな。万能足りて一心足らずでえ奴ですな。いい気な世間見ずな奴でせう。さういへば親爺にちつとも似てませんな。いやにのつばな貧相な奴ですな。名人二代無し、とはよく言つたもんですな。やれやれ、式は済みましたか。ははあ、今度の余興は、結城孫三郎の人形に、姐さん達の踊ですか。少し前へ出ませうよ。】

【皆さん、食堂をひらきます】

満堂の禿あたまと銀器とオールバックとギヤマンと丸髻と香水と七三と薔薇の花と。

午後九時のニッポン ロココ格天井の食欲。

スチユワードの一本の指、サーヴィスの爆音。

もうもうたるアルコールの霧。

途方もなく長いスピーチ、スピーチ、スピーチ、スピーチ。老いたる涙。

万才。

麻痺に瀕した儀礼の崩壊、隊伍の崩壊、好意の崩壊、世話人同志の我慢の崩壊

何がをかしい、尻尾がをかしい。何がのこる、怒がのこる。

腹をきめて時代の曝しものになつたのつばの奴は黙つてゐる。

往來に立つて夜更けの大熊座を見てゐる。

別の事を考へてゐる。

大正十五年一月二十二日 「予数年前築地移居の頃には、折に疎居の寂しさに堪えざることありしが、震災の頃よりは年も漸く老来りし故にや、卻て孤眠の清絶なるを喜ぶやうになりぬ。」と独居親も変化を以てしている。孤独に堪え、徹すということはなかつた。自炊も面倒と、昼食は芝口の「金兵衛」主人から貰つた餅で、晩食はパンとリンゴ（昭和十六年元旦）であつた時も、買出しも出来ず、友達からの貰ひものなどで自炊をしたり、競争が苛烈となつては飲食店も殆ど閉店となつて不自由をし、十九年七月三十一日「近日戒厳令下る時は随意に外出することもむづかしくなるべしと言ふものあり。然る時は平生親しく交りし友人と款語の楽しみを得ることも亦為し難きものと成るなり。余今日まで人と雑談することさして面白しともせず。孤独の身を悲しむことも甚稀なりしが今年はいかなる故にや。日と共に老の迫り来れる為にや。この三四月頃より折々無限の悲愁と寂寥とを覚え孤燈の下に孤坐するに堪えざるが如き心地するやうになれり。」と、又、「老後戦亂の世に遭ひし独り旧慮に呻吟する時むかしの人の尋来るに逢ふは涙ぐまるゝまで嬉しきものなり。」と、十九年一月十八日夜、愛人だつたお歌がきてくれた事を喜んでいる。孤高、孤独を楽しんだのではなく、その人生、処世から生じたもので、ある時は喜び、ある時は寂しがり、得手勝手、悟りのない愛すべき人間ぶりである。

「荷風が青年時代に外遊して身につけて来たことは西洋風の生活法だと私は思つてゐる。殊にフランスの小市民生活が身に沁みて生涯の生活法を左右したのではないかとさえ思われる。荷風のいたりオンは地味だつたからフランス人の生活法を知るのにより都合がよかつたに違ひない。氏のケチということもフランスの小市民並にしかならぬのである。」（今日出海「隠逸伝中の人永井荷風」）は参考になる。

「孤独の一身その最後を弔ふもの唯啞々樹頭の啼鳥あらば足る。何ぞ墓碑を要せんや。余元米参禅の意なし。然れどもわが醜骸宜しく空に帰して一物の留むるなきを欲して止まず」（松の内）と大正七年にすでに書いてゐる。

孤独と死は心情的につながりがある。

遺言状や遺言状めいた書簡なども自然と残されてゐる。昭和十一年二月二十四日のものは、葬式骨上げ墓建立等は一切無用であり、定期預金二万五千円で全集を作り、その他はフランスアカデミー・ゴンクウルに寄附、著作全集に関することは親友に一任するといふものであり、十五年四月二十七日、

岩波茂雄に、今後自分の全著作は岩波から出版してほしく、死後、財産はフランスへ贈つてくれるよう、日記未発表の原稿は全部預ける等と話したようである。十六年一月十日には従弟の大島一雄に遺骨の件と、遺書の主眼――葬式もせず死体は病院からトラックなどで運び遺骨は寺へあずけ、墓もたてぬこと、著作の事は平井程一氏に任せてあるなどと万一を思つた手紙を出したりしてゐる。このあたりは眞の妻子もない親類縁者とも断絶の境涯を悟つたことばである。急死の際、この遺志にもとづき香料供花など一切辞退し、簡素な告別式であつた。三回忌には雑司ヶ谷墓地に墓碑が建つた。遺志ではなかつたが。前述の光太郎の墓碑銘と比する時、人ががらがはつきりする。生活形式には、人ががらが全面的に押出されるので、独居のあり方、心情にもそれぞれの人ががらが明瞭に、浮彫りにされてくる。

## 父との関係

――出さずにしまつた手紙の一束と西遊日記抄と――

兩人ともに所謂「親孝行者」ではない。芸術家としての大成は親孝行だが。兩人ともに長男に生まれ、所謂エディッポスコンプレックスであつたと思われる。父がどちらにも品行方正な思慮のとどく常識・良識人であり、高村光雲は木彫界の巨星として、九尺二間の長屋の仏師時代生活に苦しい場合もあつたが、美術学校教授となつてからは遂に正三位勲二等・帝室技芸員・美術学校名譽教授となり、弟子達にとりまかれ、世俗的には彫刻家として位人身を極め、永井久一郎は尾張藩士族、東京遊学更に藩より米國留学を命ぜられ明治四年九月―六年十一月二十八日まで在米、七年四月から三十年三月十六日まで、最後の任、文部省會計局長を辞するまで有能な官吏であり、正四位勲五等に叙せられ、西園寺公望、伊藤博文の勅告により三十年四月二十四日より日本郵船に入社、上海支店長、横浜支店長として活躍し、四十四年十二月退職、禾原と号し漢詩をよくし、「米青閣集」十巻の作があり、漢・洋の学のある著名な文人であつた。

それだけに兩人ともに、父の存在は大きく、しかも自身の存在も大きく、勢い問題とならざるを得なかつた。父の子に対する配慮も並々でなく、子に対する感謝は遠慮と束縛とをもたらししてゐる。叛逆をしながら。

光太郎と父との関係を如実に示すものは「出さずにしまつた手紙の一束」

の中に／＼の古木にかこまれて、小屋があり、「かくしねんぶつ」が行われ、「クログミ」がしやべり、「クチャビ」がとぐろまき、「別天地」で蟬も鼠も金毛白尾の狐も兎も馬も平和そのもの、「岩手の人」の魂の造型を喜び、「山のともだち」は「季節の流れに身をまかせて／やつて来たり別れたり。」；常連も居て光太郎の心を慰める。「美は天然にみちみちて／人を養ひ人をすくふ。……詩は自然に生れるし、彫刻意欲はいよいよ燃えて／古来の大家と交はる。」（山姥）と書くけれど、なれない畑仕事は大変であつたに違いない。「岩手の奥の山の小屋で、甚だ幼稚な単純な／しかも洗ひざらひな身上で、胸のふくらむ不思議な思に／脱卻の歌を書いてゐる。」（脱卻の歌）のであり、「田植急調子」や「お祝のこぼれ」や「大地うるはし」を村人にプレゼントする。十和田湖畔の記念像を作る仕事が出来たらすぐ山へ帰りませう、／あの清潔なモラルの天地で」（報告）と書いてゐる。

#### 案内

三疊あれば寝られますね。

これが水屋。

これが井戸。

山の水は山の空気のやうに美味。

あの畑が三畝、

いまはキャベツの全盛です。

この疎林がヤツカの並木で、

小屋のまはりは栗と松。

坂を登るとここが見晴し、

展望二十里南にひらけて

左が北上山系、

右が奥羽国境山脈、

まん中の平野を北上川が横に流れて、

あの置んでゐる突きあたりの辺が

金華山沖といふことでせう。

智恵さん気に入りましたか、好きですか。

うしろの山つづきが毒が森。

そこにはカモシカも来るし熊も出ます。

智恵さん斯ういふところ好きでせう。

近景と中景と遠景と、パノラマか映写でも見てる感じの詩である。詩に書けば詩情あふれるばかりの山小屋だけれど、実生活は生やさしいものではなく、特に彫刻が本格的な彫刻ができなかつたのは致命的なもので、やはり流滴に違ひなかつた。人間を離れない、仙と聖の雰囲気の独居であつた。

荷風の場合は気儘の結果で、再度の離婚後は次々と同棲した女があつたが、世間的には全くの遊蕩児の独身生活であつた。大正八年十二月六日の日記に「老婆おしん世を去つてより余が家遂に良婢を得ず。毎宵風月堂にて晩食をなすやうになりぬ。葡萄酒の盃片手にしつゝ、携帯の書冊を卓上に開き見るや、付て外遊の時朝夕三度の食を街頭のカツフェーにてとゝのへたりし頃のこと思返されて、寂しさに堪えざることあり。……今日余の愛を慰るもの女にあらず、三味線にあらず、唯仏蘭西の文芸あるのみ。」と。老婆しんは八年五月三十日に病死した。それから不自由な独身生活となつた。外遊の際には西遊日記抄明治三十九年十月十六日の条に「余は銀行の帰途、こゝに葡萄酒一杯を傾け晩食をなすを常とす。余は仏蘭西語にて給仕人に料理を命じ敬辭しつゝ、巴里の新聞を一覧す。余はこの淋しき海外の孤独生活を受けて已まざるなり。」と。晩年、浅草のレストラン、アリゾナ開店翌々月、昭和二十四年七月十二日に晩食をとつてから歿するまで殆ど毎日通つてゐる。昼食夜食時の荷風の来店時間は正確で、定席には新聞を揃えて載せておくのが例となつていたとの事である。三十四年三月一日、アリゾナで食事中発病、帰り際に店先で転倒。それが荷風の浅草行の最後で、死の四月三十日前日までは京成八幡駅の大黒屋に通つて食事をしたのである。「前までは町に往きて食事をなすこともさまざま面倒ならず。時には外遊のむかしを回想して葡萄酒の盃を重ねしこともありしが、五十四才の今日となりては、牛肉も咀嚼するに骨が折れ、又料理の献立表を見るにも老眼鏡をかけ直すなど、煩しき事多く、寧ろ家に在りて燈下に悄然と、飯を食ふことを欲するなり。」（昭和七年三月十日）とも書いてゐる。

大正九年五月二十三日、麻布市兵衛町の借地に新居をたて、偏奇館と名づけ住んだが、洋式で、独居に便なる設計がされてゐた。「六月八日、居宅と共に衣類に至るまで悉く西洋風になしたれば、起臥輕便にして又散歩するに好し。」と。寝具なども洋式にしたことが日記に見える。



## 独居について

兩者ともに外国の生活習慣が身につけて、孤独な生活の可能と希望を持ち、独居に不自由を感じなかったようである。

光太郎の独居は、智恵子夫人の入院、逝去によるものであり、戦後の太田村山口の三畳の山小屋生活は自己流讀であった。

ほめられるやうなことはまだ為ない。

そんなおぼえは毛頭ない。

父なく母なく妻なく子なく、

木端と粘土と紙屑とほこりとがある。

草の葉をむしつて鍋に入れ、

配給の米を余してくふ。

私の台所で利休は火を焚き、

私の書齋で臨済は打坐し、

私の仕事場で造化の営みは遅々没々。

六十年は夢にあらず事象にあらず、

手に触るるに随つて歲月は離れ、

あたりまへ過ぎる朝と晩とが来る。

一三三四五六と或る僧はいふ。

（独居自飲）

「昭和十七年四月十三日作。かういふ性質の詩集の中へ自己を語る詩を入れるのは憚られるが斯かる時代の一詩人の生活記録として一篇だけ挿ませてもらふ。此は筆者が第一回帝國芸術院賞をもらつた時の詩。母は大正十四年父は昭和九年妻は同十三年に死んだ。鏝にして独。昼日彫刻燈下作詩。門弟婢僕皆無。仕事場一居室三。身体強健。」という前書がある。

この詩に全貌が伺われる。昭和二十六年六月十五日には「独居自飲」という小品集が刊行されているが、この詩が冒頭に掲げられている。利休や臨済や良寛の姿にも通う光太郎の独居ではある。「へんな貧」という詩にも「有る時は第一等の料理をくらひ、／無い時は葉つ葉に芋粥。……妻なく子なきがらんどうの家に／つもるのは塵と埃と木片ばかり。」と。「お化け屋敷の夜」には「父無し母無し妻無し子無し。蜘蛛の巣と塵埃との中に座を占め、／ひとり心燃えて飯盒をひらき／残飯のすこし燻えたのをくふ。／水はあまく夜風秋をふくんで部屋にわき、／汗ばむ私の裸も乾かうとする。」と俗ばなれがあ

る。空しさはあるが、あわれさはない。独居自飲を当然事とした悟つた心境である。

太田村山口での独居は「雪白く積もり」暗愚小伝の「山林」「ブランデンブルグ」「脱卻の歌」「人体飢餓」「悪婦」「山荒れる」「月にぬれた手」「鈍牛の言葉」「典型」「田園小詩」にその様子が描かれている。「暗愚小伝」を書き、「私の愚鈍な、あいまいな、運命的歩みに、一つの愚劣の典型を見るに至つて魂の戦慄をおぼえずにあられなかつた。」（典型序）と自己流讀の日々を冬には蒲団に吹雪の積もる散しさの中に過したのである。人間を離脱せる聖者の佛さえ見出しうる。

「キセキレイが井戸に来る山の小屋」（もしも智恵子が）で、「岩手の山は荒々しく美しくまじりけなく、／わたしを囲んで仮借しない。／虚偽と遊惰とはこの土壌に生存できず……山林孤棲と人のいふ／小さな山小屋の囲炉裏で／ここを地上のメトロポールとひとり思ふ。」（メトロポール）であり、「強敵糖漿とたたかひながら／三畝の畑にいのちを託す。／あばら骨に鏝は刺され、／肺氣腫噴射のとめどない咳。」（智恵子と遊ぶ）生活である。冬ともなれば「雪白く積もり……路を横ぎりて鬼の足あと点々とつづき……十歩にして息をやすめ／二十歩にして雪中に坐す。……わずかに杉の枯葉をひろひて／今夕の伊辺に一碗の雑飲を焼めんとす。」（雪白く積もり）であり、「山口山は雑木山。／雑木が一度にもみぢして／金茶臼離黄の黄、／夜明けの霜から夕もや青く澱むまで、／おれは三間四方の小屋にゐて／伐木丁丁の音をきく。／山の水を井戸に汲み、／屋根に落ちる葉を焼いて／朝は一ぱいの茶をたてる。／三畝のはたけに草は生えても／大根はいびきをかいて育ち、／葱白菜に日はけむり、／椗現南蠻の実が赤い。／啄木は柱をたたき、／山鬼はくりやをのぞく……おれは自己流讀のこの山に根を張つて／おれの錬金術を究尽する。」（ブランデンブルグ）だが、「人体飢餓」であり「雪はふぶいて小屋をゆすり、／雪片はほしいままに頬をうつつ。／彫刻家は伊辺に孤立して大火を焚き、／わづかに人体飢餓の強迫に堪へる。……身を以て護つた一連の鑿を今も守つて／岩手の山に自分で自分を置いてある」のである。この点が一番の流讀のきびしさである。嵐が吹けば「土砂降の底に小屋がある。／畑は川だし、井戸はうなる。……太田村山口のみじめな果（山荒れる）であり「山菜ミヅ」の生える所、又「山のひろば」もあり、「山口部落」の「部落の尽きるあたり、／狐とマムシの巣だといはれる草場

ねざる可からず。」(西遊日記抄)と誌したが、一時文芸に過ぎざる事を思い罪悪感を持ち墮落感を持ちたりしている。「遙に大西洋を望めばまだ知らぬ仏蘭西の都と其の芸術の恋しさに今の我が身の果敢なきを思ひ無量の悲愁に打沈めらるゝを常とす。あゝ何事も思ふまじ何事も見まじとて急ぎ銀行に知り帳簿の上に顔ひたと押当てぬ。」(三十九年四月廿三日)というようなフランスへの慕情切なる日誌が到る所に見られる。フランス婦人の家に下宿し、フランス料理店で食事を取り、モオパッサンやミュッセの作に読みふけりフランス行に父の同意が得られないとしては「身を紐育の陋巷に晦まし再び日本の地に帰る事なかるべし。」と失望する。

銀行の勤務の苦痛が増すと、支那町の魔窟へも出かけ、「余は光明と救ひの手を要求せず。余は彼等と共に一掬の鴉片を服すべき機会を待つのみ。」と。自分の心情本位の生活をしてきた。異郷の風景の美しいのに出遇つては、境廻が孤独であるだけ「自然の愛」を感じる事が出来た面もあった。西遊日誌抄やあめりか物語を読めば、荷風の得たものが一目瞭然である。

父の配慮により明治四十年七月、仏蘭西里昂出張店に転勤でき、待望のフランス生活に入り、イデスとも簡単に別れて、有頂天になつてゐる。しかし西遊日誌抄の記載は簡潔になつて、在仏の心境、得たものは精しくはない。ふらんす物語に結集されているものから伺うことはもちろんできる。

「正月元旦(四十一年) 去年は殆ど日記といふもの書かざりしが今年より又書統くべし。今年の正月は思ふに余が海外に於て迎ふべき最後の新年にはあらざるか。わが愛する仏蘭西の最初最後の新年にはあらざるか。」と誌した。五ヶ月間のリヨンの生活は、日誌をかく心の余裕もないものだったのか。書きだした元旦に、荷風は銀行マンの生活に愛想をつかしていたのである。二月一日には銀行辭職を決心し手紙を父の許に送つてゐる。清山宛の手紙によれば、イデスとの交渉のこと、創作のこと、銀行出勤のつらいこと、夕方カフエで音楽をきゝ生き返ること、夜毎にオペラ通ひしていること、読書のこと、仏文壇のこと、故國の文壇のこと、フラパンスの旅、パリ行の予定など書いてゐるから、どういふ生活をしてゐたか、従つてどういふものを身につけたか推察される。在米ほど日誌が詳しくないのは、仏蘭西生活をむさぼつてゐたためではなからうか。「三月二十一日、夜しらじらと明けそめし頃ふと目覚めて夢とも現ともなく身の行末を思ふ。余は日本に帰るも父を見る事を欲せずいづこに姿をかくすべし。余が懐中には今些少の金あり、

再び紐育に帰りイデスをたづね悪徳不良の生活を再演せんか。余は惑へり苦しめり余は決断すること能はず。」と真剣に思い迷うのである。かくてパリに遊び、二ヶ月の間、思いのままに愉しんだようである。オペラや芝居は殆ど見尽し、上田敏とも会つてゐる。

在米期間が長く、外国生活も身につけてから、フランスを眺めたことは米國との比較において古い伝統のある文化のいはいしれぬ魅力をとらえ得たといえるのである。帰国後身につけた教養を文学に華咲かせたが、伝統尊重の面を荷風は自分好みの為永春水の江戸に翹り、狭斜の巷に傾斜した作品を次々と発表したのである。真の近代文化を知つた荷風は皮相的に西洋化した東京の世態風俗を冷笑し、深川に残る風物と江戸追慕の情を詠嘆した「深川の唄」。「自分の西洋崇拜は眼に見える市街繁華とか工場の壮大とか凡て物質文明の状態からではない。個人の胸底に流れて居る根本の思想に対してである。」とも「僕の見た処西洋の社会と云ふ者は何処から何処まで悉く近代的是でない。近代的がどんな事をして冒す事の出来ない部分が如何なるものにもチヤンと残つて居る。」とも「西洋と云ふ処は非常に昔臭い国だ。歴史臭い国だ。」と「新編朝者日記」にある。帰朝後の本格的創作の二つを見て、荷風の学びとつたものがよくわかる。欧文化の伝統性と連続性と近代文明の外観のみに眩惑されることなく把握している。欧文明が本質的に持つものを荷風は身につけそれを基盤に文明批評をしている。「すみだ川」は郷土の再発見、過去への郷愁の唄である。進化、近代化の名のもとに安っぽく開発されてゆく東京の浮薄な相に愛想をつかし、江戸への追憶に生きる——それは伝統尊重の情である。「冷笑」は文明批評である。「乱雑没意味なる明治四十二年の東京生活の外形に向つて沈重なる批評を試み、其の時代の空気の中心に安住する事の困難なるを嘆息し、併せてわが純良なる日本の特色の那邊にあるかを考究せんとしたものである。冷笑は享楽主義の主人公が風土の空気に余儀なくせられて川柳風のおきらめと生悟りに入らうとする苦悶と悲哀とを語らうとしたものである。」(紅茶の後)と荷風がいうごとく、五人の人物は荷風の分身で、個人主義、自由主義の立場から封建的道德、思想への懷疑、非難をし、皮相の模倣で世態、風俗が伝統を失うことに嫌悪している。江戸文化への傾斜は一見、フランス的なるものと通わぬやに見えるところ、実は伝統尊重の真を得てきたともいえるのである。

人類のどんな種族をもうけ入れる。  
思考のどんな糸譜をも拒まない。

美のどんな異質をも枯らさない。

良も不良も新も旧も低いも高いも、

凡そ人間の範疇にあるものは同居させ、

必要な事物の自浄作用にあとはまかせろ。

パリの魅力は人をつかむ。

人はパリで息がつける。

近代はパリで起り、

美はパリで醇熟し萌芽し、

頭腦の新細胞はパリで生れる。

フランスがフランスを超えて存在する

この底無しの世界の都の一隅にありて、

私は時に国籍を忘れた。

故郷は遠く小さくけちくさく、

うるさい田舎のやうだつた。

私はパリではじめて彫刻を悟り、

詩の真実に開眼され、

その庶民の一人一人に

文化のいはれをみてとつた。

悲しい思で是非もなく、

比べやうもない落差を感じた。

日本の事物個柄の一切を

なつかしみながら否定した。

これは暗愚小伝の「パリ」である。フランスで得たものを回想している。

インタナショナルのパリで、国籍を忘れて、「真」なるものをつかんだ。

『詩の勉強』には「私はフランスの詩を暗誦によつて学んだ。ヴェルレーヌ

の『屋根の上に空あり』も其時初めて知つた。ポオドレーヌには殊に驚いた。

その美術批評を読む必要から彼のを繕き始めたのだが、此の自己全存在

を擲つての作詩態度にひどく打たれた」と。「私自身が詩を書いてもいいか

しらと思ひ出したのは巴里でヴェルレーヌやポオドレーヌの詩をはじめて知

つた時であつた。それは甚だ身に近いことを感じた。」(某月某日)と。か

くて「詩の開眼」が成つたのである。身体の中に火が燃えているやうに感じ

ながら、忙しく勉強し文化を芸術を吸収した。そして又、父と子の問題意識

に目覚めたのである。父子の人生観、芸術観の相違をはつきりと自覚した時

「出さずしにまつた手紙の一束」の明示する心境になる。「親と子は實際講

和の出来ない戦闘を続けなければならぬ。……僕を外因に寄来したのは親

爺の一生の誤りだつた。……僕自身でも取り返しつかぬ人間に僕はなつて

しまつたのだよ。」と。そして落差の大きい日本へ帰ることの佻しさをかこ

つている。国籍を忘れさせるパリで、光太郎は「ああ、僕はやつぱり日本人

だ。JAPONAISだ。MONGOLだ。LE JAUNEだ。」(珈琲店より)

と自己發視をやつている。「僕は生れて日本人である。……僕等が死ねば、

跡に日本人でなければ出来ぬ作品しか残りは為ないのである。」(緑色の太陽)

の声につながるのである。「白人は常に東洋人を目して核を有する人種とい

つてゐる。僕には又白人種が解き尽されない謎である。僕には彼等の手の

指の微動をすら了解する事は出来ない。……僕の身の周囲には金網が張つて

ある。どんな談笑の中団樂の中に行つても此の金網が邪魔をする。海の魚は

河に入る可からず。河の魚は海に入る可からず、駄目だ。早く帰つて心と心

とをしやりしやりと擦り合せたい。寂しいよ、」「僕は故郷へ帰りたいと共

に又故郷へ帰つた時の寂しさをも切に心配してゐる。」(出さずしにまつた

手紙の一束)と、日本人であることを意識し、パリの生活も無意味、故郷で

も同化できないかもしれぬ恐れ、でも「勉学上に種々の疑問が起り、むしろ

自分の故国で落ちついて勉強する方が正しいと思ひつめ、」(よろこびの歌)

帰国を決心した。学成りではなかつた。「彫刻を悟り、詩の真実に開眼され、

その庶民の一人一人に文化のいはれをみてとつた。」ことが光太郎の人生

観、世界観、芸術観の形成に基本的なものを与えたことは否めない。

荷風は在米中、父の配慮で組正金銀行出張所の事務見習員となつた三十

八年十二月までは、父の意向に従わず、仏語の勉強、文学の勉強、創作と思

うままの生活をしてゐる。三十八年七月十九日から十一月一日まではワシ

ントン日本公使館の雇として住込んだのもフランス行を実現しようとの心算り

であつた。

文学芸術、読書観劇オペラ通い、そしてイデスとの飲宴、フランスへの思

慕、の明暮であつた。銀行員となつても「余の生命は文学なり。家庭の事情

已むを得ずして銀行に雇はるゝと雖余は能ふかぎりの時間をその研究にゆだ

新作を発表。単行本も四月に初めて「野心」を、九月「地獄の花」をという次第。十月文芸界に「新任知事」を発表、そのモデル問題から叔父阪本彰之助は荷風と絶交、兄久一郎にも荷風壯吉の行状を責めて手紙を出している。三十六年も作品の発表や刊行をしている。

三十年、荷風は東京外国語学校清語科に入学しているが、それより先、第一高等学校入試に数学力不足で失敗し、父上海赴任に伴われたが、上海での就学は不許可に付、帰国、折よく開校の清語科に入ったのである。しかし文学と遊びに呆けて学校は欠席がちとなり、三十二年三月卒業試験に出席せず、除籍された。このように行跡は父の期待に沿うものでなく、放埒でもあり、遂に父の配慮により、大学卒の肩書のない荷風を官界又は実業界の人たらしめるべき筈をつけに外遊させられたのである。外遊により文学及び遊蕩の今までの関係を打ちきり、新出発を期待しうる方法として、父久一郎は自分もかつて遊学した米國を選んだものと察せられる。西遊日誌抄の「子たるもの其の恩を忘れて可ならんや。」は、さすがに父の配慮が身にしみたことばである。荷風とて、天下晴れてやれぬ文学に執する毎日の打開の道でもあり、父からの解放もあつたであろう。

光太郎は彫刻の道に精進するという目的は幼時から確立しており、渡米はその発展のためであり、父子共に同じ考えであつたが、荷風は、父は荷風に実用の学を身につけさせ、生活の建直しを図らせようとし、荷風自身は内心文学研究を目標にして父子の考えが異つていた。このことは渡米後の勉学や生活に差異をもたらしている。

### 欧米で得てきたもの

外遊で得たものが違うのは当然であるが、兩人共に日本と欧米の文化の差を身をもって体験し、既に流入された皮相の物質文明だけが総てでないことを知り、近代の本質的なものを身につけてきたのは共通である。皮相の文明にしても及ばないことも見てきた。真に生きる人間と文化の伝統を知り、真の近代に触れ、近代人としての情操を養われた。精神の自由の世界の在り得ること、個の自覚と尊重、自由の尊重など近代人として基本的な生活意識の自覚を自分のものとしてきた。見かけでも見せびらかしてもない真のものを具体的に得てきた。

兩人の個性と環境とで具体的に得てきたものの違うのは当然である。

光太郎は「アメリカで私の得たものは、結局日本の倫理観の解放といふことであらう。祖父と父と母とに囲まれた旧江戸的倫理の延長の空气中で育つた私は、アメリカで毎日常行動の基本的相違に驚かされた。あのつつましい謙遜の徳とか、金錢に対する潔癖感とかいふものがまるで問題にならないほど無視されてゐる若々しい人間の気概にまづ気づいた。私は社会的の弱小な一ジャンプとして、一方アメリカ人の偽善とまでは言へないだらうが、妙に宗教くさい、善意的強圧力に反撥を感じながら、一方アメリカ人のあけっ放しの人間性に魅惑された。」と後年回想している。「私の精神と肉体とは毎日必ず『生れて初めて』のことを経験し、吸収した」ことを通して得たのである。

「私はロンドンの一年間で真のアングロ・サクソンの魂に触れたように思つた。実に厚味のある、頼りになる、悠々とした、物に驚かず、あわてない人間生活のよさを眼のあたりに見た。そしていかにも「西洋」であるものを感じとつた。これはアメリカに居た時にはまるで感じなかつた一つの深い文化の特質であつた。」とイギリスで得たものを述べている。詩「よろこびを告ぐ」のリーチを友とすることも出来た。

ありがとう、フランス

わけのわかる心といふものが

どんなに人類を明るくするか

朝のカフェ オオ レエをついでくれた

一人のマダムものごしにさへ

ああ、君はそれを見せてくれた

(感謝)

「わけのわかる心」で象徴された真の文化を謳歌した詩である。「紐育やロンドンでは自分が日本人であることをいつでも自覚しないではゐられないが、パリでは国籍をまったく忘れる時間が多かつた。ジャポネーでも、シノアでも、ルーマンでも、そんなことを市民は問題にしなかつた。」(父との関係)というパリにあって、光太郎は真の芸術を悟つた。

私はパリで大人になつた。

はじめて異性に触れたのもパリ。

はじめて魂の解放を得たのもパリ。

パリは珍しくもないような顔をして

## 渡米事情

高村光太郎は、幼時は貧しく、父が美術学校教授となるに及んでその名所の中に育ち、父の仕事をそのままつぐことが当然であると疑うことなく、六才の時分から小刀等を買って以来彫刻の道を一踏つきすんだ。「私は何を措いても彫刻家である」(自分と詩との関係)の光太郎であった。美の純粋性と芸術の絶対性とを信じ追究することに徹し、誠実に満ちた人生を一途に歩んだ。祖父、両親の醸す家の雰囲気は旧江戸の倫理を基盤に礼儀正しい厳しさの中に愛のあるものであった。

永井荷風は尾張藩の名家に生れ、父は官吏、実業家として、文人としてすぐれ、恒産があり、何不自由ない家に育ち、父は荷風を自分と同じ道を行かせたいと考え、荷風は作家か音楽家か芸人かと思ひ、苦悩と互諍とを生じたが、荷風は我が道を行き、親類縁者とも疎く、自由な我が儘な好き勝手な生活を父譲りの恒産によつてなし、文学一本に生きたのである。母は学者鷲津毅堂の娘、父は漢詩をよくする米國留學経験者、家の雰囲気は推して知るべしである。

この両者がともに青年時代に欧米の文化の洗礼を受けたのである。しかも両者ともに父の意志による私費留學であつた。自身の發意ではなく、親の思惑によるものであつた。

光太郎の渡米は岩村透美術学校教授のすすめによるが、父光雲が、自分が老年にならないうちに光太郎が留學勉強してやることに意欲を燃した。父は光太郎に洋行帰りの箱をつけ、出世街道をまっしぐらに進ませることを念願したし、仏師上りである自分の学歴のなさを恥じ、肩身の狭い思いをしたこともあつたようだから、息子には当時としては最高の学歴となる「洋行」を是非とも身につけさせてやりたかつたのだらうと推察される。渡航費と渡米当座の費用として二千元をもち「三十九年二月に私はまづアメリカへ働きながらの勉學に出されたのである」(ロダンの手記談話録)ということで、光太郎は勇氣も自信もなく、「あしきもの追儼ふとするや我が船を父母もまた地より吹く風」と船の中で歌っている。出発日がちょうど二月三日だったのである。積極的に希望を持って出かけたのではなく、在米の生活の保証もなく、ただ岩村教授の懇意な人々に紹介状があるだけ、語學は神田の正則英語學校に通つていたので相当自信は持つていたが、社会の荒波にもまれた事

のない日本美術學校卒の二十三才の明治の青年では勇氣百倍というわけにはゆかなかつた。

荷風は光太郎より二年四ヶ月余前、三十六年九月二十二日渡米。「先考は予が徒に文芸の遊戯に耽り、生涯の方針を謬らむことを憂ひ、実用の學を修めんがため米國に遊學することを勧めらる。」(斷腸亭日乗)や「余が父は余をして將來日本の商業界に立身の道を傳せしめんがため學費を惜しまず余を米國に遊學せしめしなり。子たるもの其の恩を忘れて可ならんや。」(西遊日記抄)が事情を明白にしている。荷風は三十一年九月、如女作「廉の月」を持参し、心酔していた広津柳浪を尋ね、入門、文士としての第一歩を踏み出した。一方、芝居、寄席、遊里に通ひ、講釈や落語に熱中し、落語家六代目朝寝坊むらくの弟子となり三遊亭夢之助(又は夢三郎)と名乗り、丸八ヶ月程市内各所の寄席に出入りし、講釈の松林伯知の弟子にもなつた。十八才の時、女中に戯れたのを初めに、三十年二月には吉原に遊び、三十年九月父久一郎が日本郵船の上海支店長になり赴任したため、思いのままに行動し、北里、洲崎、品川、板橋等またたく間に知らざる所なきに至つた。三十二年五月「三重櫛」(柳浪名義)、六月十四日「花籠」(万朝報懸賞小説一等当選)、八月一日「かたわれ月」(同紙懸賞小説二等当選)、十月「薄衣」(柳浪荷風合作名義)、「夕せみ」(同上)と作品が世に出た。初冬、清人羅臥雲の紹介で巖谷小波の木曜会に出席、その会員となり、会の影響を受けた。三十三年には「濁りそめ」「烟鬼」「闇の夜」(懸賞当選)、「うら庭」「四疊半」「おぼろ夜」「をさめ髪」「花ちる夜」「船中の盗人」「隣座敷」「拍子木物語」と発表。三十三年六月には文芸俱樂部主筆三宅青軒の紹介で福地桜痴の門下となり、歌舞伎座の狂言作者見習となつた。翌年五月まで。この年二月父久一郎は横浜支店長に榮転、帰國。荷風の秘しての文學活動、乘屋入り、遊里通ひも察知し、憂慮した。三十四年、「山谷管恒」「歌舞伎座の春狂言」「新年の雜誌界」「小夜千鳥」「核の水」「琴古流の尺八」「楽屋十二時」を発表。四月福地桜痴が日出新聞の主筆になり、荷風も歌舞伎座をやめて、五月同新聞記者となり「新梅ごよみ」を連載した。九月社員淘汰のため解雇され、歌舞伎座復帰もならず、小説執筆に専念、隅外の即興詩人・月草かげ草、上田敏の最近海外文芸論などを耽読、感化を受け、太陽臨時増刊「十九世紀」の上田敏の近世仏蘭西文學史を読んでからは、フランスに行かうと暁星中学の夜學でフランス語を勉強した。三十五年も次々と

太郎、石井柏亭、平野万里、竹友藻風らを招いているから、ここでも顔を合せている。

同じく欧米の文化に触れ、個に目覚め、個を尊重し、自由を愛した二人であるから、採らなつて話し合えたら、この異質の偉大な芸術家の交流は素晴らしいものを醸成したかもしれない。現実には、二人はお互の芸術の追究の世界に閉じこもり、それぞれの道を歩いた。

昭和二十八年十二月、日本芸術院会員に二人とも選ばれたが、光太郎は辞退し、荷風は受け、二十九年一月会員に列せられている。光太郎も受けていたら、晩年において交流の機会がなきにしもあらずであつたらうが、それは失われた。

光太郎が受けなかつたのは詩「赤とんぼ」に「うるさいといへばわれわれにとつて／芸術院といふものもうるさいです／美術や文学にとつて／いつたいはそれは何でせう／行政上の権利もないそんな役目を／何を基準に仰せつけるのでせう／名譽のためといふことですが／作品以外に何がわれわれにあるのでせう……作家はつくればいいでせう／政府は作家のやれるやうにすればいいでせう／無意味なことはうるさくて／禿あたまの赤トンボのやうです」と理由を述べている。作品以外に何がわれわれにあるのでせうの言は心を打つ。芸術家にとつて作品こそがすべてなのである。名作を生み出すことに野心は旺盛でも、俗世的名声には関心がなかつたのである。二人とも在野精神は、旺盛であつたが。

野心家であつた荷風はおそらく、文化勲章と同じく、亡き父に対する申訳と交際を断つた親類縁者への挨拶だつたのではなからうか。

## 在野精神について

前項で在野精神が持ち出されたので、ついでに触れると、私費による外遊で束縛されることのない自分自身の立場での自由な文化吸収の結果からか、二人とも在野精神は貫いている。光太郎は一時農商務省の海外実業練習生となり一ヶ年、月六十円ほどの手当を買つたことがあり、そのため調査報告書をつくるということはあつたが、決定的な影響はなく、荷風は銀行員となつて収入を得たが、オペラや劇場通い等に使つて、自由な生活であつた。個の自覚、個の尊厳、個人の権威についての認識は、官権や団体の権威など有

難がらぬ考えにしてしまつたようだ。

光太郎は帰朝後、銅像会社も美術教授も辞退し、官展には出品せず、詩なども著名な雑誌より、ガリ版刷りの同人雑誌などにお金を添えて寄稿するという有様で、智恵子夫人と都会のアトリエに盤居し、名声を遂うことをせず、ひたすら美と真実の追究の日々を過したのである。戦時中の危機感が、中央協力会議議員となり、日本文学報告会の詩部会会長に推されたりしているが、非常時における異例であり、戦後は前記のように芸術院会員すらことわつてゐる。

「猛獣篇」としてまとめた詩があるが、野性のあらあらしさと強さを持つ野獸は作者の分身である。はげしい詩精神をもつ光太郎の象徴である。架空の動物の「滑廉」「雷獸」の設定にもそれは示されている。光太郎は徹底した野ぶりを詩のことは——猛獣篇以外にも——を書いてゐるが、「世に権威ありとせられる者等から受ける尊大な一頭よりも、山の炭焼小屋の親爺から受ける親切な一言の方がありがたい。」（工房より）の言を挙げておく。権威の否定である。野人の精神は否定の精神でもあつた。

荷風は帰朝後父の手前もあり、自立の道を求めて慶応義塾大学教授を引き受けたが、「……教師と作家とは到底両立せざるものにて土日と一日二日位のひまは有之とも精神や状態が創作家的にならざるため遂に思はしきもの出来ず、……いつか一度再び無職不良の徒となつて詩興を感ずる時期再来すべしと信じて居り候」と中央公論社長と編集長宛書き送っているが（大正四年）大正五年三月には教授の職を辞し、以来野人として過した。

「余は慶応義塾教授を辞したる後は公人にあらず、世を捨てたる人なれば、礼服をきる必要はなきわけなり。」（昭和十年二月三日）と書き、自ら「隠士」（昭和十五年四月十日）とも称している。父譲りの資産を弟にも母にも与えず、独占めにして悠々と放蕩の生活を送つたのである。創作の感興のための大義名分があつたであろうが、反俗とはいふものの、人間くさい隠士ではある。

在野精神は共通であるが、その様相は自らそれぞれの人がらを反映して、異つた趣を示している。洋行帰りの箱を光らせて芸術そのものより権威や名声を望むことをしなかつた点、二人が其の文化を身につけてきたのを示していると思う。

「わが身に定まる妻のなかりしも幸の一なり、妻なければ子孫もなし、子孫なきが故にいつ死にても気が楽にて心残りのすることなし。……文学者を友に持たざるは是亦今日に及びてはわが幸福中の第一なりと謂ふべきならむ……子生来身体強健ならず膂力なきが故に人と争ひ人を傷けしことなし、家に些少なれど恒産あるを以て金銭のことにて人に迷惑をかけたることなし、女好きなれど妬女を犯したることなく又道ならぬ恋をなしたる事なし、五十年の生涯を顧みて夢見のわい事一つも為したることなし、是亦幸なる身の上なりと謂ふべし。」（昭和三年十二月三十一日）と越年の感懐をしるしている。常識人から見れば次々と女をかえる遊蕩兒であるが荷風は右のように考えていた。ある意味では倫理的人間であつたのである。「親類は法事の外に用なし。子は三界の首伽なり。門弟は月夜の提灯持なり。皆無きに如かず。」（偏奇館漫録）とあり、まことに人事関係では割切つてゐる。通俗的な義理人情を排した点では徹底している。母恒の死去の際も見舞わず、葬式にも参列せず、他の親類には推して知るべしである。孤には違ひないが、自分にとって迷惑でない限られた人とは話をすることも楽しんでゐる。左団次などとは深い交りもしている。が、思いやりや心づかいは受けるのもするの面倒であつたようである。思いやりに対しては徹底的に排しているが、たとえそれが自分の好きな女性であつてもである。小心律氣謹直文人氣質の自由人であつたし、個に徹し、個を守り、自分以外の人は信じられない人であつた。自分本位で生きつづけてゐる。作品にも人からはあらわれてゐるし、その日記にも遺憾なく書きつけられている。自分を大事にはしたが、相手の気持ちになつてという事は出来なかつたようだ。律義といへば、慶応大学教授の時は三田文学を發表の場としたこと、先生としては実直に遅刻一つせず務めたこと、颯外や上田敏には恩義を感じ、先生として尊敬していたことなどはその願れと見るべきであらう。

「余は支那街の裏屋に巢を喰へる此れ等米国の賤業婦が、醜態慘憺たる生活を見て敬憚すると共に又一種の冷酷なる鬱鬱を感じるなり。彼等も元は人なりき。人の子なりき。母もありけん。恋人もありけん。而も彼等は遂に極点まで墮落し終れり。凡ての希望を失へる余は此等墮落の人々に接する時同病相憐む底の親愛を感じず。余は彼等が泥酔して罵り狂へるさまを見る時は人生を通じて深き涙を催すなり。嗚呼彼等不潔の婦女、余これ呼んで親愛なるわが姉妹となすに憚らず。余は光明と救ひの手を要求せず。余は彼等と共に

に一掬の鴉片を服すべき機会を待つのみ。」（西遊日誌抄 六月二十日）には荷風の若き日の人生観が遺憾なく書かれてゐるが、これは一生を通じたようだ。陋巷趣味にこれは通う。右頭左貶せず、自分の生き方を貫徹した点はまことに強靱である。人間にわずらわされることをいとい、親類縁者と絶ち不義理を重ねる始末になつた。自ら隠士と称したが、人間と無縁では居られぬ人間臭い隠士であり、死の二ヶ月前まで、浅草に出遊、女優彌子達と遊んでおり、自分の心のままに振舞い、自由を束縛されるのを非常に嫌つたのである。金の不自由のない、行儀のよい我儘勝手な坊ちゃん文人、すつかり裸にはならぬしつかりした遊蕩兒、文学に殉じるための遊蕩兒ともいつたらいだらうか。変人、けち、孤高などと片付けられぬ人がらであることが、日記に赤裸々に語られてゐる。

個に徹した面では兩人ともに外国生活から得た共通の後天的なものである。個と孤と通う点があるからか、兩人ともに独居生活の時期があるようになる。美をこよなく愛し、芸術に精進し、勉強家であつた真摯な人がらはこれ又共通している。一見放蕩無頼の荷風も読書これ努め、又楽しみにしているのである。芸術の充実のみを念願する純粋性、光太郎にあつては一途、荷風にあつては一見変人とでもいわれるものであらうか。

## 二人の出会い

光太郎と荷風、この兩人は出会い触れ合う機会があつたのか。外遊中、在米在仏僅かながら同時であつたこともあるが、逢う機会も知る機会もなかつた。帰国後「ペン」の会で出会つてゐる。明治四十三年十一月二十日日本橋の三州屋で開催の大会と、四十四年二月十二日浅草雷門のよか橋で開催の大会とは世話人の中に二人の名がある。例会にも出席したはずであるから、パンの会では度々会つたと思われるが、決定的な親密な触れ合いの跡は残されていない。遅蒔きの青春が爆発し、文字通り狂瀾怒濤の最中にあつた光太郎と、慶応義塾大学文学科教授におさまつて父への遠慮も手伝つて表面は紳士然としていた荷風とでは、胸襟を開く機会がない限り、お互に深い交りもなく、啓発されることもなく終つたのも当然である。四十五年三月九日、東京飯装会が数寄屋橋の有楽座で開催されたが、発起人の中に兩人の名が見える。又大正十年九月十日「明星」再刊を企てた与謝野寛が麹町の自邸に荷風、光

主人は権威と俗情とを無視した。

主人は執拗な生活の復讐に抗した。

主人は黙つてやる事に慣れた。

主人はただ蝋目の美に生きた。

主人は何でも来いの凶太い放下遊神の一手で通した。

主人は正直で可憐な妻を氣遣にした。(以下四行略) ばけもの屋敷)

光太郎の人生の縮図である。そして人生觀の要領である。ただ蝋目の美に生きた光太郎の内部世界があまりところなく書かれている。権威と俗情を無視し、自分が把握した真に徹した。

それと眼には見えぬ透明な水晶色のかまいたち

そそり立つ岩壁のがんと大きい

山嶺の氣をひとつ吸ひ込んで

ひゆうとまき起る谷の旋風に乗り

三千里外

都の秋の桜落葉に身をひそめて

からからと舗道に音を立て

蝋ればまつびるまに人の肌をもびりりと裂く

ああ、この魔性のものあまり鋭い魂の

世にも馴れがたいさびしさよ、くるほしさよ、やみがたさよ

愛憐の霧を吹きはらひ

情念の微風を断ち割り

裏にぬけ

右に出で

ひるがへり又決然として疾走する

その行手には人影もない

孤独に酔ひ、孤独に巣くひ

茯苓を噛んで

人間界に唾を吐く

ああ御しがたい清藤の爪は

地平の果から来る戌亥の風に研がれ

みづから肉身をやぶり

血を流したたらし

影きあがる地中の泉を日毎にあびて

さらに銀色の雫を光らすのである

あまりにも人情にまみれた時

機会を蹂躪し

好適を弾き

たちまち身を虚空にかくして

世にも馴れがたい透明な水晶色のかまいたちが

身を養ふのは大洋の藍碧

又一瞬にたちかへる

あの山嶺の氣 (清藤)

反俗と孤独、架空の生きものに托した光太郎の心が鋭く心につきささる。

猛獸篇の詩には光太郎の心が象徴的に示されているのばかりである。道程時代の「牛」、終戦後の「鈍牛の言葉」ここにも光太郎の人がある。暗愚

小伝は光太郎の精神史であるから、人生及び人生觀の屈折が示されているのは勿論のことである。日常語が詩語であるとし、飾らぬ詩のことばにも光太郎の「真の生々」を求める光太郎の人がらは現れている。

荷風は「先生にあつて最も僕を驚かせたのは、なんと先生の踵直さであつた。さすがに士族の子弟である。先生は決して立小便をなさらず、またあぐらもかかれぬ。座蒲団を敷かれることすらあまりない。畳の上にちかちかに端座される。……どんな酷暑の折りでも、先生は肌を脱がれなかつた。来客のなほ一人きりの時は寢床にねころんでをられることが多かつた。寢床はもちろん万年床である。……早目に夕飯を召上つてお部屋に入つたきり、物音一つ立てず毎晩十二時すぎまで起きてあられる。何をしておられるのか、……そんな時はしみじみ先生を淋しいお氣の毒なお方と思つて暗涙を催した。だがそれも自業自得といつてしまへばそれまでである。老いの孤独も寂寥も自ら求められたものであるからだ。」(小西茂也「荷風の生活」)は昭和二十二・三年の間寄寓していた家の主人の記である。荷風六十九・七十才の時のである。自ら放蕩無頼というが、さすがに良家の出である。身を持つること敢であつた。



——等々比較にならぬ比較かもしれないが試みてみた。外国生活の意識が顯著にあらわされている作品を中心に考えてみた。紙面の制限のため、在米生活一掃後の文学活動の部分の発表を見合わせ、肝腎の所のないもので断片的になり勝ちであるが、他の部分についてのみ発表することにした。

## 人 が ら

光太郎は真の「生」を求めて一途であった。よき芸術を作ることに野心はあったが、俗世の名声などはどうでもよかつた。父光雲が位階勲章などを嬉しがるのに批判的であり、芸術院会員すら辞退した。ラ・ヴィー生は個に目覚めた人が求める時、はじめてほんとの生がひらける。それは内的世界の問題なのである。倫理的人間、ヒューマニストの典型といつてよい。芸術道であつたから、堅苦しいことがなく、まことに人間的な味がある。純粹一徹な人生の、芸術の求道者なのである。真摯な、誠実な、清潔な真実を求めてやまぬ気概の人であつた。鋭く峻しい魂の持主であつた。しかも愛に満ちていた。個に目覚めていた光太郎が弟子扱いをする後輩は一人もなかつた。みな友人であつた。それは周囲に集まる人々も光太郎の気持に沿わざるを得ないような何物かがあつた。それほど個に徹していたのである。

「生を持って居る人間が作った芸術だからこそよいのである。自然に深く根ざし、自己の内に此の人類の絶えない泉の意味を明らかに強く感得した芸術家の芸術だからこそよいのである。此が芸術の価値の根本義である。」(言ひたいことを言ふ。)といひ「自分の芸術は自分である。」(所感)と書く光太郎の詩は光太郎の人生観世界観が明らかにあらわれている。そのうちの二・三をあげて人がらを偲びたい。

「或る墓碑銘」と「首の座」と「ばけもの屋敷」と「清塵」と。

一生を棒に振りし男此処に眠る。

彼は無価値に生きたり。

彼は唯人生に過満する不可見の理法に買かれて動きたり。

彼は常に自己の形骸を放下せり。

彼は常に詩を作りたれど詩歌の城を認めず、

彼の造型美術は木材と岩石との構造にまで還元せり。

彼は人間の卑小性を怒り、

その根元を価値感に帰せり。

かかるが故に彼は無価値に生きたり。  
一生を棒に振りし男此処に眠る。  
(或る墓碑銘)  
鮮やかな人生論であり、人生観である。価値観の見事さ。卑し気がない。

麻の実をつつく山雀を見ながら  
私は今山雀を彫つてゐる。

これが出来上ると木で彫つた山雀が  
あの暗れた冬空に飛んでゆくのだ。

その不思議をこの世に生むのが  
私の首をかけての地上の仕事だ。

そんな不思議が何になると  
幾世紀の血を浴びた、君、忍辱の友よ、  
君の巨大な不可抗の手をさしのべるか。

おお呑み難い親愛の友よ、  
君はむしろ私を二つに引裂け。

このささやかな創造の技は  
今私の全存在を要求する。

この山雀が翼をひろげて空を飛ぶまで  
首の座に私は坐つて天日に答へるのだ。

(首の座)  
彫刻家であることを自認し、精進する者のことばである。芸術の絶対性が絶対的にうたわれている。「昔プロレタリア運動全盛期に、芸術の効用性をのみ認めて強引に芸術の純粹性を無視した時代があつた。私はその理不尽を痛感して『首の座』といふ詩を書いたことがある。首を切られても私は、彫刻の彫刻たる所以を持つるといふ詩であつた。」(彫刻に何をみる)と彫刻を自分の生命と思つていたのである。のっぴきならぬ覚悟のほどが感じられる。

主人の好きな蜘蛛の巣で荘嚴された四角の家には、  
伝統と叛逆と知識の欲と鉄火の情とに荘嚴された主人が住む。

主人は生れるとすぐ忠孝の道で叩き上げられた。  
主人は長じてあらゆるこの世の矛盾を見た。

主人の内部は手もつけられない浮世草紙の累積に充ちた。  
主人はもう自分の眼で見たものだけを真とした。

主人はもう自分の眼で見たものだけを真とした。

主人はもう自分の眼で見たものだけを真とした。

主人はもう自分の眼で見たものだけを真とした。

# 「高村光太郎」ノート その六

— 高村高太郎と永井荷風と —

井 田 康 子

## はじめに

明治初年には有為の人材が渡欧米し、帰朝後文明の「落差」の大きかったわが国に欧化をもたらした。この文明開化が次々と「洋行帰りの」の節をつけ、風潮を促したが、現在のようにジェット機などなかったから、時空の制約、さらには財力、語学力の制約もあって、ほぼ必要最少限の人材が、公に私に外遊した。中には国内の教育の枠からはみ出した子弟を財力に物をいわせて留学させる場合もなくはなかった。外遊の人材の差異と、目的や環境の相違が、いろいろな文明文化の受容相を示し、何らかの新風を日本に持ち帰った。

文学界の巨星の中では、森鷗外は明治十七、二十一年の間、ドイツへ、夏目漱石は三十三、三十六年の間、イギリスへ、永井荷風は同三十六、四十一年の間、米仏へ、高村光太郎は同三十九年、四十二年の間、米英仏へ留学している。

ほとんど時を同じゅうして、荷風、光太郎がほぼ同じ国へ、ほぼ同じコースで出かけたこと、しかも公費で派遣された鷗外、漱石とは異り、それぞれ私費で出発し、米国ではアルバイトもしていること、渡航の公然の目的以外の文字をも追究し、帰国後花を開かせたこと——鷗外もその一人だが——など類似点がある。その文学活動・生活・人生観・芸術観は一見著しく異っている。が、すぐれた詩人であり、こよなく芸術に精進し、個を磨ぎ、在野精神に徹し、音楽を愛し、絵も書もよくし、外国文学——特にフランス文学に関心と理解を持ち、いい訳詩集を作り——光太郎はヴェルハアランの「明るい時」と「天上の炎」、荷風は「珊瑚集」——、独居自炊もし、父との関係に問題があったことなど類似点が見出される。もちろん洋楽の愛好にして

もどちらかというところ、光太郎はシンフォニーを、荷風はオペラをという風に違っているし、家庭的な孤独にしても様相が違ふ。文壇の孤高にしても光太郎の確然性と自称する超俗と、荷風の非妥協、逃避、自我の貫徹がもたらす反俗脱俗とは違ふ。同じく芸術に精進し、同じく個に徹する生活ながら、倫理的人間として一生を一途に生きぬいた彫刻家、詩人光太郎と、常識的には違ふのが当然なのである。同じく孤独な晩年ながら、光太郎は身をきづかう令弟登周氏や草野心平はじめ数多の心酔者に温かく手厚い看護を受け見守られながら昇天し、荷風は厚意を示す人々をも意識的に極端に払いのけ、老体、しかも病気で弱りながら死の前日まで外食し、誰一人見守る人もなく夜半血を吐いて急死した。令弟威三郎氏はもちろん、養子永光氏も居合せなかった。没交渉だったのである。光太郎も人手にかかるとはいいやがったようであるが、周囲がそうさせなかったし、そういう周囲を作るものがあつた。

荷風は人を信じなかつたし、晩年には朝、掃除に通う老婦人を除いては、医者、看護婦、雇人、親戚朋友等の一切他人の世話を払いのけ、自分一人を信じ、自由を愛し尚び、自分だけで冷たくなつていた。光太郎の孤は仙的寥闊気があり、荷風の孤には反俗ながらエゴイステックな俗臭がある。尾崎喜八が「『友』高村光太郎君に」という時に「生活そのものである傑作」と書かれた光太郎と、「品行不良」と自認他認する荷風とは自ら異り、人からの差、環境の差というべきであろうが、両者の比較検討は、両者の文字の本質に迫ることができるのではないか。渡米事情・在米生活・渡仏・在仏生活・帰国後の文学活動——直後、その後、戦事中、戦後——その人から、その生活——父と子との関係、女性に対してその結婚、愛のかたち、独居、在野ぶり

すという考え方は危険であり、一つまちがえば全体主義に陥る懸念もでてくる。

なお、国家といってもそれは「時の政權」であるが、秘密に「国家」を「時の政權」とわけて考えれば、議會制民主主義即ち政党政治の質は一そう明らかとなる。時の政權はもちろん国家、国民に対して責任をもつが、国家そのものではなく、国民の総意をそのまゝ表現するものでもない。そこに憲法のもつ重大な意味があるし、裁判所が憲法の番人である意味があるはずである。教育は裁判が、政党、時の政權に影響されず中正でなければならぬのと同じように、時の政權、政党的の影響を受けない中正なものである必要がある（「教育の森」第7集、村松番著）とする考え方は、これまでに見て来た教育や司法権力からの独立の重要性を整理している。

そして教育は政治ではないのであるから、「代表民主制のメカニズムをそのまゝ借りて」（「ジュリスト」1970年9月5日号）公教育に対する国家の責務を論ずるところに問題がある。今度の教科書裁判が我々に指摘してくれた最も重要な点も、実はこの「教育権の独立」ではなかったろうか。そして「教育権」を単に憲法26条の社会権としてだけ把えるのではなく、自由権と社会権との両面から把握するものでなければ、本来の意味での国民一人一人の基本的人権として享受され得ないのではないだろうか。教育にはそれに価するだけの質が内蔵されているはずである。

### △あとがき▽

大変大きな問題を論じることになった。とてもつくせるものではないし、読みかえしてみると不十分な点が目立つ。教育を法、国家との関係の中で論ずることは至難であるが、一度試み度いと思つて

いた事で、夏休みの一部を費して書いた。幸い教科書裁判の一審判決のでている事が大きな助けとなった。

なお司法権の独立の問題とも考えあわせる中で、この判決に対する文部省初中局長名の反論が「通達」で下部機構に流された事実は、私にとつても象徴的であった。文部省が上訴するのはその見解もあって勝手だが、行政権を利用して下部に通達を流すやり方は、政府自ら司法権を軽視するものであり、権力を持つ者のこうした行為は、一般の裁判批判とは当然異なつた影響をもつものであるから、一層の慎重さが要求されてしかるべきと思う。

なおこれからの問題は「議會制民主主義」とは何か、そしてこの制度が本来の意味での主権在民を内包するときの政治機構あるいは国民の政治への参加はどのようなものであるべきか、などの理解が深められていく必要がある。そうした中でこそ政党政治と司法権や教育権の問題も矛盾なく解決されるのではないかと思う。

不十分な点や誤まつた理解が多々あらうと思う。その点は謝してお許しを得たい。

る。さらに憲法26条に関しては、「国民の教育を受ける権利を保障し、これを法律の定めるところにより十全に実現すべく求めているのであって、国はこの権利を積極的に保障する責務を負い、この責務を果たすために国民の合意により教育基本法、学校教育法等を定め、これに基き適正な教育内容を確保し、教育水準の維持向上を図るため教育課程の基準を定め、教科書検定を行なっている」と主張する。

また今度の杉本判决に対しては「議會制民主主義の無視である」とする批判も一部にみられるようである。それはおおよそ「議會制民主主義の下では、国民の意志は選出された代表によって表明され、そして具体的にそれは多数党の政府によって執行されるべきもの」ということになろう。そして「杉本判决は直接民主政治を志向しているのではないか」ということになるらしい。

直接民主制を志向すること自体、別に悪いことではないし、現在の憲法体制が必ずしも直接民主制を否定しているわけではない。また杉本判决が議會制民主主義を否定したわけでもない。杉本判决の趣旨は教育内容自体が議會制民主主義とはなじまないものだ……といったまでである。つまり教育が政治勢力とは独立したものであるというにすぎない。むしろ参照すべきは教育基本法10条の「教育は……国民全体に対し『直接』に責任を負って行なわれるべきである」とする点である。国民全体に対し直接教育を担当しない者が、どうして「直接」責任を負うなどということになるのだろうか。それとも教育行政担当者は教師を単なる「国定」内容を伝達するテイーチング・マシンとでも考えているのだろうか。

国民は教育を受ける権利として、教育の中に革新政党の政治イデオロギーを持ち込むことは拒否するだろうし、また、教育の側から

も、教育活動の中においては当然主体的にこうした政治勢力の介入は排除すべきである。と同時に多数党であっても、政党にはちがいない自民党の党派イデオロギーが巧妙に「政權担当者」という錦の御旗を押し立てて介入してくることも排除しなければならぬ。とくに権力をもつものの介入は、単に一党一派の政治的介入とは比較にならぬ重大な影響を及ぼすことを考うべきである。創造性を使命とする教育に国家が権力的に「画一化」を強制することは、本来的な意味での教育の死滅を意味する。国家のために教育があるのである。国家はあくまでもそれを形成している諸個人の幸福のためにあるのだ。

「……ところが人間は本来国家社会を離れて生きるものではなく、個性の伸長や創造力の発揮もその文化の伝統の上に初めて達成されるものである。しかも国家における国民的まとまりは教育を通じて実現され、社会の発展に寄与する人材の供給は教育に期待されている」とは中央教育審議会の考え方であるが、これを読むと明らかに人間と国家との関係が逆立ちしている。「国家社会の人材需要」という形での要請を、仮りに教育行政担当者が鵜呑みにしてそれ実現を図るとしたらどういうことになるのか。この意識が徹底する時には、教育を受ける一人一人の個人はあたかも経済原則の中で扱えられる人的資源として経済効率的に処理され、少なくとも教育が「人間」を造る作業ではなくなってしまうことになる。

さらに国家についてふれるならば、一般的な国家契約説をとるロクでも、各人の天賦の人權（自然権）を擁護する《手段》と考えているし、ホッブズが国家権力による自然状態の脱却を主張したのは、人間を本来的に「悪」とみなす点にあったのではないかと考えられる。それにもかかわらず国家から人間の種々の営みをひき出

定める憲法23条によって保障されている。従って、国が教師に対して一方的に教科書の使用を義務付けたり、学習指導要領に法的拘束性をもたせて現場教師を強制するのは妥当ではない。

この判決を読んで注目すべき点は、教育権を国家ではなく各々の国民に認めた点である。この点について言えば、もとより憲法26条（教育を受ける権利）は、いわゆる社会権の基本権といわれるもので福祉国家が積極的に保障せねばならないものであるが、それを社会権の一つとして国家に対する国民の教育請求権として理解するむきもあるようだ。このような観点に立つ限り、この権利に対応するものとして国の教育的責務を打ち出し、国の教育権を認めるとする。だがそうではなく、それは「子供の学習権」を積極的に認めることではなければならず、18世紀のフランスの教育学者コンドルセも、子供の人権を尊重する限りその「教育を受ける権利」を認めなければならぬとして、さらに親は教育を受けさせる義務を負い、また自然に備わった親権として子供を教育する権利があり、その権利は国家の権力的介入を拒み得る、と主張する。教育権は国民一人一人の固有の権利であり、それは国家権力によって与えられたものではない。公教育は親の偏見から子を守るために生まれた親たちの義務と権利のための共同行為であり、権力からは独立のものである。だから権利としての教育の内容に国家権力が介入するのは不当である。

もう少し具体的に立ち入ってみよう。杉本判决は判決理由の「教育を受ける権利」の(2)で次のように述べている。まず教育と政治の関係について、「……法律によりさえすれば、どのような教育内容への介入してもよいとするのではなく……教育の内的事項についてはその特質からすると、一般の政治とは別個の側面をもつというべきであるから、一般の政治のように政党政治を背景とした多数決

によって決められることに本来的に親しまず、教師が児童、生徒との人間的な触れ合いを通じて、自らの研鑽と努力によって国民全体の合理的な教育意志を実現すべきものであり、……」として、議会制民主主義を土台とする政治から真理を希求する教育の本来的に独立していることを主張する。

そして憲法25条の責務を負う現代福祉国家について、「国家は人間の内的価値に中立であり、個人の内面に干渉し、価値判断を下すことをしない、即ち国家の権能には限りがあり、人間の全てを統制することはできないとするのであって、福祉国家もその本質は右の国家概念をふまえた上で、それを実質的に十全たらしめるための措置を講ずべきこと」であるとし、「児童、生徒の心身発達段階に応じ、必要かつ適切な教育を施し、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上のための諸条件の整備確立に努力する」ことがその責務であるとしている。

こうした観点は国側の見解とは真っ向うから対立するものである。国側は憲法26条に基く教育をうける権利について大要次のような判断をし、「教育を受けさせる義務は国民が社会に対して負う義務であり、教育を受ける権利は国家がそれを国民に保障する義務を負うことを意味する。従って国家は教育の機会均等を実現するための公教育の内容にも責任を持つ。」と主張する。

さらに8月8日、文部省は杉本判决に関して初中局長通達を出して反論し、「……現憲法下の国家は、主権者である国民の信託を受けて国政を行なっているものであり、国民と国家とは対立的な関係にあるものではない。公教育もまた、国民の意志に基き、国民の信託を受けて行なわれるものであって、教育行政機関は法律の定めるところにより、国民の教育意志を実現する権限と責務を負う」と断ず

党派のイデオロギーによる教育支配を可能にすることになる。言いかえれば、多数決の原理——真理ということはいえないのであり、政治は正義を実現することを期待されるものであっても、現実の政治そのものが真理ではないし、正義でもない。むしろ各政党間の利害の対立抗争がその現実の姿である、とわいていいだろう。このような意味からも政治の意図をストリートに教育の内容にまで深く関係させることは敵につつしむべきであり、教育の自主性は十分に確保されねばならない。それは教師の自律性と主体制に基づく研鑽と努力を中心に行なわれるべきだし、そのような条件を保障するのが国家の教育行政であると考え。少なくとも教育内容に政党政治の影響がストリートに入ってくるようなシステムは早晩改められるべきだろうし、むしろ政党政治を遮断する方法を考えるべきだと思う。

私は議会制民主主義は、これまでに発達してきた政治形態では不十分ながら最も有効な「政治」の仕組みであると考え。しかし教育と政治のかかわりは、それとは次元を異にするべきであるし、司法権の独立のところでも述べたが、教育を単なる体制維持のための道具に考えているとするならばそれはとんでもない話である。

#### (四) 教育と国家

##### — 教科書裁判一審判決を中心に

7月17日、東京地裁で東京教育大家永教授の訟訴にもとづく、いわゆる「教科書裁判」に第一審判決が下った。具体的には、高校「日本史」教科書の検定は、その内容に国家が介入し、表現の自由や検閲の禁止を定めた憲法や教育基本法に違反するから、国は不合格処分を取り消せ、というものである。ここでは勿論教科書検定の

運用違憲説もさることながら、*「教育権論争」*がその焦点であった。さらにそれによって国家はどこまで教育内容にタッチする事ができるのか、ということである。そこで杉本裁判長はこれらを含めた5つの争点に論理的構成を組み立て、それぞれ逐条的に判断している。直接教育内容に関する部分を要約すると次の6点にしばられる。

① 憲法26条は子供の教育を受ける権利を、生存権の文化的教育的側面から保障したものである。すなわち、子供の教育を受ける権利に対応して、国民（親）に子供を教育する義務があることを前提として、国に国民（親）の義務の助勢のための公教育設定の責任を課したものであり、国家教育権を認めたものではない。

② 学問の自由（憲法23条）の内容の一つである学問研究の成果を發表する自由は憲法21条で保障されている。しかるに教育は真理教育であり、教科書執筆・出版の自由も同条により保障されると解すべきである。

③ 教科書検定は、国が福祉国家として児童、生徒の心身発達段階に応じ、必要かつ適切な教育を施し、教育の機会均等、教育水準の維持向上のため、この限りでは公共の福祉の見地から必要かつ合理的な制限である。もとより憲法21条2項及び教育基本法10条に反しない限りである。

④ 教育基本法10条は、教科書検定については誤記、誤植その他客観的に明らかな誤り、内容が教育課程の大綱的基準の枠内にあるかどうかの諸点にとどめられるべきで、教科書の記述内容の当否に及ぶべきではないとする趣旨である。

⑤ 以上の立場から、本件各検定不合格処分は憲法21条、教育基本法10条に違反する、

⑥ 公教育における教師の教育の自由は、基本的には学問の自由を

しても止むを得ない」という趣旨の発言をしたことを思い出す。

「教育的配慮」がこのような思想の持ち主によって強要されるとするならば、そこに結果する教育の「政治的中立」とは、実は体制側による「偏向教育」であると言わねばならない。

ところでこの「政治的中立」に関しては、教育基本法8条が該当するので次に抜すいする。

◇8条(1)良識ある公民たるに必要な政治的教養はこれを尊重しななければならない。

(2)法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育、その他の政治的活動をしてはならない。

本稿では(2)項がその対象となる。教育基本法制定当時の文部省調査局審議課、安達健二氏の実質的著述になる「教育基本法の解説」の該当する箇所については次のように書かれている、「学校教育本来の目的を達成するため、その中に一党一派の政治的偏見が持ち込まれてはならない。又政治は現実的利害に関する問題であるので政党勢力が学校の中へはいりこみ、学校を利用し、学校が政治的闘争の舞台となるようなことは厳にさげなくてはならないところである。学校の政治的中立、超党派性が、学校教育の目的を達するためぜひとも守らなければならないのである」(以上は『季刊国民教育』70年春季第4号より抜すい)という限りはまさにその通りである。まさしく学校の政治的中立性は、政治の現実的利害に毒されることなく実現されねばならない。

また教育内容においても、政党の政策なり主張に及ぶときには各政党すべてに及ぶべきだし、教える態度にしても単に特定の政党を支持するとか、これに反対するとかいうことではなく、客観的かつ

学問的に取り扱い、生徒の政治的批判を培うべし……とするのも当然の教育者の態度であろう。教育の政治的中立とは以上のごとき方向を指すものと考えらる。

たゞ、教育の政治的中立をこと更に主張するとき、それは「公共の福祉」からの要請に基き、「一党一派に偏した政治教育などが施されるときは、学校教育本来の目的を阻害し、……ひいては公共の福祉に反する結果となる」(前出「教育基本法の解説」)といった形で、だから「教育に対する国の責任」や「国の教育的配慮」そして「教育の中立性の確保」が必要であるということになる、とする。このような主張を司法側から裏付けたものの一つに、昭和44年2月19日に出された「岩手県教組学力テスト事件」での仙台高等裁判所の判決があり、大意次のような内容を含む。

① 国民の教育意志の実現は、国民の固有の教育権の付託をうけた国家が行なう。

② 議会制民主主義のもとでは、国会制定法に基き運営される教育行政機関が、国民の教育意志を実現できる唯一の存在である。

③ 教育実施者は教育行政の管理下にあつてはじめて国民に対して責任を負える。

即ち、国民の教育意志の決定及び実現は、議会制民主主義によって国民の総意を反映した法律をもって国家が行なうものである……ということになる。この問題については次章で詳述するつもりであるが、こゝでは簡単なコメントをつけるにとどめたい。

いうまでもなく、教育は前述した教育基本法前文からも知られるごとく、「真理と平和を希求する」人間教育でなければならず、多教決原理に基く議会制民主主義の論理をそのまま教育の場にあてはることは、多教党派の主張がそのままイコール真理という形で、

主義が行なわれ、資本主義的企業が普通である場合、革命主義的教育を受けた人間がはたしてこの社会にうまく適応していくことができるかどうか問題である……とするわけであるが、はたして学校が氏のいわれるごとく革命主義的教育をやっているのかどうか、ここでは別にしても、前述した飯守鹿見島地裁所長の「天皇主義、階級協調の議會制民主主義、修正資本主義」が裁判官のあるべき中立の立場として容認される憲法体制である、と断じたものと全くの類似性をみる事ができる。付言すれば、飯守所長のこの立場は司法権の政治的中立を標榜するの観点から論じられたものと考えられるが、実のところ政治的中立という場合、このような現体制の堅持にほかならぬことが多いのである。この事に関しては「偏向」教育が政府・民主党からやかましく叫ばれ、さらに1954年には教育二法を国会内への警官導入によって強硬に制定した結果、義務教育諸学校における「教育の政治的中立の確保」が政治権力により強力におし進められることとなった。いわずもがな、この政治的中立確保の推進者は政府、自民党であるから、実のところ国の教育権を主張することは、それを現実にも動かしている文部省を媒介とした政党イデオロギーの巧みな注入が「政治的中立」の名のもとに行なわれている可能性を皆無とはしないのである。

ところで政治的中立に関して、例えば憲法第9条が自衛のための軍備を認めるか認めないか……という場合、やはり「認める」、「認めない」のいずれかであってその他ではない。こんな時、いずれの政党の判断を支持するとか反対するためとかでなく、純粹に学究的な立場で唱える意見が、その内容において特定の政党の意見と一致しようが相反しようがそれは問題外である。認めれば直ちに「体制べったり」となり、認めなければ「アカ」になったりしたの

では、本当の意味での学問の自由を保障する憲法と教育の政治的中立を両立させて説明することはできないはずである。何事につけても「甲ともいえるし乙ともいえる」という相対主義は、真理を追求する学問の自由はもとよりのこと、教育基本法前文にいう「真理と平和を希求する人間の育成」を目的とし、「日本国憲法の精神にのっと」って行なわれるべき教育とも相入れないものと思われる。

「教育的配慮」の名のもとに真理を語ることに、本質を見極めることが二の次にされてよい理由にはならない。もとより教育的配慮は必要であるし、文部省の宮地初中局長にいわれるまでもなく、判断力の不十分な児童にあらさまの性教育をするがごとき「教育の自由」をもて遊ぶことが許されるはずもなからう。だが次のような例は如何に判断したらよいのであろうか。これは小学校社会科教科書にみる検定の実情である。1961年改訂の新版教科書を一、二のぞいてみよう。

△教科書調査官の指示▽「明治憲法はそれなりによかったのである。新憲法と明治憲法と比較することはおかしい」

◇学校図書「……この憲法ができたことによって、日本はヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国などの進んだ国々と同じ政治の仕組みとなったのです。」（傍点筆者）

◇東京書籍「……また、国民の権利や義務がはっきりと定められたほか、言論や宗教の自由もみとめられることになりました。」

まさに目を見張るような文章であり、新憲法に関する説明じゃないかと錯覚をおこさせるような内容である。文部省のこの種の介入は憲法や教育基本法の精神とは相入れないものであることは言うまでもあるまい。まさに真理教育の否定である。そういえばかつて某調査官が、神話教育に関する発言の中で「子供が神話を史実と混合



ない事項について相当詳細に憲法的判断を下した上、アメリカ合衆国軍隊駐留は憲法9条、98条②項および前文の趣旨に適合こそすれ、と判断しながら最後に原判決（「砂川事件」第一審の東京地裁伊達判決を指す）に対して「司法審査権の範圍を逸脱し」た違法ありと断定する矛盾を犯している。ここで多数意見が日米安保条約の適憲性を判断している様に、これが十分に違憲審査に「なじんで」いることを多数意見自らが証拠だてている。

5、多数意見は、「国の存立に重大な関係があり、従って高度の政治性を有する条約」については原則として違憲審査の及ばないことを判示するものであり、国の重大事項と憲法との関係において憲法を軽視するもので、やがて力（権力）を重しとし、法（憲法）を軽しとする思想に通ずるものである。

そして同判事は最後に「……わたくしは平和の維持と基本的人権の擁護のため、違憲審査権の行使を折って止まないものである」と結んでいる。

ここで私の感じることは、政治という怪物が我々一人一人の基本的人権と真の平和で民主的な国家の存立をあやうくしないために、また議会制民主主義の健全な発達のためにも純粹な司法的判断を政治に受け入れさせる権利を確保しておかねばならないということである。

### (三) 政治と教育

これまで法と政治、あるいは国家との関係について簡単に述べて来たが、これらの関係との類似性が教育と政治あるいは国家との関係にもみられる。例えば教育行政とか教育政策といわれる場合、そ

れぞれに国家もしくは政治とのかかわりの中に教育が当然あることを示している。第一、教育が公教育として営まれるとき、その基本的な事柄は法律でもって定められているが、それは直接教育にたずさわっている教師が勝手に定めるものではなく、国民の信託を受けたる国会が法律でもって国家的に定めたものである。しかるに教育の基本的なあり方は当然憲法や教育基本法の中で考えてゆかねばならない。

なお本章では最初に「教育の政治的中立」という問題を中心に政治と教育の関係をとり上げ、教育の本質にかかわる教育目的と国家との法的関係は次章で詳述することにした。

まず最初に「政治的中立」という言葉の持つ意味を考えてみよう。この言葉はちょっと聞くと誰にでも「わかり切った」ような響をもつて聞え、深く考えずして「当然のもの」として人々の心になじんでいく。では一体「政治的中立」ということの意味は何か。それはその者が所属関係において特定の政党に属するとか、特定の政党を支持するためにする、というのではなく、超党派の立場において純粹に意見をのべることである。つまりは政党の利害やイデオロギーに左右されない様に、政治的な諸勢力とは独立して自らの自由と自主性を保つことである。だがそれは特定の政党の掲げる政策やイデオロギーに、賛成も反対もしないことではないのである。

ところが政治的中立という場合、一般には一切の政治イデオロギーからの中立という意味があり、左右いずれにも偏しない、いわゆる「中庸」の徳であったり、場合によっては前述のごとく、社会に拡まっている体制的思想が「正統である」が故に政治的に中立であったりする。中村菊雄教授（慶大、政治学）の言葉を借りるならば「教科書は通説を採用すべきである」ということから、「議会制民

行政権に対する「自己抑制」的な姿勢が目立っているし、前述したごとく、横田元最高裁判長官の主張や平賀書簡にもそれをうかがい知る事ができる。また、仮りに審査の対象となつている政治部門の行為に対する合憲判決は、被治者の心の中にある権力の正統性について、裁判所がそれに「重み」を加える事になり、それは更に、当該判決で争われた狭い事件の範囲を越えて、権力の政治的・社会的権威を不当に増幅せしめる働きをすることになる。実はこのことの方を権力はより重大視する。教科書裁判における杉本判决で国が敗訴したときのろばいぶりは当時の新聞にもくわしいが、その後ただちに文部省見解を「通達」で出し、「教育行政にはなんら影響されるものではない」として対決姿勢を強めた点に、行政権力側の裁判無視とも思われる独善をみることができ、このことにより行政権力側の「権威」を余すところなく国民に披瀝することもねらいの一つであつたらうと思われる。

今日のような過熱した「政治」の時代において、司法権が、この重大な違憲立法審査権を、政治的配慮に流されることなく、あるいは立法にあたってその背景に横たわつていた考慮を、実質的にそのまま引き継いだ形で判断を下すことなく、文字通り独立して法と良心のみに従うことが強く要請されることである。もとよりそのような過程においてもなお、結果的に体制側と同じ判断がなされることもあるだろうし、あつて然るべきと思う。だが、次の最高裁の判断はどうだろうか。「……その（日米安全保障条約）成立にあつては、時の内閣は憲法の条章に基き、米国と数次に亘る交渉の末、わが国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討論も含めて衆参両院において慎重に審議せられた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事

実である……」（前出「砂川事件」最高裁判決文）

「慎重に」審議せられた上、「適法妥当な」ものとして国会の承認を経たものであるかどうかは、国民の中でも意見のわかれるところであるが、とに角、手続き上「合法的に」国会審議を通過したから司法裁判所が違憲立法審査権を放棄する……という根拠は一体どこから出てくるのだろうか。ここで当時の「砂川事件」担当判事の一人、小谷重勝氏の意見書からこの判決に関する疑問を抜き出してみる。（適宜「要約」、「省略」をしている。）

1、多数意見が明白な違憲の場合に限り、違憲審査権の行使を認めるとするのは、違憲審査権は立法・行政二権によってなされる国の重大事項には及ばないとするものであつて、……わが国の三権分立の制度を根本から脅かすものである。

2、多数意見のいう本件安保条約に対して違憲審査権は原則としてなじまないとする法的根拠は如何なるものか。たとえ統治行為説（内閣および国会の行為のうちには違憲審査権が及ばないものがあるとする説）が存在するとしても、憲法第81条の「……裁判所は一切の法律・命令・規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限」に照らしても、当然違憲審査の対象となることは明白

3、「一見極めて明白な違憲無効」とは「ひと目みてすぐわかる違憲無効」の意と解せられるが、智能を集め月日をかけて締結した条約に「ひと目見てすぐわかる違憲無効」のような瑕疵が存在するはずがない。ひつきょう多数意見は究極するところ、条約に違憲審査権は及ばないとするに等しい。しかるに後述するごとく、多数意見は適憲性を判示している。

4、にもかかわらず、審査の範囲外である「一見極めて違憲無効で」

「注告」した事件）は反体制集団である青年法律家協会加入の裁判官たちによってデッチ上げられたものであり、青法協という反体制集団に加入していること自体、裁判官として独立・中立性を侵すものだ」となってあらわれ、自らは自民党の機関誌「自由新報」に投書して反体制（？）集団攻撃をつづける忠誠ぶりを実行している。こうした態度から司法権の独立に関する認識を引き出すことは、我々門外漢にとっては至難の業という外ない。また議会制民主主義と天皇制と資本主義が完成された憲法体制だと断定すること自体が、学問的な態度として正しいものとは言えないだろう。

だが飯守所見ほどではないにしても、司法権の独立に関しては、数多くの政治に向って傾斜した判決や発言に接する事ができる。少し古いところから引用すると、昭和34年12月16日に最高裁から出された「砂川事件」の上告審判決文に問題の部分を見い出すことができる。

「……ところで、本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ、高度の政治性を有するものというべきであって、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣および、これを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点が少なくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従って、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであって、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものである……」

要するに安保条約は高度に政治的問題であり、一見極めて明白に違憲無効であるといえないから、司法審査の「なじまない」ところのものである、ということであろう。

また、他の例をあげると、元最高裁長官の横田喜三郎氏は、三権分立の原則からすれば「司法権が他の権力を侵し、その行為を無効にするようなことは原則として許されない」ことであり、裁判所の違憲審査権は右の原則からは全くの「例外」として認められたものであるから、「このような重大な機能は……かるがるしく行使すべきではなく、……違憲無効を宣言するのは明白な場合に限るべき」（『世界』9月号、現代民主主義における司法権の役割、高柳信一）だとするのである。

いうまでもなく司法権裁判所を持つ権能は次の三点に要約できる。

- 1、独立して法の下での平等を実現すること。
- 2、民事、刑事、行政裁判全ての司法権を独占すること。
- 3、違憲立法審査権をもつ憲法裁判所であること。

このような権能をもつ司法裁判所は、では多数決原理に基き構成された議会や、同じく議会の信任でもって成立し、議会に対してのみ責任を有する内閣と一体どのような関係においてその権能をはたせばよいのか、という問題がでてくるだろう。たしかに議会制民主主義は日本国憲法の枢軸を為すものである。問題は議会制民主主義の質に存することであり、軽々しく論ぜられないが、純粹な憲法的判断が議会において十全に行なわれるという保障はどこにもないこともまた事実である。ことに今日のように既成事実が憲法判断に先行するようでは、司法権による違憲立法審査権の積極的な活用が絶対必要である。

しかし、現実における司法裁判所の憲法判断については、立法・

を決定するのは当然であると考えている。これが「政治」的側面からの観点である。だがはたしてこれでよいのか、というのが今度の教科書裁判であった。こゝでも議會制民主主義及び教育の質が問われることとなったのである。

## (二) 司法権の独立と政治

前章では政治と法の関係についてその関連性及び法の意味について述べてきたが、こゝでは国家権力が法の執行にあたって行なう判断（解釈）、及び、法の番人である司法裁判所の行なう判断をめぐる若干の問題を考察してみようと思う。

ところで一般法規の正統性の根拠はどこに存するののか——ということが先ず問題である。その法律が正しいか正しくないのか……勿論、法治国の場合、それは正しいものとされるわけであるが、その基準となるのはその国の根本法規でなければならぬ。一部の政治学者がよく批判して言うのに次のような発言がある。「法律家は往々にして法律という林に入って林を見ざる如く、法律第一主義にとられてその他に及ぼす影響を考慮しない」と。要するに「これらの考え方は、根本法規に違反するかしないかという事よりも、その他に及ぼす影響（現体制、つくり上げられた既成事実）に及ぼす影響」の方をはるかに重視しているのである。言い換えれば、法律が準拠すべきは現状であり、それ以外のものではない。がしかし、司法権の独立とは決してそういうものではない。あくまでも権力よりも法の優位が保たれねばならない。

ところをもっと徹底した一つの見方がある。現最高裁判所長官の石田和外氏の発言をみよう。「憲法施行後二十四年目を迎えて、そ

の精神、つまり民主主義、平和主義、国際主義(?)は、すでに国の各機関、国民の日常生活に定着した。……国民はレジャーを楽しみ、のびのびと毎日楽しく過している。これは現憲法が期待している姿である」というのである。要するに、憲法の中に資本主義という今日の状況（特定の制度）が理念として存在しており、それが事実の世界に顕現していつて、憲法が定着した状況としての今日に立ち至った——ということになる。つまり現実が憲法の定着した状況である、ということになる。高度にヘーゲル的な法哲学の持ち主であるが、我々の憲法の精神についての理解との「ずれ」が発見できる。我々は憲法の基本的精神として主権在民・平和主義・基本的人権の尊重をおげるのだが、とくに基本的人権の尊重が消えて国際主義が入っているのが象徴的である……と理解する。だが憲法は現実にあるがままのものを表象しているのではなく、民主的社会を実現していくための中心となる手だてであり、実質的内容（価値）は人間が造り出していくところのものである。

しかるに憲法の基本的精神（内容）を高度に発達した資本主義体制といった特定の制度として理解するならば、「我國の憲法体制は天皇制、階級協調の議會制民主主義制度、修正資本主義制度である」とする飯守鹿兒島地裁所長の憲法理解となり、「（共産党、社会党、日教組などは反対制集団であり、憲法違反の団体であるから憲法擁護を語る資格はない」という趣旨の同氏の発言などと考えあわせる）思想も体制の枠内でのみ自由たりうることになり、それは新しい価値を創造することではなく、既存の価値をくり返し再現することではない。くしくも彼の発言は「平賀書簡事件」（長沼ナイキ基地訴訟事件担当の札幌地裁福島裁判長に、当時の上司であった平賀所長が「政治的問題」だから違憲審査にわたらないよう老婆心から

現存する国家が永遠性を帯びてくる。従って、法は秩序であり、国体護持は不変不朽のものとなる。

社会学的立場からは、それを社会集団の本質としての拘束性に見出す。全ての集団はその本質として、その集団の成員を拘束する或る秩序が存在するように、そしてそのことによって集団の機能が円滑に維持されるように、近代国家にも法の支配に基く拘束性がその本質として存在し、国民も本質的に、あるいは教育によってこれを正統視し、それと一体化するということがスムーズに行なわれることになる。

さて、それでは我々から見ても、法は何のために存在するののか——という問いに答えねばならない。これの回答に前述のごとく「本質的に存在する」などと答えたところで、アプリアリな観念論に終始するだけであろう。すでに倫理想史の中でホッブズ、ロックなどが各々の社会契約説をひっさげて登場するが、「各人の自由権の全部又は一部を権力側に譲渡して、国民全体の人権を擁護し、以って平和と安全を得るため」と最大公約的に答えることができる。これは契約国家観を表明したものだ、法の存在意義もそこに存するから同じことと考えてよい。

法（拘束性）の存在はあらゆる集団で必然的とされているが、それでもインフォーマルな集団とフォーマルな集団とはその必然の度合は異なってくる。前者の場合はその集団の結合性を強めるものは拘束性よりも「のぞましき」に求められる場合が多い。家族などの場合などはその典型であろう。

それに対してフォーマルな集団においてはやはり拘束性をその本質にすえ、それら選択的意志の働く社会、利益社会においては、多くの人々の利害が一致しない場合におこる紛争に備えて、あるいは

紛争の発生を前提として、成員を拘束する規則とか法の存在を説明する。このような社会では紛争を内々に解決することは許されないから、公然化した紛争を衆目の一致するところで「公平に」解決する必要がある。国家はインフォーマルな集団と、一人が多面的に所属する多数のフォーマルな集団の統合体である。

これまでのところで「政治」についての定義を試みるならば、それは「政治とは国家権力による法の支配の実現のプロセスである」といえるだろう。しかも国家権力による支配が、我々から見ると正統性を有している必要があるが、その正統性を、わが国の場合、主権在民に基く議会制民主主義に求めている。こゝに後にふれる司法権と立法・行政権との間に様々な重要問題の対立を生み出す源が存在する。主権の存する国民の選挙により正当にえられた議員で構成される議会によって正当に成立した法律に基いて行政権を行使している文部行政に対する教科書裁判の杉本判决は、「議会制民主主義の否定につながる」として心ある（？）人達を憤らせることとなった。では、主権在民と議会制民主主義は不可分一体のものなのか。それとも主権在民と議会制民主主義との間の溝があるとすればそれを埋めるものは何か。それをこれから考えてゆきたいわけである。司法権の独立や教育の問題を議会制民主主義との関連において扱えられる理由がこゝにあるのではないかと私は考える。これらについては章を改めて詳述したい。

政府（文部省）はどうも「主権在民」という言葉は余り好まない様である。主権は国民一人一人に在る……というのはゆきすぎであり、こと更に国民と国家とを対立させて考えることは不当であるとす。だから主権者である国民の信託をうけて国政を行なう政府が、教育内容についても、種々の紛争を「公平に」調停し、国民的合意

## 司法権・教育権と政治

寅 貝 和 男

### (一) 政治と法

「政治」という場合、われわれが真っ先に連想するのが「法の支配」という言葉である。しかるに、法は、いわば政治の手だてであり、政治が法の具体的表象であると考えられる。政治が行なわれる場合、国家権力による恣意的な支配により、人々の基本的人権が不当に奪われることのないよう、法による合理的な支配を確立するしくみが近代国家での政治形態となっている。そこではじめて、人間は全て平等であり、自らの定めた法の下に安定した存在をもつことになる。「法の支配」は、いわば、人間の支配ではなく、議会を通じて国民の代表が制定した法に基き、国民全てを支配するしくみであり、ここに、法の前では為政者をも含めた全てが被治者として存在することになる。

かような観点から、政治を「法」との関係で見てゆくことが正統性をもつわけだが、また法は、道徳と同じく一つの「規範」でもある。規範であるからそれは倫理性をもつが、もとより道徳のように内面的、形而上的な自律だけでなく、それ以上に実行行為を問題とし、外面性の規定が中心となり、しかも国家権力による強制力をもつことで「政治」的様相を濃くする。

また法は「正義」である、といわれる。依って政治は法に基いて行なわれるものであるから、正義を実現するものである、ともいわれる。だから政治の志向するものは正義であり、日々の政治が正義の実現であるとしなければならぬ(?!)。社会に拡がっている体制的思想は、(それを遊弄もしくは支持している人々にとっては)それはまさに「正統」である……とする小林直樹氏の「政治的中立」についての概念整理(「世界」1970年9月号)に於いては、従って法体制とか法的存在とかいわれるものは永続的な存在であり、それに基づく一連の概念は永遠性の様相を呈している。そして、ともとは、それを生み出した社会の投影であるはずのものが、でき上ってしまった後では、社会がそれらの概念の投影であるかのような観を呈する。つまりはヘーゲルの言う精神から具象にすすむ発想である。「現実的なものが理性的なものであり、理性的なものが現実的なものである」とするヘーゲルの精神弁証法は、自由な精神と客観的な制度の統一の状態を「人倫」と名付け、そのとき現実存在した国家を「人倫」の最高の発達段階のものと規定し、国家を構成する個人は、国家の普遍的な意志を自分の意志として引き受け、それを実行することを最高の義務であるとす。

その普遍的な意志の具体化が法であり、それによってその時点で